

目 次

津市告示

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車等の撤去及び保管

認可地縁団体の告示事項の変更

津市榊原自然の森内テニスコート及び夜間照明の使用料徴収事務の委託

津市榊原自然の森温泉保養館の使用料徴収事務の委託

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

津市公告

令和元年度第1回津市営住宅補充入居者の募集

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務プロポーザルの実施

開発行為に係る工事の完了

平成31年4月分津市農用地利用集積計画の決定

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

犬の抑留

津市久居アルスプラザ緞帳デザイン等コンペの実施

津市証明書コンビニ交付サービス提供業務プロポーザルの実施

津市上下水道事業公告

津市公共下水道事業受益者負担金及び分担金の賦課区域

津市選挙管理委員会告示

津市波瀬財産区議会議員選挙の選挙期日

津市波瀬財産区議会議員選挙における投票所の決定

津市波瀬財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間

津市波瀬財産区議会議員選挙における開票事務と選挙会事務の合同

津市波瀬財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時

津市波瀬財産区議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任

津市波瀬財産区議会議員選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市波瀬財産区議会議員選挙における期日前投票所の決定

津市波瀬財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任

津市波瀬財産区議会議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額

津市榊原財産区議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

津市波瀬財産区議会議員選挙における当選人

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年白山町告示第79号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

白山町馬場自治会

三重県津市白山町川口1260番地2

代表者 中山 一

2 変更に係る事項

規約に定める目的

変更前	本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。 (1)回覧版の回付等区域内の住民相互の連絡 (2)美化・清掃等区域内の環境の整備 (3)集会施設の維持管理 (4)自治会の所有する財産の維持管理 (5)その他・自治会の共同活動に必要な事項
変更後	本会は、会員相互の連帯と親睦を深めて、安全で安心して暮らすことが出来る住みよい地域づくりのために活動することを目的とする。

区域

変更前	本会の区域は、津市白山町川口1162番地から川口1293番地までの区域とする。
変更後	本会の区域は、津市白山町川口1162番地から1293番地、8360番地、8387番地1、8401番地2の区域とする。

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の目的及び区域が、平成31年4月14日の総会において議決されたため。

津市告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成10年美杉村告示第9号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月10日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

中村組自治会

三重県津市美杉町下之川1853番地2

代表者 下出 敏樹

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	渡邊 浩一 三重県津市美杉町下之川1957番地
変更後	下出 敏樹 三重県津市美杉町下之川1304番地2

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成31年4月13日の定期総会において改選されたため。

津市告示第3号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）第12条第2項、第13条第2項及び第14条に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成31年 4月 1日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 4月 1日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 4月 3日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 4月 4日
久居新町地内	1	平成31年 4月 4日
久居新町地内	1	平成31年 4月 5日
久居新町地内	1	平成31年 4月 6日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 4月 8日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 4月 9日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 4月10日
久居元町地内	1	平成31年 4月10日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 4月16日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 4月16日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 4月17日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 4月17日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成31年 4月18日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	6	平成31年 4月22日
津駅西第一公共自転車等駐車場	39	平成31年 4月25日
津駅西第二公共自転車等駐車場	26	平成31年 4月25日
津駅西第三公共自転車等駐車場	4	平成31年 4月25日
一身田上津部田地内	4	平成31年 4月25日
大門地内	3	平成31年 4月25日

下弁財町津興地内	1	平成31年 4月25日
柳山津興地内	1	平成31年 4月25日
栄町一丁目地内	1	平成31年 4月25日
一身田豊野地内	1	平成31年 4月25日
羽所町地内	1	平成31年 4月25日
上浜町三丁目地内	1	平成31年 4月25日
鳥居町地内	1	平成31年 4月25日
東丸之内地内	1	平成31年 4月25日
桜田町地内	1	平成31年 4月25日
高茶屋二丁目地内	1	平成31年 4月25日
白塚駅公共自転車等駐車場	9	平成31年 4月26日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成31年 4月26日
八幡町津地内	1	平成31年 4月26日
豊が丘二丁目地内	1	平成31年 4月26日
柳山津興地内	1	平成31年 4月26日
一身田大古曾地内	2	平成31年 4月26日
垂水地内	1	平成31年 4月26日
一身田町地内	1	平成31年 4月26日
栄町四丁目地内	1	平成31年 4月26日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成25年津市告示第194号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

白塚北部自治会連合会
三重県津市白塚町924番地1
代表者 橋本 喜久男

2 変更に係る事項

(1) 代表者の氏名及び住所

変更前	内藤 正信 三重県津市白塚町1856番地
変更後	橋本 喜久男 三重県津市白塚町924番地1

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県津市白塚町1856番地
変更後	三重県津市白塚町924番地1

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者及び事務所の所在地の変更が、平成31年4月28日の定期総会において承認されたため。

津市告示第5号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月14日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市榊原自然の森内テニス場及び夜間照明の使用料
- 2 委託先
津市桜橋二丁目34番地1
イオンディライト株式会社東海支社三重支店
- 3 委託期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

津市告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月14日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 徴収する使用料
津市榑原自然の森温泉保養館の使用料
- 2 委託先
津市桜橋二丁目34番地1
イオンデイト株式会社東海支社三重支店
- 3 委託期間
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

津市告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年美杉村告示第10号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

大御堂地区

三重県津市美杉町八知5153番地1

代表者 小松 登

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	前川 広幸 三重県津市美杉町八知4485番地1
変更後	小松 登 三重県津市美杉町八知5159番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成31年4月20日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 23 年津市告示第 169 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和元年 5 月 15 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

下之世古自治会

三重県津市一志町波瀬 1794 番地 2

代表者 水谷 廣行

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	谷 政博 三重県津市一志町波瀬 1797 番地
変更後	水谷 廣行 三重県津市一志町波瀬 1549 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 31 年 3 月 23 日の定期総会において選任され、同年 4 月 1 日から就任することになったため。

津市告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成12年一志町告示第14号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和元年5月15日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

野田一自治会

三重県津市一志町高野50番地2

代表者 黒田 宣

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	川井 篤 三重県津市一志町高野83番地11
変更後	黒田 宣 三重県津市一志町高野63番地5

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成31年4月7日の定期総会において改選されたため。

津市公告第1号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号）第4条第1項の規定により次のとおり公募します。

令和元年5月7日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

令和元年度第1回市営住宅補充入居者募集

1 入居資格

市営住宅に入居することができる者は、次の各号の要件を全て備える者とします。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者若しくは住所を移転し、かつ、定住する意思を有する者又は本市の区域内に勤務場所を有する者若しくは勤務場所を有することとなることが確実な者であること。
- (2) 同居しようとする者があるときは、その者が親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）であること。
- (3) 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者でないこと。
- (4) 入居申込みの日において、次に掲げる基準の収入である者
 - ア 158,000円以下（裁量階層世帯259,000円以下）

裁量階層世帯とは、次の要件のいずれかに該当する世帯をいいます。

 - (ア) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める程度の者がある世帯
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - b 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度
 - c 知的障害 bに規定する精神障害に該当する程度
 - (イ) 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居予定者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者のみである世帯
 - (ウ) 申込者又は同居予定者に戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がいる世帯
 - (エ) 申込者又は同居予定者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がいる世帯
 - (オ) 申込者又は同居予定者にハンセン病療養所入所者等に対する補償金

の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等がある世帯

(カ) 申込者又は同居予定者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある世帯

(キ) 同居予定者に小学校就学の始期に達するまでの者がある世帯

イ 収入については、申込者及び同居予定者の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例に準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を1.2で除した額とします。

(ア) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円

(イ) 同一生計配偶者で70歳以上の者又は老人扶養親族1人につき10万円

(ウ) 特定扶養親族1人につき25万円

(エ) 申込者又は(ア)に規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）

(オ) 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

(5) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(6) 市町村税等を滞納していない者

(7) 申込者又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含みます。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(8) 津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例第215号。以下「条例」といいます。）に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間及び受付時間

令和元年5月14日（火）から5月17日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次のアからキまでの書類を添付の上、建設部市営住宅課（津市役所本庁舎6階）又は

市営住宅課久居分室（ポルタひさい南館 1 階）に申込者又は事情の分かる家族の者が提出してください。

ア 申込者、同居予定者全員の市町村長の発行する所得・課税証明書。ただし、津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年津市条例第 40 号）第 4 条第 2 項又は第 3 項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいいます。）を利用することができるときは、当該書類の提出に代えることができます。

イ 申込者、同居予定者全員の住民票の写し

ウ 市町村税の完納証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（市営住宅課所定の用紙）

オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者については手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ その他必要な書類

3 優先入居住宅への申込み

次の各号に掲げる者は、条例第 10 条第 3 項に定める優先入居住宅の募集がある場合、申込みを行うことができます。

(1) 条例第 5 条各号に該当する者

(2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で 20 歳に満たない児童と同居し、扶養している者

(3) 申込者又は同居予定者が海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していない者

(4) 永住帰国を希望する中国残留邦人等

(5) 申込者が 60 歳以上の者であり、同居予定者のいずれもが 60 歳以上又は 18 歳未満の者

(6) 18 歳未満の子が 3 人以上いる者

(7) 申込者又は同居予定者が心身障害者（身体障害者手帳 1～4 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、療育手帳 A 1（最重度）～B 1（中度）の交

付を受けた者)

- (8) 申込者又は同居予定者が戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けた者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者

4 住宅入居申込書の配付

住宅入居申込書は、令和元年5月7日（火）から5月17日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までに、建設部市営住宅課及び市営住宅課久居分室で配付します。ただし、土曜日及び日曜日は除きます。

5 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居資格要件に適合する者（以下「入居適格者」といいます。）を選考します。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開抽選実施要綱（平成18年訓第182号）に基づき、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択します。優先入居住宅のある抽選は、一般住宅の抽選に先立ち優先入居住宅の抽選を行い、続いて一般住宅の抽選を入居適格者と先の優先入居住宅の落選者により行います。

公開抽選会は、令和元年6月7日（金）の予定です。

6 募集住宅及び戸数

(1) A区分住宅

- | | | | |
|---|---------------|-----------------|-------|
| ア | 白塚団地 | 2戸（1戸） | |
| | 津市白塚町58番地3 | 鉄筋コンクリート5階建 | 3DK |
| | 家賃 | 14,900円～33,400円 | |
| イ | 高洲町アパート | 2戸（1戸） | 単身世帯可 |
| | 津市高洲町20番4号ほか | 鉄筋コンクリート4階建 | 3DK |
| | 家賃 | 9,300円～24,600円 | |
| ウ | 大井アパート | 1戸 | 単身世帯可 |
| | 津市中河原134番地 | 鉄筋コンクリート4階建 | 3DK |
| | 家賃 | 11,700円～25,000円 | |
| エ | 千鳥アパート | 1戸 | |
| | 津市三重町津興433番地6 | 鉄筋コンクリート3階建 | 3DK |
| | 家賃 | 17,800円～41,000円 | |

- オ 阿漕アパート 1戸 単身世帯可
津市柳山津興318番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 8,800円 ~ 14,600円
- カ 藤方団地 2戸(1戸)
津市藤方297番地 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 12,800円 ~ 28,900円
- キ 藤水団地 2戸(1戸)
津市藤方2135番地 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 19,000円 ~ 41,600円
- ク 小森団地 1戸
津市高茶屋三丁目10番1-201号 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 21,000円 ~ 45,900円
- ケ 森団地 1戸 単身世帯可
津市森町2134番地 簡易耐火2階建 2DK
家賃 9,300円 ~ 11,700円
- コ 北口団地 1戸
津市久居北口町1003番地3 鉄筋コンクリート3階建 3DK
家賃 14,200円 ~ 32,600円
- サ 桃里団地A棟 1戸
津市戸木町2191番地 鉄筋コンクリート4階建 3DK
家賃 18,600円 ~ 42,800円
- シ 桃里団地D棟 1戸
津市戸木町2191番地 鉄筋コンクリート6階建 2DK
家賃 20,500円 ~ 47,300円

(2) B区分住宅

- ア 南阿漕 1戸
津市阿漕町津興222番地9 鉄筋コンクリート5階建 3DK
家賃 13,200円 ~ 19,700円
- イ 朝汐アパート 1戸 単身世帯可
津市下弁財町津興802番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK
家賃 7,600円 ~ 11,300円
- ウ 西城山アパート 3戸(1戸) 単身世帯可

津市城山三丁目10番1-204号ほか 鉄筋コンクリート4階建
2DK

家賃 8,600円 ~ 13,000円

括弧内の戸数は優先入居住宅の戸数で、募集戸数の内数です。

家賃は、令和元年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯の収入等に応じた家賃となります。

また、令和2年度以降は、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

7 入居の時期

令和元年8月上旬の予定です。

津市公告第2号

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務に係るプロポーザルを実施するので、公告します。

令和元年5月7日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務

プロポーザル実施要領

令和元年5月

津 市

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務

(2) 業務の目的

平成24年度のシステム導入から6年が経過している現行の学校図書館情報システムについて、正常かつ安定した稼働及び円滑な運用が行えるように、当該システムのハードウェア及びソフトウェアの更新を行うものである。

(3) 業務内容

システムの更新を行い、正常かつ安定した稼働を確保するために以下の業務を行う。詳細については本業務に係る仕様書において定めるものとする。

ア 津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借

システム及び関連機器等の賃貸借（システム設計、ソフトウェア及びハードウェアの調達・設置、既存システムのデータ移行、導入時操作研修等を含む）

イ 津市立学校図書館情報システム保守サポート業務

システム保守業務、システム運用サポート業務

ウ 書誌情報オンラインサービス「TOOLi-S Light」使用

学校図書館用書誌情報オンラインサービス「TOOLi-S Light」の学校図書館情報システム上での使用

(4) 実施形式

公募型プロポーザル方式

(5) 履行期間

契約締結日から令和6年9月30日まで

（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

ただし、システムの運用開始は令和元年10月1日からとし、費用の支払は令和元年10月分から発生するものとする。

(6) 履行要件

「津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借」及び「津市立学校図書館情報システム保守サポート業務」並びに「書誌情報オンラインサービス TOOLi-S Light の使用」の調達を個別に発注する。

(7) 提案上限額

82,398千円（消費税及び地方消費税を含まない金額※）

※消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

上限額の業務別内訳

ア 津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借	64,368千円
イ 津市立学校図書館情報システム保守サポート業務	7,380千円
ウ 書誌情報オンラインサービス「TOOLi-S Light」使用	10,650千円

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

なお、提案上限額には、上記(3)の業務に係る全ての経費を含むものとし、履行期間全体に係る金額とする。いずれの業務についても上記提案上限額を超えてはならない。提案上限額を超えた提案は無効とする。

データセンターについては、現行の津市立学校図書館情報システムのサーバ類を設置している市内データセンターを利用すること。

2 参加資格

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者(以下「単独事業体」という。)若しくは、地元事業者(津市に本店又は支店等を有する者)と他の事業者とのコンソーシアム方式※(以下「共同の事業体」という。)であり、代表となる事業者と代表となる事業者以外の事業者のいずれも以下の参加資格要件の全てを満たす共同の事業体であること。

(1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない場合にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること

ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)

イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)

ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑(登録)証明書

オ 本市の区域内に事業所を有する法人にあつては、市税に係る事業所の完納を証明する書類

カ 本市の区域内に事業所を有する個人にあつては、市税に係る完納を証明する書類

キ 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

ク 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (3) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- (4) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。
- ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (6) 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。
- ※本企画提案におけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手方となる最優先候補者となった場合、原則、本市と代表事業者のみが契約を行い、代表企業は共同の事業体を形成する各事業者と必要な契約等を行うこととします。

3 企画提案書提出までの流れ

(1) 公告等に関する事項

公告は、令和元年5月7日（火）に行い、実施要領等関係書類について津市ホームページで公表する。

(2) 公告等に関する質問の受付

公告等に記載の内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和元年5月7日（火）から5月15日（水）まで（午後3時必着）

イ 提出方法

「質問書」（様式1）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。（E-Mail：226-3164@city.tsu.lg.jp）

※E-Mailフリガナ：～@シーアイティーワイ.ティーエスユー.エルジー.ジェーピー

質問者には、質問の内容について確認を行うことがある。

なお、電話、口頭による質問には対応しない。

(3) 公告等に関する質問に対する回答

質問に対する回答は、令和元年5月22日（水）までに津市ホームページに掲載する。なお、電話、口頭での回答等、個別には対応しない。

(4) 参加表明書等の受付

応募者は、次の各号のとおり「参加表明書」（様式2）及び必要書類を担当課に提出し、参加資格審査を受けること。

ア 提出書類

・参加表明書（様式2）

共同の事業体での参加の場合、同意書（任意様式）を併せて提出すること。

・事業者概要等整理表（様式3）

参加表明書と割印にすること。

・宣誓書（様式4）

※津市競争入札参加資格者名簿に登載されていない事業者については、

「2 参加資格」の(1)に記載の書類を併せて提出すること。

イ 提出期限

令和元年5月29日（水）午後5時15分まで（厳守）

ウ 提出方法

事務局に持参または郵送すること。（期限内必着）

エ 応募を辞退する場合

参加表明書を提出した後に応募を辞退する場合は、令和元年6月3日（月）午後5時15分までに「参加辞退届」（様式5）を担当課まで直接持参もしくは郵送により提出すること。

(5) 企画提案書等の提出

参加資格審査により、参加資格を有すると認められた応募者は、次の各号のとおり担当課に企画提案書等を提出すること。

ア 提出書類

・企画提案書

提出部数 原本1部（様式6を鑑にしたもの）、写し9部 合計10部
また、「4 企画提案書作成方法」の(2)において指示する書類を添付書類として併せて提出すること。

なお、同提案書のデータ（PDF形式）も提出すること。

・機能実現証明書

提出部数 1部

「4 企画提案書作成方法」の(3)のとおり記載したものを提出すること。
なお、併せてデータでの提出も行うこと。

・見積書

提出部数 代表者印押印のもの1部（封入封緘押印のこと）

提案書記載の見積内容で作成したもの。（内訳が記載されていること）

なお、「見積シート」（様式7）を別紙として添付すること。

・共同の事業体（コンソーシアム方式）概要書（様式8）

提出部数 代表者印押印のもの1部

共同の事業体の役割体制や業務処理体制図について記載すること。

イ 提出期限

令和元年6月3日（月）午後5時15分まで

ウ 提出方法

事務局に持参または郵送すること。（期限内必着）

4 企画提案書等作成方法

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務企画提案書（以下「提案書」という。）は、以下のことを踏まえて作成すること。

(1) 提案書の概要

ア 名称

「津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務企画提案書」とすること。

イ 提案書の様式等

サイズ等：A4版横書き

ページ数：35ページ以内（表紙、目次、合紙は含まない）

印刷の面：両面

提出部数：10部（原本1部、写し9部）

(2) 提案内容の記載方法

以下の項目に従って作成すること。

1. 本事業の運営方針・実施体制等
※コンソーシアムの運営方針、業務遂行体制、保有資格等について提案すること。(単独事業体の場合は、単独事業体としての運営方針、体制等を記載すること。)
1. 1. コンソーシアムの運営方針、体制、地場企業活用の考え方等
1. 2. 業務遂行体制
1. 3. 保有資格
2. システムソフトウェアの機能等
※今回更新するシステムパッケージソフトウェアに関して、システム概要・特徴や各種機能内容について操作性、ユーザーインターフェースの観点も考慮して提案すること。
2. 1. パッケージの概要・特徴
2. 2. カウンター業務機能(貸出・返却、資料検索、予約機能等)
2. 3. 管理系業務機能(利用者管理、書誌・蔵書管理、蔵書点検等)
2. 4. 児童・生徒用機能
2. 5. その他機能(統計・帳票、オフライン機能、相互貸借機能等)
3. システム性能・各種対策
※システム機器性能、障害対策、セキュリティ対策を、信頼性、可用性、保守性、保全性(完全性)、安全性(機密性)等の観点からその内容について記載・提案すること。 <u>なお、想定するシステム機器・構成内容のわかる機器明細を別途添付すること。(様式自由)</u>
3. 1. 機器性能、障害対策等
3. 2. セキュリティ対策
4. システム更新・導入に係る手法、スケジュール
※新システムの確実な稼働・運用のため、既存データの移行方法や導入時の研修体制、システム更新・導入におけるスケジュールの考え方・進め方について提案すること。
4. 1. 既存データの移行
4. 2. 導入時研修(操作説明会)
4. 3. 作業スケジュール
5. 保守及び運用サポート
※システム運用における保守業務(障害対応)、運用サポート業務に係る実施体制やサービス内容等について提案すること。
5. 1. 保守業務
5. 2. 運用サポート業務
6. 次期システム更新時の対応
※将来、他社のシステムに更改することになった場合のデータ移行に関わり、既存システム事業者としてのデータ抽出等の対応について、汎用性やコストの観点から提案すること。 <u>なお、データ抽出経費の参考見積を別途添付すること。(様式自由)</u>
データ抽出条件は以下のとおりとし、同仕様書別紙「対象データ数参考資料」の諸条件の5年後予測数値等も考慮して算出すること。
【データ抽出条件】
・蔵書情報、利用者情報、貸出履歴のテキストデータを出力。(出力サンプルについては提供可)
・CSV形式、タブ区切り形式等の一般的なテキストファイル形式とする。
・フィールド内データに当該記号(カンマやタブ)が含まれていないこと。
・一般的なフィールド名をつけること。ファイル内のデータの順序は問わない。

7. 実績

※提案システムと同等の小中学校向け学校図書館情報システムの構築、運用実績（現在継続中の契約も含む）を記載すること。（導入及び運用期間、自治体名、構築規模、システムの機能概要等）

(3) 機能実現証明書の記載方法

「機能実現証明書」の記載方法は以下のとおり。

ア Fit&Gap 分析結果

① 「判定結果」

項目内容への対応について以下のいずれかで回答（判定）すること。

ただし、必須要件としている項目（必須要件欄が「○」の項目）については、必ず実現できることとする。

また、追加開発により実現可能な場合に要する金額については、必ず見積に含めること。ただし提案上限額の範囲で実現できない場合は×とすること。

◎：標準機能で実現

○：パラメータ設定による機能実現

△：カスタマイズ、アドオン、EUC等の追加開発による機能実現

×：対応不可

② 「判定結果の前提・内容」

判定結果の前提条件がある場合は記載すること。

イ 対応内容

カスタマイズやアドオン開発、EUC等の内容を記載すること。

ウ 追加開発

① 「種別」

「カスタマイズ」「アドオン」などの追加開発の種別を記載すること。

② 「影響度」

追加開発の規模（人月レベルの工数）を記載すること。

エ 備考

必要に応じて記載すること。

(4) その他

ア 提案書は、1者1提案とする。

イ 提案書には、会社等の名称を一切記入しないこと。また、作成した会社等が推定できるような記述やロゴ等の挿入も行わないこと。

ウ 提案書受付後の追加及び修正等は認めない。

5 提案書の審査等に関する事項

(1) 選考の方法

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションを受け、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、最も優れた企画提案を行った者（共同の事業者の場合は代表企業）を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

評価基準は、様式9「評価項目及び評価基準」の項目を対象とする評価による。企画提案者が1者のみの場合であっても、第1次審査及び第2次審査を実施する。

また、企画提案に係る評価が審査委員会において定める一定水準に達しない場合は、最優先候補者として選定しないものとする。

(2) 第1次審査

提案書、機能実現証明書記載内容についての技術等評価（書面審査）及び価格評価を行う。

ア 審査方法

提案書の記載内容について、様式9「評価項目及び評価基準」の第1次審査評価項目を対象に審査を行う。

イ 第1次審査通過者の決定

委員長、副委員長及び委員による評価点数及び機能実現証明書評価点数並びに価格評価点数を合計し、その合計点数の上位3者について第1次審査通過者として決定する。

ウ 提案者への通知

第1次審査通過者の決定後、各提案者に対して、各々の第1次審査の結果について通知の発送を行う。

第2次審査の対象となる提案者に対しては、その内容も併せて通知する。

(3) 第2次審査

第1次審査で選考された提案者に対して、提案書等に基づいた提案説明（プレゼンテーション）及び質疑応答による審査を行う。提案者当たり説明20分以内、質疑応答20分程度とする。提案説明及び質疑応答に当たっては、システムデモ環境を用意して実施することも可とする。ただし、その場合も上記制限時間内で行うこと。提案書に不明点等のある場合には別途確認時間を設ける場合がある。

ア 開催日時

令和元年6月11日（火）午後1時30分から午後5時00分頃まで
ただし、開催日時は予定とし、状況により変更する場合がある。

イ 審査方法

プレゼンテーション・質疑応答について、様式9「評価項目及び評価基準」の第2次審査評価項目を対象に審査を行う。

ウ 審査結果の通知

審査結果については、令和元年6月12日（水）以降速やかに第2次審査の対象となった各提案者に対して各々の第2次審査の結果を通知する。

エ その他

提案説明には、業務を受注した際、実際に業務を主として担当する者を出席させること。なお、参加人数は5名までとする。提案説明時において、必要となる機材のうちプロジェクター及びスクリーンは事務局において準備するが、その他必要とする機材については、企画提案者が手配すること。

(4) 最優先候補者

審査委員会にて選考された最優先候補者は、津市と仕様並びに価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となる。ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととする。

(5) 契約締結

受注者は、津市と契約を締結し、受託業務を実施する。契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

6 プロポーザル実施スケジュール

公告	令和元年5月 7日（火）から
実施要領等の配布	令和元年5月 7日（火）から 5月29日（水）午後5時15分まで
質問書の受付	令和元年5月 7日（火）から 5月15日（水）午後3時まで
質問の回答期限	令和元年5月22日（水）午後5時まで
参加表明書提出期限	令和元年5月29日（水）午後5時15分まで
企画提案書提出期限	令和元年6月 3日（月）午後5時15分まで
第1次審査（書面審査）	令和元年6月 4日（火）
第1次審査結果通知	令和元年6月 5日（水）までに通知
第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	令和元年6月11日（火）
審査結果通知	令和元年6月12日（水）以降速やかに

7 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
指名条件			○
選定条件			○
プロポーザル方式採用理由			○
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注1）
	見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
採点表（合計点）		○（注3）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注4）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注1） 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

（注2） 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

（注3） 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

（注4） 委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

（留意事項）

採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができる。

8 その他

(1) 企画提案書の作成、プレゼンテーションの参加等の提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

- (2) 最適提案業者として選定された業者に対しては、見積書を徴取した後に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による契約の締結を行うこととする。
- (3) 本業務について、提案書の提出を辞退した場合においても、不利益な取扱いを行わないこととする。
- (4) 参加事業者が以下に掲げる事由に該当した場合は、審査結果等に関わらず、既に決定した事項を取り消し、失格とすることができることとする。
- ア 本プロポーザルに関して不正あるいは公正さを欠く行為があった場合
- イ 本業務の契約締結日までに「2 参加資格」に規定する参加資格要件を欠く者となった場合
- (5) 社会情勢の急激な変動等はやむを得ない事情による場合を除き、提案内容の不履行や、改善措置を講じてもおお要求水準に満たない状況が生じた場合、上記(4)に係る対応のほか、業務履行の対価の減額や指名停止（名簿登録者の場合）等のペナルティの対象とするものとする。

事務局（問合わせ先）

〒514-0035 三重県津市西丸之内37番8号

津市教育委員会事務局教育研究支援課教育研究担当（津市教育委員会庁舎3階）

電話 059-229-3288（事務担当：柳原、伊東、竹花）

様式1

年 月 日

質 問 書

(あて先) 津市長

「津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務」について以下のとおり質問・疑義照会をいたします。

事業者名	
所属	
担当者名	
メールアドレス	
電話・FAX	

件 名	

様式2（代表事業者が提出すること）

参 加 表 明 書

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務プロポーザルに参加することを表明します。

年 月 日

（あて先）津市長

1. 提案者（代表事業者連絡担当者）

所在地

会社名

代表者

印

電 話

F A X

E-mail

担当者名・所属

2. 共同の事業体（コンソーシアム方式）構成事業者 ※同意書（任意様式）添付のこと

①

②

③

④

⑤

※ 予定の場合はその旨を記載すること。

※ 以下追記があれば記載すること。

様式3 (代表事業者が提出すること)

事業者概要等整理表

企 画 提 案 者	事業者名	連 絡 担 当 者	所 属
	所 在 地		役職・氏名
			電話番号(内線)
	ホームページアドレス		F A X
			E-mail

<事業者の概要>

設立年月		資本金(円)	
売上金 (円)		従業員数(人)	
支社(支店)		関連会社	

様式 4

宣 誓 書

年 月 日

(あて先) 津市長

所在地

商号 (名称)

代表者氏名

印

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務プロポーザルに参加するにあたり、本プロポーザル実施要領の「2 参加資格」に記載された全ての要件を満たすことを宣誓します。

様式5（代表事業者が提出すること）

参 加 辞 退 届

津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務プロポーザルに、参加表明書を提出しましたが、参加を辞退します。

年 月 日

（あて先）津市長

提案者

所在地

会社名

代表者

印

電 話

F A X

E-mail

担当者名

様式6（代表事業者が提出すること）

企 画 提 案 書

津市が開示した事業関係図書（仕様書、計画書等）の内容を全て確認し、承諾した上で、「津市立学校図書館情報システム更新及び運用等に係る業務」企画提案に、企画提案書を提出します。

年 月 日

（あて先）津市長

提案者

所在地

事業者名

代表者

印

電 話

F A X

E-mail

担当者名

様式8（本事業を受注した場合の役割分担について記述すること）

共同の事業体（コンソーシアム方式）概要書

<役割分担>

事業者名	所在地	代表者名	役割	主な業務経歴

様式8（本事業を受注した場合の業務処理体制図について記述すること）

<業務処理体制図>（様式は自由）

様式9 評価項目及び評価基準

全体評価項目

評価項目	内容	審査対象	配点	
価格評価	150点×(本プロポーザルにおける有効最低見積額/提出見積額)	1次審査	150	
機能実現証明書評価	機能実現証明書の各機能項目の回答結果の合計点数から算出された充足率を配点(200点満点)に乗じたものを評価点とする。	1次審査	200	
提案内容評価 ※詳細は下記のとおり	企画提案書	企画提案書の内容を基に、下記項目について、相互の提案内容を比較して相対評価(順位付け)を行う。	1次審査	230
	プレゼンテーション・質疑応答	プレゼンテーション・質疑応答を基に、下記項目について内容を比較して相対評価(順位付け)を行う。	2次審査	170
合計			750	

企画提案書評価(1次審査)

評価項目	評価基準	配点
1. 本事業の運営方針・実施体制等 コンソーシアム(又は単独事業体)の運営方針、業務遂行体制、保有資格等について評価する。 単独事業体の場合は、単独事業体としての運営方針、実施体制等について評価する。		
1. コンソーシアムの運営方針、体制、地場企業活用の方え方等	<ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアムの運営形態は明確であるか。 ・5年間の事業を完遂できる運営方針・運営体制であるか。 ・地場企業の活用を考慮した内容であるか。等 	10
2. 業務遂行体制	<ul style="list-style-type: none"> ・責任者や担当者が明記されているか。 ・経験年数、経歴、本業務への専従(専任)の度合い等が記述されているか。 ・各業務の実施体制と役割分担は明記されているか。 ・障害、問題事象等が発生した際のリカバリ体制等は明記されているか。等 	10
3. 保有資格	本事業実施に必須及び有効な資格を保有しているか。 <ul style="list-style-type: none"> ・品質マネジメントシステム(ISO9001) ・情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001) ・プライバシーマーク 等 	5
2. システムソフトウェアの機能等 提案システムソフトウェアのシステム概要・特徴や、各種機能内容について評価する。		
1. パッケージの概要・特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・提案しているパッケージは小中学校向けに開発されたシステムであるか。 ・システム方式やそのメリット・デメリット等を含め、今回採用するシステムの概要がわかりやすく具体的に記述されているか。等 	5
2. カウンター業務機能 (貸出・返却、資料検索、予約機能等)	<ul style="list-style-type: none"> ・操作性や視認性を重視したユーザーインターフェースとなっているか。 ・各種作業の簡素化・効率化・利便性向上を考慮した仕組みとなっているか。 ・管理者権限設定等、運用管理に関する機能は充実しているか。 ・学校図書館司書・教員や、児童・生徒のそれぞれが使用することを考慮したシステムとなっているか。 ・出力できる統計資料、帳票類は充実しているか。等 	10
3. 管理系業務機能 (利用者管理、書誌・蔵書管理、蔵書点検等)		10
4. 児童・生徒用機能		10
5. その他機能 (統計・帳票、オフライン機能、相互貸借機能等)		10
3. システム性能・各種対策 システム性能や、障害対策やセキュリティ対策等について評価する。		
1. 機器性能、障害対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバ類は継続稼働が見込める信頼性の高い機器を備えているか。 ・レスポンス性が考慮された安定使用が行えるシステムであるか。 ・障害発生時にも継続稼働可能な冗長構成は図られているか。 ・障害発生時の局所化、事前検知等、早期復旧のための工夫、方式を提案しているか。 ・データ損失への対策(バックアップ等)について、具体的な記述があるか。等 	20
2. セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・受注者としてのセキュリティポリシーが明記されているか。 ・ウイルス感染、不正アクセス、データ漏えい等、当該システム運用に関して想定されるリスクについて適切に把握し、その対策について具体的に記述されているか。 ・機密性、完全性、可用性の観点から考慮された対策となっているか。 ・児童・生徒が使用することを考慮した対策となっているか。等 	20

評価項目	評価基準	配点
4. システム更新・導入に係る手法、スケジュール 新システムの確実な稼働・運用のため、既存データの移行方法や導入時の研修体制のほか、システム更新・導入におけるスケジュール全体についての考え方・進め方について評価する。		
1. 既存データの移行	・データ移行に関する基本的な考え方・方針は適切であるか。 ・データ移行の手法は適切であるか。 ・データ移行作業に関わり、発注者・現場の負担軽減の工夫がなされているか。等	20
2. 導入時研修(操作説明会)	・研修の実施方法は適切であるか。 ・マニュアル等の内容はわかりやすく、また発注者からの要望に柔軟に対応できる体制であるか。等	10
3. 作業スケジュール	・更新スケジュールに無理がなく、突発的な問題が発生した場合においてもリカバリ可能であるか。 ・現場の負担が軽減されるスケジュールとなっているか。等	10
5. 保守及び運用サポート 保守対応(障害対応)及び運用サポート対応の実施体制、内容について評価する。		
1. 保守業務	・業務体制や対応拠点等は迅速・適切な対応が期待できる内容であるか。 ・障害発生時の対処(復旧・管理)の考え方・対応フロー等が明記されているか。 ・現場対応が必要な場合や迅速な復旧が必要な場合等、緊急時の状況を想定し、適切な考え方や対応方法が具体的に提案されているか。等	20
2. 運用サポート業務	・教育委員会事務局からの問い合わせに適切に対応できる体制が示されているか。 ・システムパッケージ等のバージョンアップへの対応は適切か。等	10
6. 次期システム更新時の対応 将来、他社のシステムに更改することになった場合のデータ移行に関わる既存システム事業者としての対応等について評価する。		
1. 次期システム更新時の対応	・データ抽出等の作業について、協力的な体制が期待できるか。 ・ライフサイクルコスト抑制の観点から価格面でも有利な提案となっているか。等	30
7. 実績 提案システムの導入・運用実績(現在継続中の契約も含む)、他社システムからのデータ移行実績等を評価する。		
1. 実績	・本事業の遂行に当たり信頼できるシステムの導入、運用実績を有しているか。 ・他社システムからのデータ移行実績を有しているか。等	20
合計		230

プレゼンテーション・質疑応答評価(2次審査)

評価項目	評価基準	配点
1. 事業者及び実施体制の評価	本事業に対する理解度、取組み意欲、保有資格、同種のシステム導入運用実績、本事業の実施体制等、事業者(コンソーシアム)に対する評価。	30
2. システムソフトウェアの機能等の評価	提案システムの機能内容、操作性、ユーザーインターフェース等について評価する。	30
3. システム性能、障害及びセキュリティ対策等の評価	信頼性、可用性、保守性、保水性(完全性)、安全性(機密性)等の観点でのシステム設計、障害対策、情報セキュリティ対策の考え方を評価する。	30
4. システム導入・更新に係る手法、体制等の評価	円滑・確実なシステム更新が行われるよう、また、発注者やシステム利用者の負担軽減の観点から、システム導入に当たっての手法や体制を評価する。(作業スケジュール、データ移行、研修体制等)	30
5. システム運用に係る手法、体制等の評価	安定・継続したシステム運用が適切に行われるよう、運用に係る体制や手法を評価する。(保守・運用サポート体制、次期システム更新時の対応等)	30
6. その他	本システムの導入・運用に係るその他の有益な考え方・提案内容、質疑等における本市の要望への対応可否等について評価する。	20
合計		170

津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借
物品納入に係る特記仕様書

令和元年 5 月
津 市

目次

第 1	総則	1
第 2	業務内容	2
第 3	ソフトウェアの仕様	4
第 4	ハードウェアの仕様と調達	5
第 5	業務管理と作業の実施	6
第 6	付帯納入物品	8
第 7	スケジュール	9
第 8	特記事項	9

別紙 1 機能実現証明書

別紙 2 データセンター仕様書

別紙 3 システム使用許諾条件（抜粋）

別紙 4 対象データ数参考資料

別紙 5 津市学校教育ネットワーク構成概略図

第 1 総則

1 特記仕様書について

この特記仕様書は、「津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借」における物品の納入にあたり必要な業務（以下、本業務という。）を以下に定めるものである。

2 システムの概要と機能

平成 24 年度のシステム導入から 6 年が経過した現行の小中学校用の図書館情報システムを更新するものであり、津市学校教育ネットワークに接続された各学校図書館用設置端末から、図書の貸出、返却、予約等のカウンター業務や、蔵書登録、蔵書点検等の管理業務、統計処理、学校間相互貸借等が行えるセンターサーバ型のシステムとする。

3 基本条件

以下の条件を前提に本業務に最適と考えるシステムを提案することとする。（操作レスポンスや処理速度等について、通常使用に差し支えない性能・仕組みのシステムを導入すること。）

(1) 対象機関及び所属数

津市立小・中・義務教育学校とする。（津市教育委員会事務局は管理者として利用する。）

小学校 48 校（分校 1 校は中学校分校に含む）

中学校 20 校（分校 1 校を含む）

義務教育学校 1 校（前期課程及び後期課程）

津市教育委員会事務局

(2) システム操作者想定数

図書館司書・図書担当教員 約 90 人

児童・生徒（図書委員等） 約 780 人

(3) 児童・生徒数及び学級数

児童数 約 14,000 人

生徒数 約 6,600 人

教職員数 約 1,350 人

小学校 661 学級

中学校 248 学級

義務教育学校 13 学級

(4) 端末数 78 台（設置場所は 71 箇所）

- (5) 端末設置施設の回線速度（ベストエフォート型回線）
 - 5 3 箇所 上り 1Gbps、下り 1Gbps
 - 1 8 箇所 上り 5Mbps、下り 100Mbps
- (6) 対象業務及び文書
 - 学校図書館司書、児童、生徒が行う図書館業務及び業務上必要となる文書ならびに児童生徒に関わる文書

第 2 業務内容

本業務の範囲は、次のとおりとする。

1 システム設計

基本設計書（機能、画面デザイン等）、内部設計書（データフロー、プログラム設計書、モジュール設計書、ネットワーク設計書等）、テスト仕様書を作成し、発注者の承認を得て作業に着手する。

2 ハードウェア詳細設計書の作成

調達すべき機器構成を示したハードウェア詳細設計書を作成し、発注者の承認を得て、ハードウェアを調達する。

3 ハードウェアの設置

ハードウェア詳細設計書に基づいた機器を設置し、動作を確認する。サーバ機器等の設置場所については、発注者が指定する市内データセンター内の教育委員会事務局が契約するサーバラック内とする。別紙「データセンター仕様書」に記載のラック使用状況を踏まえ、適切な方法で設置を行うこと。既存の学校図書館情報システムと入替えでの設置が必要な場合は既存システム業者と調整のうえ、実施すること。

なお、設置に当たっては、サーバラック内の既設機器等に影響を与えることのないよう慎重に作業を行うこと。作業中または作業の結果生じた既設機器の故障、障害等により第三者に与えた損害に対する補償については受注者の負担とする。

4 ソフトウェアの調達

別紙「機能実現証明書」に基づき、プログラム設計等、システム設計の成果品に基づくソフトウェアの調達を行う。

5 システムテスト

4により調達したソフトウェアをサーバ及び端末にインストールし、学校教育ネットワークに接続した上で、システムテストを行い、サーバ側、端末側それぞれの正常な稼働を確認する。

6 データ移行

受注者は、発注者と協力して既存システムからのデータ移行を実施するものとする。

既存システムで保管している蔵書情報、利用者情報、貸出履歴等移行対象とし、提案システムにおいて、現状と遜色ない運用が行えるよう必要なデータの移行を確実に行うこと。

データ移行に係る経費については受注者が負担するものとし、本業務の範囲で実施すること。データ抽出作業を他者に依頼する場合においても同様とする。

データ移行に当たっては、既存学校図書館情報システムの使用許諾条件（別紙「システム使用許諾条件（抜粋）」参照）に違反することのないように取り扱うものとする。受注者の作業において既設機器等の故障、障害等が生じた場合に、第三者に与えた損害に対する補償については受注者の負担とする。

データ移行が正常に行われたか受注者が確認し、発注者に報告すること。必要なデータの欠損等の不備が認められた場合は、受注者の責任において無償でデータの補完、復旧等の是正措置を講じること。システム運用が開始された後においても同様とする。

なお、データ移行作業に関わる発注者側の業務負担を極力軽減するように配慮すること。

データ量等の想定については、別紙「対象データ数参考資料」を参照すること。

【既存システム】

ソフトウェア：LB@SCHOOL V2（富士通株式会社）

データベース：Oracle Database 11g Release 1

7 導入時操作研修

- (1) 本システムは、マニュアルがなくても容易に操作が可能なシステムであることを目指すものとするが、ユーザーが初めて操作する場合でも対応できるよう、わかりやすい操作マニュアルを発注者の了解を得て作成し提出する。
- (2) マニュアル提出後、学校図書館司書及び図書担当教員を対象として、集合研修を最大2回実施するものとする。日時及び場所については、別途協議の上決定する。

- (3) 操作研修会においては、一般的な機能の説明だけでなく、各業務における効果的な活用事例も含めるものとする。
- (4) 操作研修に必要なネットワーク環境、プロジェクタ、スクリーン等の機材は発注者が用意する。また、テキスト等は受注者が原稿データを作成し、必要数を印刷することとする。
- (5) 操作研修については、システム運用開始後においても必要に応じて実施・対応できること。その場合の費用等については別途協議するものとする。

第3 ソフトウェアの仕様

本業務で調達するシステムのソフトウェアには、以下に掲げるものを導入することとする。

1 パッケージソフト

別紙「機能実現証明書」に記載された諸機能を満たすパッケージソフトを導入する。複数のソフトによる構成も可能とする。

なお、現行システムで使用している TRC-MARC を引き続き使用するものとし、現在使用しているバーコード（NW-7）についても張り替えることなく引き続き使用できるソフトであること。

2 データベース管理ソフト

- (1) システムで利用するデータベースを管理し、データに対するアクセス要求に応えるソフトウェアとする。
- (2) 商用、非商用は問わないが、それぞれの最新版、またはそれに準ずるものとし、セキュリティ対策について十分配慮すること。
- (3) 簡易な操作で操作履歴を含めたすべてのデータを一括でバックアップできる設定を行うことができるものとする。
- (4) 文書データがデータベース内で一元管理され、完全性が確保される構造を持つものとする。

3 その他

- (1) 各サーバ及びクライアント端末にウィルス対策ソフトウェアのインストールを行うこと。（5年分のライセンスを含むこと。）
- (2) 学校図書館書誌情報オンラインサービス「T00Li-S Light」をシステム上で連携して使用できるようにすること。

なお、上記の連携等に係る経費については「津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借」に含むものとし、「T00Li-S Light」

の使用料（71ライセンス）については賃貸借とは別に契約するものとする。

第4 ハードウェアの仕様と調達

本業務で調達するシステムのハードウェアは、次に掲げるものとし、設置、現地調整及び環境設定を行うものとする。

なお、既設の機器等で、本市にとって有効と判断されるものについては、発注者及び既設の機器導入業者の許可を得たうえで利用可能とする。

1 サーバ

次に掲げるスペックを基準としたサーバを導入する。サーバ構成は、システムの信頼性・可用性及びセキュリティの向上、保守運用効率の向上を考慮すること。また、レスポンス・費用・運用管理面・耐障害性等から、最も適切であると考えられる機能を搭載すること。

- (1) OSはWindows、Linux等のサーバ用OSの最新、又はそれに準ずるものとし、セキュリティ対策も十分配慮すること。
- (2) CPU・メモリなどは、本仕様書を踏まえ、サーバごとに必要十分なスペックを提案し、導入すること。
- (3) HDDは、RAID5等の冗長構成とし、サーバごとに必要十分な容量を確保すること。
- (4) コンソールディスプレイは既設機器を使用できるものとするが、その場合は新たに切替器を用意すること。
- (5) バックアップ装置は、システムの運用に最適かつ効率的な機器を選定することとする。
- (6) サーバ室に設置する機器の電源容量は平常時10Aを超えないようにすること。

2 事務用端末（78台）

事務用端末のスペックの最低基準は概ね次のとおりとする。

- | | |
|--------|-------------------------------|
| (1)形式 | デスクトップ型 |
| (2)OS | Windows10 Enterprise LTSC |
| (3)CPU | Pentium Gold G5400（3.70GHz）以上 |
| (4)メモリ | 4GB以上 |
| (5)HDD | 500GB以上 |

- (6)光学ドライブ DVD-ROM
- (7)周辺機器 バーコードタッチリーダー、光学式マウス
- (8)保守 5年間引取修理
- (9)ソフトウェア Microsoft Office Standard 2019
DVD等動画視聴用ソフト（無償版は不可）

3 プリンタ（70台）

プリンタのスペックの最低基準は概ね次のとおりとする。

- (1)印刷方式 カラーレーザー方式
- (2)用紙サイズ A3まで対応できること。
- (3)解像度 印刷したバーコードがバーコードリーダーで読み取り可能であること。
- (4)保守 5年間訪問修理（定期交換部品は付けない）

第5 業務管理と作業の実施

1 作業計画及び工程管理

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たって、業務全般及び業務実施内容毎に、下記の内容を記載した作業計画書を作成し、発注者の承認を得るものとする。作業計画を変更するときも同様とする。
作業計画等の作成に当たっては、本システムのセットアップ及びテスト時等に支障が無いよう、学校教育ネットワーク構成、データセンター、情報セキュリティ対策等について十分な現状調査を行うこと。この際、情報資産の管理には十分注意すること。
 - ア 作業概要
 - イ 実施方針
 - ウ 作業計画
 - エ 作業工程表
 - オ 作業体制計画（従事者名、担当業務内容等を含む）
 - カ 打ち合わせ計画
 - キ 連絡体制（緊急時を含む）
 - ク 付帯納入物品、納入期限
- (2) 受注者は、作業計画書に基づき、適正な工程管理を行い、定期的に発注者に進捗状況の報告を行うとともに、発注者より業務の進捗状況等の提出を求められたときは、すみやかに提出しなければならないものとする。

2 統括責任者

受注者は、本業務の実施に当たって、統括責任者を配置することとし、その配下に業務毎の責任者を配置しなければならないものとする。各責任者は、本業務に関する必要な実績、知識、資格等を有する者とし、誠実に本業務を実施しなければならない。

3 報告及び打ち合わせ

本業務の実施に当たっては、以下のとおり報告及び打ち合わせを行うこととする。

- (1) 受注者は、あらかじめ連絡体制を明確にし、本業務の実施において、必要または必須と考えられる事項については、発注者に対してすみやかに連絡、報告等を行うこととする。
- (2) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、統括責任者及び責任者は、技術者・作業関係者等と常に密接な連絡を取り、必要に応じて作業の方針及び条件等の疑義を発注者と協議するものとし、その内容についてはその都度、打ち合わせ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。なお、それらの記録のうち、必要と思われるものは発注者に提出するものとする。

4 貸与資料

本業務における貸与資料については、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、本業務の実施に当たり、システム設計等に必要なたデータや文書の様式等必要な資料等を貸与するものとする。
- (2) 受注者は、貸与された資料等を、紛失、損傷、汚損のないよう慎重に取り扱うものとする。
- (3) 受注者は、貸与された資料等について、その受渡状況を登録した帳簿を備え付け、常にその管理状況を明確にしなければならない。
- (4) 受注者は、貸与された資料等について、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (5) 受注者は、貸与された資料等について、業務上必要であっても発注者の承諾なしに複製、公開してはならない。
- (6) 受注者は、貸与された資料を本業務完了後、すみやかに発注者に返還しなければならない。

5 開発環境

本システムの開発に当たっては、発注者は機器及び場所を提供しない。ただし、動作テスト等の際はこの限りではない。

6 機密の保持

受注者は、業務において知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。

第6 付帯納入品

1 付帯納入品

主な付帯納入品は、以下のとおりとする。

- (1) システム機能仕様書
- (2) システム設計書
- (3) テスト計画書、テスト仕様書、テスト結果報告書
- (4) 試験計画書（受入テスト計画書及び仕様書）、検収報告書
- (5) その他、本業務に係る作成文書（操作マニュアル等）
- (6) 電子データ（上記(1)～(5)を電子媒体に格納し、提出する。）

2 納入場所

納入場所は、津市教育委員会事務局教育研究支援課とする。

3 検査及び引渡し

検査及び引渡しについては、次のとおりとする。

- (1) 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- (2) 発注者は、上記(1)の通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- (3) 検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、業務が上記(2)の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。

4 納入期限

最終納入期限は、令和元年9月30日までとし、上記3の検査を当該期限内に完了できるようスケジュールを組むこととする。

5 訂正、補足等の処理

本業務の検査完了後、1年以内において不良箇所が発見された場合、受注者は発注者の指示する訂正または補足の処理を受注者の負担により、すみやかに行うものとする。

第7 スケジュール

本業務を円滑に遂行するための最適なスケジュールを提案すること。ただし、運用開始時期は令和元年10月1日とする。

第8 特記事項

1 ネットワーク環境

津市学校教育ネットワークとの連携については、発注者と協議の上、受注者が実施する。既存ネットワーク構成については、別紙「津市学校教育ネットワーク構成概略図」を参照のこと。

2 保証期間

受注者は、契約期間内に発生した障害等は、直ちに調査を実施し、その原因の究明とすみやかな復旧に努めるものとする。

ただし、同期間内において、設定の変更等が必要となった場合は、発注者、受注者協議の上、運用に必要な措置を上記同様に講じるものとする。

3 疑義

本仕様書及び別添各資料に記載のない事項については、発注者、受注者協議の上、決定することとする。

機能実現証明書

別紙 1

機能	No.	項目内容	必須要件	fit&Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
システム基本要件	1	小中学校向けに開発された学校図書館専用のパッケージソフトであること。	○						
	2	各学校でのシステム運用負荷及びセキュリティを考慮し、プログラムおよび各種データはセンターに設置するサーバで一元管理(バックアップを含む)し、各学校にはデータベースサーバが不要であること。	○						
	3	システムは、教員・司書用と児童・生徒用の2つインターフェースを持ち、教員・司書用モードについては、IDとパスワードによるアクセス制限が行えること。	○						
	4	利用者区分(「先生及び図書館司書」、「児童及び生徒」等)ごとの機能制限が可能であること。	○						
	5	システム内の全データを対象とした参照や統計が行える機能があること。	○						
	6	貸出・返却業務、検索業務、管理系業務全ての機能画面において、図書館司書・教員、児童・生徒それぞれが使いやすい画面サイズやフォントが用意されていること。	○						
	7	データ登録を行う画面において、必須入力となる項目が表示色等で判別可能な機能をもつこと。							
	8	バーコードリーダーによる読み込み時、端末からも確認音が出ること(端末で読み込めていない際はエラー音を出すこと)。							

機能実現証明書

別紙 1

機能	No.	項目内容	必須要件	fit&Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
カウンター業務 (基本設定)	9	長期休業、臨時休館日等の設定およびメンテナンスができること。	○						
	10	休館日設定等を元に返却予定日が自動計算されること。	○						
	11	利用者種別ごとに貸出冊数、貸出期間、予約冊数等の制限ができること。	○						
カウンター業務 (貸出・返却)	12	キーボードやマウスの操作なくバーコードの読込のみで貸出・返却処理ができること。	○						
	13	貸出・返却のコード入力は、バーコードの読み込み以外にキーボードからの入力にも対応していること。	○						
	14	利用者番号と資料番号を読み込んだ時点で貸出を確定し、データベースを更新すること。	○						
	15	返却する資料の資料番号を読み込むだけで返却を確定し、データベースを更新すること。	○						
	16	貸出・返却の作業終了後、画面を切り替えることなく次の利用者へ貸出・返却の処理を実行できること。	○						
	17	専用バーコードの走査により、貸出や返却画面への切替ができること。							
	18	貸出処理を行った資料の貸出取消(貸出当日中)が可能なこと。	○						

機能実現証明書

別紙 1

機能	No.	項目内容	必須要件	fit&Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
	19	貸出取消を行った場合、貸出統計より自動的に減算すること。	○						
	20	利用者別に貸出の一覧表示ができること。	○						
	21	貸出期限の変更ができること。	○						
	22	貸出中の資料を任意に延期できること。	○						
	23	延期回数が貸出規則の回数を超過したり、貸出延期する資料が予約資料の時は自動的にチェックし、音やメッセージで通知して可否を判断を促す機能があること。	○						
	24	現在貸出中の資料名・返却予定日を画面で確認できること。	○						
	25	除籍資料・不明資料・予約資料・貸出禁止資料等を自動的にチェックし、音やメッセージ等で通知できること。	○						
	26	未返却資料を貸出処理すると、自動的に返却処理されること。	○						
	27	不明資料を貸出処理すると、自動的に通常の状態区分に変更されること。	○						

機能実現証明書

別紙 1

機能	No.	項目内容	必須要件	fit&Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
カウンター業務 (資料検索)	28	入力されたキーワードの正規化処理が行われ、利用者が、全半角、大文字・小文字、ひらがな・カタカナの区別や「バ」「ヴァ」等を意識しなくても同じ検索結果が得られること。	○						
	29	書名、著者名、出版者、分類、ISBN、資料コード、内容項目等で資料検索することができること。	○						
	30	書名、著者名は、全半角混在で検索が行えること。	○						
	31	前方一致、部分一致等による検索が行えること。	○						
	32	AND/OR等による複合検索が行えること。	○						
	33	資料検索の結果、その書誌の所蔵状況(貸出中・未所蔵資料等)の確認ができること。	○						
	34	資料詳細画面で貸出中資料の場合、利用者氏名と返却予定日の確認ができること。	○						
	35	検索結果一覧表示では、所蔵の状態に合わせて判別しやすい工夫がされていること。	○						
	36	検索結果の一覧をテキストデータ出力や帳票印刷できること。	○						

機能実現証明書

別紙 1

機能	No.	項目内容	必須要件	fit&Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
カウンター業務（予約・督促）	37	検索結果から予約入力ができること。本が在架時でも貸出時でもどちらの状態でも予約が可能であること。また、設定で運用の切り替えが出来ること。	○						
	38	予約された本が返却された時メッセージまたはポップアップで予約状況の表示が行われ、取り置きが出来ること。	○						
	39	予約確保状態になった本は、予約者の貸出処理時にメッセージまたはポップアップで貸出可能であることを自動的に知らせること。	○						
	40	予約取り消しや予約順位の変更が行えること。	○						
	41	予約資料一覧表を印刷できること。	○						
	42	予約した図書が利用可能になったことを予約者に知らせるための予約図書連絡票を印刷できること。	○						
	43	返却期限を超過している資料の一覧が印刷できること。	○						
	44	返却期限を超過している利用者に催促状の印刷ができること。	○						

機能実現証明書

別紙 1

機能	No.	項目内容	必須要件	fit&Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
管理業務 (利用者管理)	45	CSV等の外部データ取り込みによる一括登録及び更新が行えること。	○						
	46	利用者データのメンテナンス(修正、除籍等)が行えること。	○						
	47	利用者バーコードの印刷ができること。	○						
	48	進級に伴うクラス編成処理が行えること。(CSVもしくはEXCELデータによる一括取込、クラス編成処理画面による新年度クラスへの移動、利用者カードの読み取りによる登録など複数の方法で行えること)	○						
	49	クラス編成処理において、クラスごとに出席番号を設定できること。	○						
	50	卒業生の一括削除(除籍)が行えること。	○						
	51	卒業生に資料の貸出中利用者がある場合、リストが出力できる等、当該貸出中書籍が不明にならないような仕組みがあること。	○						
	52	小学校から中学校への進学や、市内の転校等において、学校間での児童・生徒データの異動ができること。	○						

機能実現証明書

別紙 1

機能	No.	項目内容	必須要件	fit&Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
管理業務 (書誌・蔵書管理)	53	書誌情報オンラインサービス「TOOLi-S」との連携機能を実装し、提供される標準書誌データ(以下「MARC」という)をシステム上で検索や蔵書登録等に使用できること。	○						
	54	MARC情報が無い資料も手入力で書誌データ登録できること。登録データは必要に応じて内容を修正・追加できること。	○						
	55	手入力で登録した書誌データもMARCと区別せずに検索・登録できること。	○						
	56	書誌データは「図書」「雑誌」「視聴覚資料」の3種類を管理できること。							
	57	ISBNコードのある本の蔵書登録については、ISBNコードと独自に貼付したバーコードの2つを読み取るだけで、書誌データと自動的に連携し登録できること。	○						
	58	蔵書登録時に、各学校独自のローカル情報データを入力できること。	○						
	59	複本管理ができること。	○						
	60	資料の装備に必要な資料コードのバーコードが印刷ができること。	○						

機能実現証明書

別紙 1

機能	No.	項目内容	必須要件	fit&Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
管理業務 (蔵書点検)	61	蔵書点検機能を有すること。	○						
	62	ハンディーターミナルを使用したオフラインでの蔵書点検を行うことができること。	○						
	63	蔵書点検において、除籍・未登録・配架場所相違のチェックリストを出力・印刷できること。	○						
	64	蔵書点検において、不明資料・未返却資料については、自動的に通常状態にし、返却処理を行うこと。	○						
	65	蔵書点検において、不明確定更新を行う前に、不明候補資料の一覧を出力・印刷することができること。	○						
	66	一定(任意指定可)回数以上の不明資料を一括で除籍に変更できること。また除籍資料は任意に復籍する事が可能であること。	○						
	67	蔵書点検時に未登録本を検出した場合は、書架から容易に回収できるように、未登録本エラーリストには、当該未登録本の直前に読み込まれた書籍の情報も併せて表示されること。							
児童・生徒用機能	68	児童・生徒用向けのグラフィカルでわかりやすい業務メニューや容易な操作性を備えていること。	○						
	69	低学年にもわかりやすい表記上の工夫がされていること。	○						

機能実現証明書

別紙 1

機能	No.	項目内容	必須要件	fit&Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
能 (全般)	70	画面上に本日の日付、返却予定日等の情報が表示できること。	○						
	71	教員・司書用画面にログインすることなく、日別・月別・年別の貸出冊数帳票を出力できること。							
	72	検索結果画面等から予約の受付が可能なこと。	○						
児童・生徒用機能 (貸出・返却)	73	キーボードやマウスの操作なくバーコードの読込のみで貸出・返却処理ができること。	○						
	74	利用者番号と資料番号を読み込んだ時点で貸出を確定し、データベースを更新すること。	○						
	75	返却する資料の資料番号を読み込むだけで返却を確定し、データベースを更新すること。	○						
	76	現在貸出中の資料名・返却予定日を画面で確認できること。	○						
	77	貸出・返却の作業終了後、画面を切り替えることなく次の利用者へ貸出・返却の処理を実行できること。	○						
	78	専用バーコードの走査により、貸出や返却画面への切替ができること。							
	79	貸出状況の確認が行えること。	○						

機能実現証明書

別紙 1

機能	No.	項目内容	必須要件	fit&Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
	80	貸出画面には、年度内に借りた累計貸出冊数表示ができること。	○						
	81	貸出冊数目標の設定が行え、目標に到達した際に画面表示や音等で通知できること。	○						
	82	エラー表示、ポップアップ表示時等に、バーコードリーダーの読み取り音とは異なる判別可能な音を出せること。							
児童・生徒用機能 (資料検索)	83	自校の蔵書の他に本システムで管理された他校の蔵書情報も検索できること。また、設定により自校所蔵の蔵書のみを検索対象とすることも可能であること。	○						
	84	書名、著者名による検索のほか、学習件名等のキーワードによる検索ができること。	○						
	85	前方一致、部分一致等による検索が行えること。	○						
	86	AND/OR等による複合検索が行えること。	○						
	87	検索結果一覧、検索結果詳細の項目表示は完全表示とし、表示が切れ無いこと。							
	88	検索結果一覧、検索結果詳細では、所蔵の有無、貸出状況も併せて表示されること。	○						
	89	設定により、資料検索結果の詳細画面に表紙画像を表示が可能であること。(ネットワーク経由で画像表示できる等、個別の画像登録等は不要であること。)							

機能実現証明書

別紙 1

機能	No.	項目内容	必須要件	fit&Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
その他機能 (オフライン機能、相互貸借、統計・帳票)	90	ネットワーク障害等でサーバへの接続が出来ない場合でも、オフラインで貸出・返却を行えること。	○						
	91	サーバ接続復旧後に、オフライン機能で蓄積した貸出・返却データを一括投入できること。	○						
	92	図書バーコードの貼り替えや登録し直すことなく、学校間で図書の相互貸借ができること。	○						
	93	他校の所蔵を検索し、相互貸借依頼をかける事ができること。	○						
	94	貸借本の受入・返却は管理画面でのバーコード読み取りのみの操作で行えること。その際、所蔵場所の移動も自動で行われること。	○						
	95	相互貸借で貸し出された本の所在・状態は相互貸借管理画面で、リアルタイムに確認ができること。	○						
	96	各帳票は、印刷時にプレビュー画面で内容を確認できること。	○						
	97	帳票データをPDF形式で保存できること。							
	98	帳票は、CSV形式等でデータ出力ができること。	○						
99	蔵書一覧を出力・印刷できること。また、所蔵場所、統計分類等の条件で絞り込んだ蔵書一覧の出力・印刷も行えること。	○							

機能実現証明書

別紙 1

機能	No.	項目内容	必須要件	fit&Gap分析結果		対応内容	追加開発		備考
				判定結果	判定結果の前提・内容		種別	影響度	
	100	貸出資料一覧表(出力時点での貸出中の図書の一覧表)を出力・印刷できること。	○						
	101	学年単位・クラス単位で、日別・月別・年別の貸出冊数帳票を出力・印刷できること。	○						
	102	期間や学年・クラスを指定して、多読者の一覧表を出力・印刷できること。	○						
	103	期間、クラス、利用者を指定して、利用者ごとの貸出実績を出力・印刷できること。	○						
	104	期間を指定して、図書分類ごとの貸出統計表を出力・印刷できること。	○						
	105	期間や学年・クラスを指定して、個人読書傾向表を出力・印刷できること。	○						
	106	期間を指定して、ベストリーダ(多く読まれた図書の順位表)を出力・印刷できること。	○						
	107	期間を指定して、蔵書統計表(蔵書の増減冊数が把握できる一覧表)を出力・印刷できること。	○						
	108	表彰状の印刷ができること。	○						

データセンター仕様書

規 模	地上2階 延床400㎡・ハウジングルーム230㎡
耐震性能	鉄筋コンクリート造平屋建/免震フロア採用
商用電源	高圧幹線二重化
発電機	ディーゼル発電機(400kVA・連続運転24時間以上)・備蓄用燃料タンク950ℓ
UPS設備	100kVA・無停電ハイブリッド方式
床荷重	500Kg/㎡以上
環境監視	温度・湿度・漏水・電圧/24時間365日有人監視
空調設備	空冷式下吹き空調機+空冷式上吹き空調機
雷対策	外部避雷対策・内部避雷対策
消火設備	HFC-23ガス自動消火設備

【津市教育委員会ラック使用状況図】

1U
既設
1U
既設
1U
既設
2U
学校図書館情報システム (APサーバ、DBサーバ、NAS)
2U
既設
1U
既設
2U
既設
4U
既設

ラック形式：河村電器産業 ND42-1020W
 ゲージナットサイズ：M5
 H=200/V=700/D=1000
 EIA有効ピッチ数：35U（全42U）

ラック空き状況 14U
 学校図書館情報システムの専有状況 4U

システム使用許諾条件（抜粋）

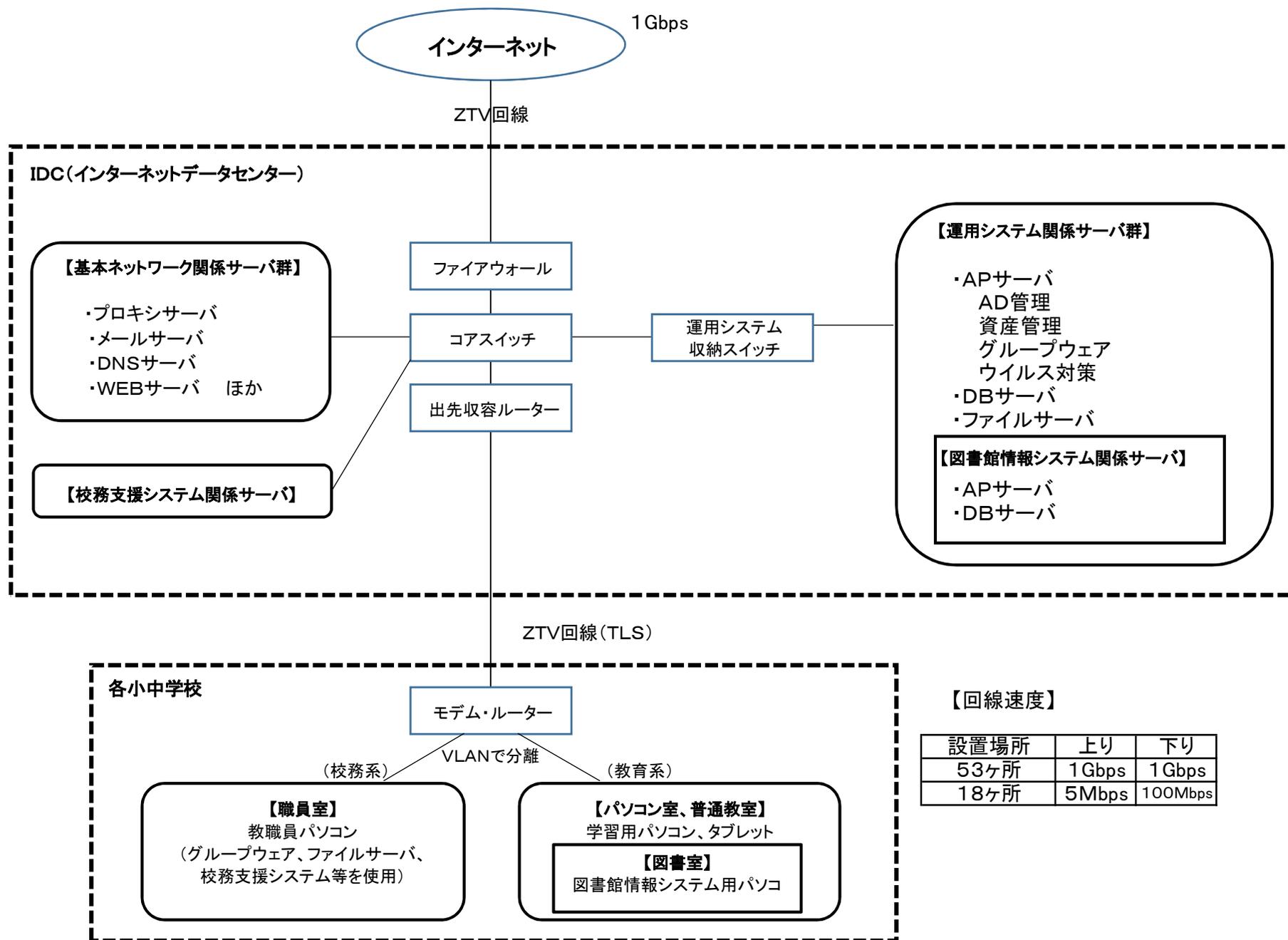
1. 本製品の使用および著作権
お客様は、本製品のうちプログラム・プロダクトを、日本国内において同時に1台のコンピュータ（本製品において動作環境として指定しているOSが動作しているものを指し、以下同じとします）でのみ使用できます。なお、お客様は本製品のご購入により本製品の使用権のみを得るものであり、本製品の著作権は当社または開発元である第三者に帰属するものとします。
2. インストール
お客様は本製品のうちプログラム・プロダクトを1台のコンピュータにのみインストールできます。
3. バックアップ
お客様は、本製品について、1式の予備用（バックアップ）媒体を作成できます。
4. 本製品のうちプログラム・プロダクトの別ソフトウェアへの組み込み
本製品のうちプログラム・プロダクトが、別のソフトウェアに組み込んで使用されることを想定した製品である場合は、お客様はマニュアル等記載の要領に従って、本製品の全部または一部を別のソフトウェアに組み込んで使用することができます。
5. 複製
(1) 本製品の複製は、上記2、3、4の場合に限定されるものとします。本製品が組み込まれた別のソフトウェアについては、マニュアル等で当社が複製を許諾していない限り、予備用（バックアップ）媒体以外には複製は行わないでください。ただし、本製品に複製防止処理がほどこしてある場合には複製できません。
(2) 前号によりお客様が本製品を複製する場合、お客様は本製品に付されている著作権表示を、変更、削除、隠蔽等しないものとします。
(3) 本製品の複製物についても、本契約の各条項が適用されるものとします。
6. 第三者への譲渡
お客様は、本製品およびその使用権について、第三者に対し、これを譲渡、貸与または再使用権を許諾しあるいは担保の目的に供することはできないものとします。
7. 改造
お客様は、本製品について、改造したり、逆アSEMBル、逆コンパイルを伴うリバースエンジニアリングを行うことはできません。
8. 保証の範囲
(1) 当社は、本製品において、プログラム・プロダクトとマニュアルとの不一致または本製品の記録媒体等に物理的な欠損等があった旨お客様より通知していただいた場合、お客様が本製品をご購入いただいた日から90日間に限り、無償で当該マニュアルとの不一致の修正もしくは修正情報の提供、または物理的欠損と良品の交換を行うものとします。
(2) 本製品につき、当社の責に帰すべき事由によるマニュアルとの不一致または記録媒体等の物理的欠損に起因してお客様に損害を与えた場合には、当社およびお客様によるその損害額等についての協議のうえ、本製品の代金を限度として、当社は賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。なお、本号に基づき責任を負う期間は、前号と同じとします。
(3) 本製品につき、第三者から著作権または産業財産権（以下「知的財産権」といいます）を侵害するものであるとして、お客様に対し何らかの訴え、異議、請求等（以下総称して「紛争」といいます）がなされ、お客様から当社への処理の要請とともに、権限の委任があった場合、当社は自己の責任と負担において、お客様に代わって当該第三者との紛争を処理するものとします。その際、当社は、当該第三者に対する損害賠償責任を含む紛争処理費用を負担するものとします。
(4) 前号において、本製品が当該第三者の知的財産権を侵害するものと判断される場合には、当社は当社の判断により、以下のいずれかの措置をとります。
 - a. 本製品を侵害のないものに改変すること。
 - b. お客様が本製品を自ら使用することが可能となるよう当該第三者の許諾を得ること。
 - c. 上記の措置がとれなかった場合、当社は、お客様が本製品を使用できなくなることにより被る損害について、お客様と協議のうえ、本製品の代金を限度として賠償責任を負うものとします。ただし、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。
- (5) お客様が本製品を他のソフトウェアと組み合わせて使用することによりはじめて知的財産権侵害となった場合、またはお客様の当社に対する指示に起因して紛争が生じた場合等、当該紛争がお客様の責に帰すべき事由より生じたものである場合には、当社は上記(3)および前号の義務を負担しないものとします。
- (6) 当社は、上記(1)～(4)に基づき負担する責任以外の、本製品の使用または使用不能から生じるいかなる損害（逸失利益、事業の中断、事業情報の喪失その他の金銭的損害を含みますが、これに限らないものとします）に関しても一切責任を負いません。たとえ、当社がそのような損害の可能性について知らされていた場合も同様とします。
- (7) 本製品に第三者が開発したソフトウェアが含まれている場合においても、第三者が開発したソフトウェアに関する保証は当社が行う上記(1)の範囲に限られ、開発元である第三者は本製品に関する一切の保証を行いません。

対象データ数参考資料

項目	現在	5年後(予測数値)
蔵書数	約632,700	約696,000
登録利用者数	約24,000	約23,100
年間貸出冊数	約695,700	約744,300

※学校数、学級数についてはほぼ変動なしの見込み。

【学校教育ネットワーク構成概略図】



【回線速度】

設置場所	上り	下り
53ヶ所	1Gbps	1Gbps
18ヶ所	5Mbps	100Mbps

津市立学校図書館情報システム機器等賃貸借仕様書

1 賃貸借物件

賃貸借物件及び数量については、別表「賃貸借物件一覧」のとおりとする。

※別表「賃貸借物件一覧」については、契約時に決定する。

2 賃貸借期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日までとする。

この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

3 設置場所及び設置期限

(1) 賃貸借物件の設置場所は、以下のとおりとする。

ア サーバ機器 発注者が指定するデータセンター（津市内に所在）

イ クライアント端末等 市内小・中・義務教育学校等（詳細は別表のとおり）

(2) 賃貸借物件の設置期限は、令和元年9月30日とし、当該期限までに全ての機器等について、初期環境設定及び動作検証が終了しているものとする。

(3) 賃貸借物件の設置に当たっては、搬入、設置、設定（システムの運用上必要な各種設定のこと。動作確認を含む。）清掃（梱包品等の処分を含む。）を確実に行うものとする。

4 賃貸借に係る条件

(1) 賃貸借物件はすべて新品とする。

(2) 賃貸借物件には、本件の賃貸借物件であることを示す管理ラベル等を貼付し、それに付随する管理台帳を用意すること。

(3) 賃貸借物件が、生産中止等により期限までに納入・設置できない場合は、津市教育委員会の了承を得た後、速やかに当該物件と同等以上の機能・性能を有した代替機器を納入・設置すること。この場合、発生した費用等については受注者が負担するものとする。

(4) 受注者において賃貸借物件に係る動産総合保険に加入すること。当該保険加入に係る費用は、契約金額に含まれるものとする。

(5) 賃貸借期間満了時における賃貸借物件の回収及び廃棄・リサイクル処理等に係る費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。

(6) 賃貸借物件の回収後において、機器内のデータがデータ復旧ソフトウェア等により復旧されることのないように、完全に消去するか物理的破壊処分することとし、当該処理に関する第三者の証明を津市教育委員会に提出するものとする。

これらに係る費用は、すべて契約金額に含まれるものとする。

(7) 賃借期間満了後も本システムが利用できるように、本市の依頼があった場合、システム機器及びソフトウェアの賃貸借の継続ができること。

- (8) 本契約終了後に本市が他社のシステムに更改することとなる場合、それに伴うデータの抽出及び提供、その他必要な帳票類の提出等について誠意を持って協力するとともに、本市と協議のうえ柔軟に対応すること。

5 特記事項

- (1) 賃貸借物件が、理由の如何によらず賃貸借の目的を達成できない状況になった場合は、速やかに更新・入換え等の措置を講じるものとする。
- (2) 本業務において知りえた情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。
- (3) 上記仕様書に記載のない事項については、津市教育委員会と受注者が協議の上決定することとする。

クライアント端末等設置場所

(1) 小学校・義務教育学校(前期)

	学校名	所在地	台数
1	養正小学校	丸之内養正町14番1号	1
2	修成小学校	修成町9番1号	1
3	南立誠小学校	桜橋二丁目39番地	1
4	北立誠小学校	江戸橋一丁目30番地	2
5	敬和小学校	中河原445番地	1
6	育生小学校	下弁財町津興1350番地	1
7	新町小学校	八町三丁目3番1号	1
8	藤水小学校	藤方1627番地	1
9	高茶屋小学校	高茶屋三丁目1番1号	2
10	神戸小学校	神戸332番地1	1
11	安東小学校	納所町245番地	1
12	楡形小学校	分部1211番地1	1
13	雲出小学校	雲出本郷町1164番地	1
14	一身田小学校	一身田大古曾355番地	2
15	白塚小学校	白塚町4463番地	1
16	栗真小学校	栗真中山町452番地	1
一	栗真小学校国児分校	栗真町屋町524番地(中学校と兼用)	一
17	片田小学校	片田井戸町22番地	1
18	大里小学校	大里窪田町1821番地	1
19	高野尾小学校	高野尾町5266番地1	1
20	西が丘小学校	長岡町800番地437	2
21	豊が丘小学校	豊が丘二丁目34番1号	1
22	南が丘小学校	垂水2538番地1	2
23	誠之小学校	久居西鷹跡町424番地	1
24	成美小学校	久居新町737番地	1
25	桃園小学校	新家町1350番地	1
26	戸木小学校	戸木町800番地	1
27	栗葉小学校	森町270番地	1
28	榊原小学校	榊原町5848番地	1
29	立成小学校	久居野村町560番地	2
30	豊津小学校	河芸町一色1680番地	1
31	上野小学校	河芸町上野2963番地	1
32	黒田小学校	河芸町北黒田109番地1	1
33	千里ヶ丘小学校	河芸町千里ヶ丘13番地	2
34	明小学校	芸濃町林325番地	1
35	芸濃小学校	芸濃町椋本5047番地	1
36	みさとの丘学園(前期課程)	美里町三郷84番地	1
37	草生小学校	安濃町草生4209番地	1
38	村主小学校	安濃町連部68番地	1
39	安濃小学校	安濃町内多451番地	1
40	明合小学校	安濃町栗加978番地	1
41	香良洲小学校	香良洲町2190番地1	1
42	一志西小学校	一志町田尻353番地1	1
43	一志東小学校	一志町八太785番地1	1
44	家城小学校	白山町南家城647番地	1
45	川口小学校	白山町川口1991番地	1
46	大三小学校	白山町二本木296番地	1
47	倭小学校	白山町上ノ村183番地	1
48	八ツ山小学校	白山町八対野2480番地	1
49	美杉小学校	美杉町奥津1025番地	1

(2) 中学校・義務教育学校(後期)

	学校名	所在地	台数
1	橋北中学校	桜橋二丁目38番地1	1
2	東橋内中学校	中河原356番地2	1
3	西橋内中学校	東古河町7番1号	1
4	橋南中学校	上弁財町津興2537番地4	1
5	南郊中学校	高茶屋四丁目44番1号	1
6	西郊中学校	一色町219番地	1
7	一身田中学校	一身田中野880番地1	1
8	一身田中学校国児分校	栗真町屋町524番地	1
9	豊里中学校	大里睦合町820番地1	1
10	南が丘中学校	垂水2622番地1	1
11	久居中学校	久居西鷹跡町494番地	1
12	久居西中学校	久居一色町940番地	1
13	久居東中学校	久居井戸山町721番地1	1
14	朝陽中学校	河芸町上野2010番地	1
15	芸濃中学校	芸濃町椋本5147番地	1
16	みさとの丘学園(後期課程)	美里町三郷84番地	1
17	東観中学校	安濃町東観音寺494番地1	1
18	香海中学校	香良洲町128番地	1
19	一志中学校	一志町高野2609番地	1
20	白山中学校	白山町川口471番地6	1
21	美杉中学校	美杉町八知5800番地	1

(3) 事務所等

	施設名	所在地	台数
1	教育研究支援課	西丸之内37番8号(教育委員会庁舎)	1

※教育研究支援課は端末のみ(プリンタ設置なし)

津市立学校図書館情報システム保守サポート業務仕様書

1 業務の目的

この業務は、津市立学校図書館情報システム関連機器及びソフトウェア(以下「機器等」という。)に対する所要の保守及び運用サポート業務を委託することにより、津市立学校図書館情報システム(以下、「システム」という。)が常時、正常かつ安定して稼働できるようにするとともに、円滑な運用が行えるようにすることを目的とする。

2 履行期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日までとする。

この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

3 業務の範囲

この業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 保守業務
- (2) 運用サポート業務

3 業務履行条件

- (1) 業務履行に当たっては、受注者の監督下にある担当技術者の派遣または電話、ファクス、電子メール等により行うこととする。
- (2) 本業務は、原則として国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までに行うこととする。

ただし、津市教育委員会事務局において、当該機器等に発生した障害が重大と判断した場合はこの限りでない。

- (3) 受注者は、いかなる場合においても速やかに機器等の障害に対応するため、緊急連絡窓口の設置、同連絡網の整備及び緊急時対応マニュアルを作成することとする。この場合、機器等の製造者との連絡も含め、万全の体制を整備すること。
- (4) 業務履行にあたっては、必要に応じ、学校教育ネットワークシステム管理業者及びデータセンター管理者等と協力し、速やかに所要の業務を行うこととする。

4 業務対象機器等

保守業務及び点検業務の対象となる機器等は、別紙「業務対象機器等一覧」のとおりとする。

※別紙「業務対象機器等一覧」については、契約時に決定する。

5 業務場所

機器等が設置されているデータセンター、市内小・中・義務教育学校及び発注者が指示する場所とする。

6 業務内容

既述した当該業務の目的及び業務履行条件に基づいて、次の各号に掲げる内容の業務を行うこととする。

(1) 保守業務

ア 機器等の障害の原因究明及び修復

機器等に障害が発生した場合、津市教育委員会事務局及び学校へ直接聞き取り、または現地へ赴く等により、障害原因の切り分けも含め、状況等を調査・把握し、誠実かつ速やかに問題の解決を行うこと。

イ OS、システムパッケージ、データベース等の修正プログラムの適用

これらの修正プログラムがリリースされた際は、ただちに津市教育委員会事務局に報告することとする。ただし、修正プログラムの適用に当たっては、事前に津市教育委員会事務局と協議の上、適用の可否及び実施日時等を決定すること。

(2) 運用サポート業務

ア 津市教育委員会事務局からの問い合わせ等への対応

電話、電子メール等により対応すること。問い合わせについては、システムの運用主管部署（教育研究支援課）から行うこととする。

イ システムパッケージ、データベース等のバージョンアップ

これらのプログラムの最新版がリリースされた際は、直ちに津市教育委員会事務局に報告することとする。ただし、バージョンアップの実施にあたっては、事前に津市教育委員会事務局と協議の上、適用の可否及び実施日等を決定すること。

7 特記事項

(1) 各業務履行後は、速やかに津市教育委員会事務局へ文書による報告を行うこととする。なお、機器等の障害の修復に係る報告についても同様とする。

(2) 保守業務に係る交換部品等の調達、納入、交換等に係る費用は、消耗品を除きすべて受注者の負担とする。

(3) 保守業務及び点検業務において、障害の修復に時間を要する場合は、代替機を用意する等、システム運用及び業務に支障をきたさない措置を講じることとする。この場合に必要となる経費は、すべて受注者の負担とする。

(4) 次に掲げる原因によるものは、本件に係る保守の対象外とする。

ア 受注者以外の者による改造、修理、分解及び加工並びに設置場所等の変更が行われたことによるもの。

イ 機器等の取扱説明書及び受注者が作成した操作マニュアルに記載された操作方法以外の使用によるもの。

ウ 故意によるもの。

(5) 保守対象物件の賃貸借の継続等があった場合において、当該保守サポート契約についても、同様の期間中の継続・延長が行えること。

- (6) システム更新当初において、システムの安定稼働が確認できるまでの間、受注者の監督下にある担当技術者を発注者の指示する場所に派遣し、障害等に速やかに対応できる体制を整えることとする。
- (7) 業務を行うことにより知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。また、業務履行後も同様とする。
- (8) 業務を行うにあたり生じた疑義については、双方協議を行い、その対応を決定することとする。

仕 様 書

1 件名

書誌情報オンラインサービス「TOOLi-S Light」の使用

2 業務の目的

小中学校図書館情報システム（以下「図書館システム」という。）における図書館で必要となる書誌情報（以下「書誌情報」という。）をインターネットから取り込み、システムの運用を円滑に行えるようにする。

3 契約対象物件

TOOLi-S Light（71ライセンス）

4 物件の使用場所

津市内各小・中・義務教育学校図書館（70校）及び教育研究支援課

5 物件の提供方法

図書館システムにおいて、書誌情報の更新情報を契約履行開始日から順次インターネットを通して、最新の情報をダウンロードし、使用するものとする。ただし、インターネット接続経費については、津市の負担とする。

6 使用に係る条件

図書館システム上で支障なく使用できるようにすること。また、最新の書誌情報を提供すること。また、契約期間中にダウンロードした書誌情報は、契約満了後も使用できるものとする。

7 契約期間

令和元年10月1日から令和6年9月30日までとする。

この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

津市公告第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和元年5月8日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
令和元年5月7日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市高茶屋六丁目3634番の一部ほか7筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
津市栄町二丁目312番地
株式会社天然樹ホーム
代表取締役 照井 修二

津市公告第4号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

令和元年5月10日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第5号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和元年5月13日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

501051301

公告日	令和元年5月13日	業務担当課	営繕課		
業務名	令和元年度営子推第1 - 7号 安濃子育て支援センター移転に伴う津市安濃保健センター改修工事に係る設計業務委託				
業務場所	津市 安濃町東観音寺 地内				
業務概要	改修 (建具改修、内装改修、躯体改修、外構改修) 上記に係る設計業務委託 一式				
期間	契約締結の日から 令和元年10月28日 まで				
発注業種	建築関係コンサルタント				
参加資格に関する事項	登録要件	業種	建築関係コンサルタント	部門	建築一般
		建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務実績要件				
	技術者要件	主任技術者	一級建築士(本市発注業務における専任配置)		
	その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで			
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811			
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)			
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	令和元年5月24日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	1,284,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	免除				
前金払	有				
部分払	無				
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。</p>				

事後審査型条件付一般競争入札

501051302

公告日	令和元年5月13日	業務担当課	下水道建設課	
業務名	令和元年度下建公補第1-12号 曾根西処理分区公共下水道測量業務委託			
業務場所	津市 安濃町川西及び安濃町浄土寺 地内			
業務概要	基準点測量 7点 現地測量 0.004km ²			
期間	契約締結の日から 令和元年7月16日 まで			
発注業種	測量			
参加資格に関する事項	登録要件	業種 測量	部門 測量一般	
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務実績要件			
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	1,734,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。 ・<u>当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

501051303

公告日	令和元年5月13日	業務担当課	水産振興室
業務名	令和元年度水振補第1 - 2号 香良洲漁港海岸保全施設測量業務委託		
業務場所	津市 香良洲町 地内		
業務概要	現地測量 一式 路線測量 一式 4級基準点測量 一式		
期間	契約締結の日から 令和元年10月31日 まで		
発注業種	測量		
参加資格に関する事項	登録要件	業種 測量	部門 測量一般
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること
	同種業務実績要件		
	技術者要件	主任技術者	測量士（本市発注業務における専任配置）
	その他要件		
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで	
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」	
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで	
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811	
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）	
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答	
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333	
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提出期限	令和元年5月24日 必着	
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛	
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予定価格	1,850,000 円（税抜き）		
最低制限価格	有		
入札保証金	免除		
契約保証金	免除		
前金払	有		
部分払	無		
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。</p>		

事後審査型条件付一般競争入札

501051304

公告日	令和元年5月13日	業務担当課	下水道建設課	
業務名	令和元年度下建公補第1-11号 田端上野処理分区公共下水道測量業務委託			
業務場所	津市 安濃町田端上野及び安濃町東観音寺 地内			
業務概要	基準点測量 45点 現地測量 0.045km ²			
期間	契約締結の日から 令和元年8月29日 まで			
発注業種	測量			
参加資格に関する事項	登録要件	業種 測量	部門 測量一般	
		測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店		
	当該業種における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
	同種業務実績要件			
	技術者要件	主任技術者	測量士(本市発注業務における専任配置)	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午前9時50分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	4,787,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。 ・<u>当工事の発注者（契約相手方）は、「津市上下水道事業管理者」です。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

501051305

公告日	令和元年5月13日	業務担当課	水産振興室	
業務名	令和元年度水振補第1 - 3号 香良洲漁港海岸保全施設土質調査業務委託			
業務場所	津市 香良洲町	地内		
業務概要	機械ボーリング 68m			
期間	契約締結の日から 令和元年11月29日 まで			
発注業種	地質調査			
参加資格に関する事項	登録要件	業種 地質調査	部門 地質調査	
		地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が5億円以上であること	
	同種業務実績要件			
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	（有）オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059 - 229 - 3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午前10時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予定価格	7,296,000 円（税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書（2）においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501051306

公告日	令和元年5月13日	業務担当課	下水道建設課	
業務名	令和元年度下建公補第1-13号 津第5-2処理分区公共下水道実施設計等(基本)業務委託			
業務場所	津市 阿漕町津興ほか2町 地内			
業務概要	管渠実施設計 基本設計 11.97ha			
期間	契約締結の日から 令和元年9月17日 まで			
発注業種	土木関係コンサルタント			
参加資格に関する事項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	
		部門	下水道	
		建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額を有し、5千万円未満であること	
	同種業務実績要件			
技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(本市発注業務における専任配置)		
	照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	7,500,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。 ・<u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

501051307

公告日	令和元年5月13日	業務担当課	下水道建設課	
業務名	令和元年度下建公補第1 - 8号 曾根南処理分区公共下水道実施設計等(詳細)業務委託			
業務場所	津市 安濃町曾根	地内		
業務概要	管渠実施設計 詳細設計 開削工法 1,438m			
期間	契約締結の日から 令和元年12月13日 まで			
発注業種	土木関係コンサルタント			
参加資格に関する事項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	
		部門	下水道	
		建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が5千万円以上2億5千万円未満であること	
	同種業務実績要件			
技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(本市発注業務における専任配置)		
	照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	16,458,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <p>・<u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u></p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051308

公告日	令和元年5月13日	業務担当課	下水道建設課	
業務名	令和元年度下建公補第1-14号 津北部第15-1処理分区公共下水道実施設計等(詳細)業務委託			
業務場所	津市 広明町ほか2町	地内		
業務概要	管渠実施設計 詳細設計 開削工法 4,375m 推進工法 6m			
期間	契約締結の日から 令和元年12月6日 まで			
発注業種	土木関係コンサルタント			
参加資格に関する事項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	
		建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が2億5千万円以上であること	
	同種業務実績要件			
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(本市発注業務における専任配置)	
照査技術者		同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	33,001,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051309

公告日	令和元年5月13日	業務担当課	下水道建設課	
業務名	令和元年度下建公補第1 - 15号 津北部第17 - 1処理分区公共下水道実施設計等(詳細)業務委託			
業務場所	津市 渋見町ほか2町	地内		
業務概要	管渠実施設計 詳細設計 開削工法 5,263m 推進工法 106m			
期間	契約締結の日から 令和元年12月13日 まで			
発注業種	土木関係コンサルタント			
参加資格に関する事項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	
		部門	下水道	
		建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が2億5千万円以上であること	
	同種業務実績要件			
技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(本市発注業務における専任配置)		
	照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件				
設計図書の見学	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午前11時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	39,550,000 円(税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <p>・<u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u></p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051310

公告日	令和元年5月13日	工事担当課	市営住宅課	
工事名	令和元年度住第2-1号 津市市営青木団地40号及び41号屋根等修繕			
工事場所	津市 芸濃町雲林院	地内		
工事概要	修繕 (屋根修繕、塗装修繕) ※上記に係る屋根等修繕 一式			
工期	契約締結の日から 令和元年8月20日 まで			
発注業種	屋根			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午前11時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	3,274,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501051311

公 告 日	令和元年5月13日	工 事 担 当 課	市営住宅課	
工 事 名	令和元年度住第2-2号 津市市営藤ヶ丘団地6号及び7号屋根等修繕			
工 事 場 所	津市 芸濃町中繩	地内		
工 事 概 要	修繕 (屋根修繕、塗装修繕) ※上記に係る屋根等修繕 一式			
工 期	契約締結の日から 令和元年8月20日 まで			
発 注 業 種	屋根			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】芸濃・河芸・美里・安濃	【格付】A1・A2
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】A1・A2
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】A1・A2
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年5月29日 午前11時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	3,926,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	無			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	免除			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501051312

公 告 日	令和元年5月13日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和元年度北狭道補第1号 芸濃町椋本地内狭あい道路整備工事			
工事場所	津市 芸濃町椋本	地内		
工事概要	側溝工 47m 集水桝・マンホール工 3箇所 表層 151m ²			
工 期	契約締結の日から 令和元年8月30日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】安芸	【地区】芸濃	【格付】D・C・B・A2・A1
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・美里・安濃	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午後1時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	2,941,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501051313

公 告 日	令和元年5月13日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	令和元年度北道維第1号 藤方地内道路修繕工事			
工事場所	津市 藤方	地内		
工事概要	側溝工 75m 集水桝・マンホール工 6箇所 表層 149m ²			
工 期	契約締結の日から 令和元年9月6日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午後1時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	5,516,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051314

公 告 日	令和元年5月13日	工 事 担 当 課	津南工事事務所	
工 事 名	令和元年度南図書館第1号 久居ふるさと文学館駐車場整備工事			
工事場所	津市 久居東鷹跡町	地内		
工事概要	柵工 一式 表層 413m ² 路盤 413m ²			
工 期	契約締結の日から 令和元年8月9日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】久居	【格付】D・C・B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午後1時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	6,131,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。</p> <p>※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051315

公告日	令和元年5月13日	工事担当課	下水道建設課	
工事名	令和元年度下建公第1号 津北部第8処理分区公共下水道工事に伴う舗装復旧工事			
工事場所	津市 あのと台二丁目 地内			
工事概要	表層 17m ² インターロッキングブロック工 219m ²			
工期	契約締結の日から 令和元年8月30日 まで			
発注業種	舗装			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午後1時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	3,124,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	免除			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 ・<u>当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</u> 			

事後審査型条件付一般競争入札

501051316

公 告 日	令和元年5月13日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和元年度営消総第14号 津市消防団安濃方面団草生分団詰所・車庫整備に伴う旧津市立草生幼稚園改修工事			
工 事 場 所	津市 安濃町草生	地内		
工 事 概 要	改修 (建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和元年9月11日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】安濃・河芸・芸濃・美里	【格付】D・C・B・A
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】D
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年5月29日 午後2時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	7,109,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501051317

公 告 日	令和元年5月13日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和元年度営生学補第16号 上野放課後児童クラブ整備に伴う津市立上野小学校屋内運動場改修工事			
工 事 場 所	津市 河芸町上野	地内		
工 事 概 要	改修 (建具改修、内装改修、塗装改修) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和元年8月26日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域・ 格付要件	【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】C・B・A
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】C・B・A
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
	同種工事 実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年5月29日 午後2時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	11,088,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501051318

公 告 日	令和元年5月13日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和元年度営教総第18号 津市立安東小学校給食受入施設改修工事			
工 事 場 所	津市 納所町	地内		
工 事 概 要	改修 (建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修、外構改修) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和元年8月26日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C・B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年5月29日 午後2時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	12,846,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501051319

公 告 日	令和元年5月13日	工 事 担 当 課	営繕課	
工 事 名	令和元年度営生学補第19号 大里地区放課後児童クラブ整備に伴う津市立大里小学校改修工事			
工 事 場 所	津市 大里窪田町	地内		
工 事 概 要	改修 (防水改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修) ※上記に係る建築工事等 一式			
工 期	契約締結の日から 令和元年8月26日 まで			
発 注 業 種	建築一式			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C・B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
	その他要件			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 TEL059-228-9811		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	令和元年5月29日 午後2時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	17,227,000 円 (税抜き)			
最 低 制 限 価 格	有			
入 札 保 証 金	免除			
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

501051320

公告日	令和元年5月13日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和元年度営生学第15号 旧津市一身田公民館解体工事			
工事場所	津市 一身田町	地内		
工事概要	解体 旧津市一身田公民館 鉄筋コンクリート造2階建 延面積434m ² 倉庫 木造平家建 延面積36m ² 外構、駐輪場 上記に係る解体工事 一式			
工期	契約締結の日から 令和元年11月29日 まで			
発注業種	解体(経過措置が適用される場合は、とび・土工・コンクリート)			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請又は下請実績で以下のとおり 解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等(建築一式工事等に含まれるものを除く)		
技術者要件	主任(監理)技術者 現場代理人	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置) 常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有すること 解体工事業の新設に伴う経過措置期間終了(令和元年5月31日)までに、解体工事業の建設業許可を有していること			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月24日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月16日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月21日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月24日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年5月29日 午後2時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	17,826,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源工ネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051321

公告日	令和元年5月13日	業務担当課	建設整備課	
業務名	令和元年度建整公園補第1 - 1号 香良洲高台防災公園実施設計等業務委託			
業務場所	津市 香良洲町	地内		
業務概要	実施設計 一式			
期間	契約締結の日から 令和2年3月27日 まで			
発注業種	土木関係コンサルタント			
参加資格に関する事項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	
		部門	造園	
		建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が1億円以上であること	
	同種業務実績要件			
技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(本市発注業務における専任配置)		
	照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月22日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月27日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月31日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年6月5日 午前9時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	47,051,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051322

公告日	令和元年5月13日	業務担当課	下水道建設課	
業務名	令和元年度下建公補第1 - 10号 津北部第17 - 2処理分区公共下水道実施設計等(詳細)業務委託			
業務場所	津市 長岡町ほか3町	地内		
業務概要	管渠実施設計 詳細設計 開削工法 7,935m 推進工法 432m			
期間	契約締結の日から 令和2年1月31日 まで			
発注業種	土木関係コンサルタント			
参加資格に関する事項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント	
		部門	下水道	
		建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けていること		
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が2億5千万円以上であること	
	同種業務実績要件			
技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(本市発注業務における専任配置)		
	照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者		
その他要件	土木関係コンサルタント(河川、砂防及び海岸・海洋)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者を雇用し、配置できること(管理技術者と兼務可)			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月27日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月31日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年6月5日 午前9時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	51,988,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051323

公告日	令和元年5月13日	業務担当課	下水道建設課	
業務名	令和元年度下建公補第1 - 9号 津北部第14処理分区公共下水道実施設計等(詳細)業務委託			
業務場所	津市 広明町ほか5町 地内			
業務概要	管渠実施設計 詳細設計 開削工法 16,941m 推進工法 82m			
期間	契約締結の日から 令和2年1月14日 まで			
発注業種	土木関係コンサルタント			
参加資格に関する事項	登録要件	業種	土木関係コンサルタント 部門 下水道 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店又は市内支店等		
	当該部門における営業収入金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること	
		市内支店等	営業収入金額が2億5千万円以上であること	
	同種業務実績要件			
	技術者要件	管理技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者(本市発注業務における専任配置)	
		照査技術者	同業種(同部門)に係る技術士、技術管理者又はRCCMのいずれかの者	
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月27日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月31日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年6月5日 午前9時30分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	67,906,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。</p> <p>・当工事の発注者(契約相手方)は、「津市上下水道事業管理者」です。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051324

公告日	令和元年5月13日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和元年度北道維第3号 下弁財町津興及び柳山津興地内道路修繕工事			
工事場所	津市 下弁財町津興及び柳山津興	地内		
工事概要	側溝工 171m 集水桝・マンホール工 4箇所 表層 566m ²			
工期	契約締結の日から 令和元年10月28日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】C
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月27日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月31日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年6月5日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	11,728,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・格付要件については、「平成30年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051325

公告日	令和元年5月13日	工事担当課	津北工事事務所	
工事名	令和元年度北道維第2号 相生町ほか6町地内道路修繕工事			
工事場所	津市 相生町ほか6町	地内		
工事概要	側溝工 322m 集水桝・マンホール工 12箇所 表層 823m ²			
工期	契約締結の日から 令和元年12月13日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A2
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月27日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月31日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年6月5日 午前10時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	31,491,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・格付要件については、「平成30年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051326

公告日	令和元年5月13日	工事担当課	河川排水推進室	
工事名	令和元年度河川ス振第1号 旧津市民プール跡地テニスコート整備に伴う造成工事			
工事場所	津市 殿村	地内		
工事概要	盛土工 5,800m ³ 固結工 206本 プレキャスト擁壁工 187m			
工期	契約締結の日から 令和元年12月4日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級土木施工管理技士(土木)又は同等以上の者(専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月27日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月31日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年6月5日 午前10時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	48,267,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・格付要件については、「平成30年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051327

公 告 日	令和元年5月13日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	令和元年度建整特第1号 三谷中津線道路改良工事			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川	地内		
工 事 概 要	掘削工 17,140m ³ 法面吹付工 2,995m ² 管渠工 510m			
工 期	契約締結の日から 令和2年2月28日 まで			
発注業種	土木一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	A1・A2		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
現場代理人		常駐配置(監理技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書 の 閲 覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書 の 購 入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等 に 関 する 質 問	提出期限	令和元年5月22日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月27日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月31日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時 及び場所	令和元年6月5日 午前10時40分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	開札後に公表(ただし、落札候補者がいない場合を除く)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。</p> <p>・格付要件については、「平成30年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</p> <p>・本件は予定価格を事後公表(開札後に公表)する試行案件です。</p> <p>なお、最低制限価格の設定にあたっては、増減調整をしないものとします。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051328

公告日	令和元年5月13日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和元年度営久生補第13号 津市久居北口文化会館耐震補強及び津市久居北口文化会館デイサービスセンター改修工事			
工事場所	津市 久居北口町及び久居烏木町 地内			
工事概要	耐震補強 津市久居北口文化会館 鉄骨造平家建 延面積226m2 改修 津市久居北口文化会館デイサービスセンター (建具改修、内装改修、躯体改修) 上記に係る建築工事等 一式			
工期	契約締結の日から 令和元年12月13日 まで			
発注業種	建築一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B・A
		【ブロック】安芸	【地区】河芸・芸濃・美里・安濃	【格付】B・A
		【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月27日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月31日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年6月5日 午前11時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	31,353,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。</p> <p>・格付要件については、「平成30年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051329

公告日	令和元年5月13日	工事担当課	営繕課	
工事名	令和元年度営教総第17号 津市立南立誠小学校屋外階段設置その他工事			
工事場所	津市 桜橋二丁目	地内		
工事概要	屋外階段設置 普通教室棟 鉄骨造4階建 建築面積29.5m ² 特別管理教室棟 鉄骨造3階建 建築面積20.7m ² 上記に係る建築工事 一式			
工期	契約締結の日から 令和元年11月15日 まで			
発注業種	建築一式			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格付要件	あり		
	地域・格付要件	【ブロック】津・香良洲	【地区】津・香良洲	【格付】B・A
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件			
技術者要件	主任(監理)技術者	2級建築施工管理技士(建築)又は同等以上の者(本市発注工事における専任配置)		
	現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件				
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月27日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月31日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年6月5日 午前11時10分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	33,061,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。</p> <p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事、担当課執行分を除く。</p> <p>・格付要件については、「平成30年度格付区分等業者一覧」のとおりとする。</p>			

事後審査型条件付一般競争入札

501051330

公 告 日	令和元年5月13日	工 事 担 当 課	下水道総務課	
工 事 名	平成30年度下総里地第2-2号 長谷山ハイツ汚水処理施設電気設備(受変電盤等)取替修繕			
工事場所	津市 美里町家所	地内		
工事概要	電気設備取替 一式 受変電盤 1面 計器盤 1面			
工 期	契約締結の日から 令和2年1月31日 まで			
発注業種	電気			
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	東海三県(三重県、愛知県、岐阜県)内本店又は支店等		
	格付要件	なし		
	地域・格付要件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同種工事実績要件	過去10年間(平成21年度以降)に施工が完了した官公庁等元請実績で以下のとおり電気工事で発注された下水道施設等(ポンプ場、排水機場、処理場)の電気設備(建築電気設備は除く)の製作、据付工事又は修繕で契約金額が1900万円以上		
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
現場代理人		常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件	経営事項審査において発注業種の年平均完成工事高を有すること (審査基準日:平成28年10月1日~平成29年9月30日)			
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 令和元年5月31日 まで		
	販売店	(有)オグラ 津市垂水2870-20 059-228-9811		
設計図書等に関する質問	提出期限	令和元年5月22日 午後5時 まで(指定の質問書を使用すること)		
	回答日	令和元年5月27日 ホームページにて回答		
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) F A X 059-229-3333		
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提出期限	令和元年5月31日 必着		
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開札日時及び場所	令和元年6月5日 午前11時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予定価格	20,732,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	無			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前金払	有			
部分払	無			
その他	<p>・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。ただし、4入札書(2)においては、次のとおり読み替えるものとする。 <u>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>・同種工事実績要件における官公庁等とは、国の機関(独立行政法人、公団、事業団その他政令で定める法人を含む。)、都道府県、市町村等及びコリンズ登録された公益民間企業(交通(鉄道、空港)、資源エネルギー(電気、ガス、石油)、通信会社等)とする。</p> <p>本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。 工場製作のみを行う期間においては、配置技術者の変更を認める。</p>			

津市公告第6号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和元年5月14日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 令和元年5月2日
- 2 抑留期間 令和元年5月15日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市雲出伊倉津町	柴犬	茶	雄	中	91日以上	首輪あり（赤色）

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
三重県津保健所 衛生指導課
電話 059-223-5112

津市公告第7号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

令和元年5月14日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 令和元年5月10日
- 2 抑留期間 令和元年5月17日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市芸濃町棕本	雑種	白茶	雌	中	91日 以上	首輪なし

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 059-229-3282
三重県津保健所 衛生指導課
電話 059-223-5112

津市公告第8号

津市久居アルスプラザ綴帳デザイン等コンペについて、次のとおり実施しますので、公告します。

令和元年5月14日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

津市久居アルスプラザ緞帳デザイン等コンペ実施要領

1 目的

地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点である津市久居アルスプラザ「ときの風ホール」に設置する緞帳について、その調達の確保を含むデザイン等を選定することを目的としたコンペを実施するため、必要な事項を定めるものです。

2 緞帳設置場所

津市久居アルスプラザ ときの風ホール
所在地 津市久居東鷹跡町246番地

3 緞帳作製枚数

緞帳 1張

4 緞帳作製仕様

別紙1「津市久居アルスプラザ緞帳作製仕様書」のとおり

5 納入期限

令和2年3月31日(火)まで
吊込日は、津市と協議して定める。

6 予算金額

17,896,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とします。
ただし、この中には、デザイン原画制作費、緞帳作製費、搬入・吊り込み・調整等一切の費用を含むものとします。

7 実施形式

コンペ方式

8 実施日時

令和元年6月24日(月)
開始時刻等については、参加者に別途通知するものとします。また、提案に係る持ち時間は15分程度(質疑応答の時間は除く。)とする予定です。

9 実施場所

津市西丸之内23番1号
津市役所本庁舎 4階 庁議室

10 参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とします。

- (1) 津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下のアからエの書類を提出し確認を受けていること。
 - ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
 - ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 印鑑（登録）証明書
- (2) 国税、本社所在地における都道府県民税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。

ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であつて、再生計画又は更生計画が認可された者を

除く。

(7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

11 実施スケジュール

実施スケジュールは、以下のとおりとします。なお、変更する場合は、参加資格確認書の提出期限までは、津市ホームページの当該コンペに係る情報を発信しているページにおいてお知らせし、同確認書の提出期限後は、参加者に対し、別途通知するものとします。

募集公告	令和元年5月14日(火)
質問書の受付期限	令和元年5月20日(月)17時00分 必着
質問書の回答	令和元年5月24日(金)17時00分までに回答
参加資格確認書の提出期限	令和元年5月30日(木)17時00分 必着
資格審査結果通知	令和元年6月6日(木)までに通知
提案書類の提出期限	令和元年6月17日(月)17時00分 必着
審査(プレゼン等)	令和元年6月24日(月) 時間等は別途連絡
結果通知	審査後速やかに通知します。

12 参加資格の確認

本件コンペに参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類を提出し、本件コンペの参加資格の確認を受けなければならないものとします。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件コンペの参加資格を有することが認められなかった者は、本件コンペに参加することができないものとします。

(1) 提出期限

令和元年5月30日(木)17時00分まで(必着) ただし、土・日曜日を除く。

この期限を過ぎて提出又は送達された申請書類は受理しないこととします。

また、未達等のトラブルに関して本市では一切の責任を負いかねます。

(2) 提出場所

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津リージョンプラザ1階
津市スポーツ文化振興部 文化振興課 文化ホール施設担当

(3) 提出方法

提出場所への持参又は郵送によるものとします。

なお、持参する場合の受付時間は、9時00分から17時00分までとします。

郵送の場合は、到着が確認できる書留等によることとし、受付期間に到着したもののみ受け付けます。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、それぞれ正本1部を提出してください。

ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの(申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの)とし、これら証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大(原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小すること。)であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

ア 津市久居アルスプラザ綴帳デザイン等コンペ参加資格確認書(別紙2)

イ 宣誓書(別紙3)

ウ 会社概要書(別紙4)

エ 納税証明書

(ア) 国税に係る証明書

国税の未納の税額がないことの証明書

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税等の完納証明書

なお、支店等がこのコンペに参加及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税等の完納証明書

また、新規に支店等を開設した場合は、「法人等開設届(写)」

地方公共団体において完納証明が発行できない場合は、滞納がないことを証する書面

オ 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては、「10 参加資格の(1)のア~エの書類

(5) 本件コンペの参加資格の確認結果の通知

本件コンペの参加資格の確認結果は、令和元年6月6日(木)までに通知するものとします。

13 仕様書等に関する質問

(1) 受付期間

令和元年5月20日(月)17時00分まで 必着

(2) 質問方法

仕様書等についての質問がある場合は、別紙5「津市久居アルスプラザ綴帳デザイン等コンペに関する質問書」に質問内容を明確に記載の上、電子メールにて受け付けます。電話などによる個別の質問にはお答えできませんので、ご注意ください。

なお、メールの件名は「仕様書等に関する質問について」としてしてください。また、未到達等による受付漏れを防ぐため、必ず電話にてメールが到達したことを確認してください。ただし、電話による到達の確認は、土・日曜日を除く9時から17時

までに行うものとしします。

(3) 送付先

津市スポーツ文化振興部 文化振興課 文化ホール施設担当

メール 229-3250@city.tsu.lg.jp

電話 059-229-3202

(4) 回答方法と時期

回答については、津市ホームページの当該コンペに係る情報を発信しているページにおいて、令和元年5月24日(金)17時00分までに公開するものとしします。

ただし、回答に係る調査や追加資料の用意等に時間を要する質問があった場合は、遅れることがあります。なお、質問者名は非公表としします。

また、回答に対する再質問は受け付けませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

14 デザインのテーマ

- (1) 久居アルスプラザのテーマである「地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点」のイメージにふさわしいもの
- (2) ホールの建築内装と調和するもの 【19 参考資料】ホール内観パース図参照
- (3) 多様な演目へ対応するため、緞帳自体の印象が演目に影響を与えないもの
- (4) 市民の共感を得るもの
- (5) 表現に創意工夫があり、興味を引くもの

15 デザイン原画の規格及び画材等

- (1) デザイン原画の規格は、仕立て上がり寸法の20分の1(W90cm×H50cm)とし、アルミ額装としします。また、一部を白い厚紙で隠すなどして、プロセニアム寸法の20分の1の部分が見えるようにもしてください。ただし、表装は審査の対象外としします。
- (2) デザイン原画の材質及び画材は、自由とししますが、織物現物を忠実に表現できるような描き方をとするものとしします。

16 デザイン原画制作の条件

- (1) 提出デザイン原画数は、1社2点までとしします。
- (2) 提出デザイン原画は、原画作家による作品とし、未発表のものに限るものとしします。
- (3) デザイン原画制作及びコンペ参加に要する経費の一切は、参加者の負担とするものとしします。
- (4) 機械織による緞帳作製を提案する場合は、つなぎ目が目立たないように考慮するものとしします。
- (5) 「17 提案書類等の提出」の「(4) 提出書類等」に記す のデザイン原画及び の

緞帳織見本は、津市が採用したもの以外は返還します。

17 提案書類等の提出

本件コンペの参加資格を有する者に限り、提案書類等を以下のとおり受け付けます。

(1) 受付期限

令和元年6月17日(月)17時00分まで 必着

(2) 提出方法

「(4) 提出書類等」に記す書類等一式を持参、郵送のいずれかの方法で提出してください。

なお、提出する場合の受付時間は、土・日曜日を除く9時00分から17時00分までとします。郵送の場合は、到着が確認できる書留等によることとし、受付期限までに到着したもののみ受け付けるものとします。

(3) 提出場所

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津リージョンプラザ1階
津市スポーツ文化振興部 文化振興課 文化ホール施設担当

(4) 提出書類等

企画提案書(提案様式1)

デザイン原画(「15 デザイン原画の規格及び画材等」を参照のこと)

デザイン原画をA4版の用紙に縮小したもの プロセニアム寸法により小さくなる部分(プロセニアムで隠れる部分)がわかるように、当該部分をアミカケ表記する

デザイン原画制作意図説明書(A4版縦、横書き、800字程度、提案様式2)

緞帳作製仕様書(提案様式3)

緞帳作製工程(スケジュール)表(提案様式任意)

緞帳作製経費見積書(緞帳作製費、搬入・吊り込み・調整等一切の経費、消費税及び地方消費税(10%)を含むものとする。その内訳明細も記載すること。提案様式任意)

緞帳織見本(1㎡程度) デザインは不問。

保証期間等(5年以上の保証期間の提案や保証期間内におけるサービス提供の有無など。提案様式4)

デザイン原画制作者の経歴書(提案様式5)

緞帳作製実績書(過去10年間の緞帳作製の実績、別紙1「津市久居アルスプラザ緞帳作製仕様書」に記す文化ホール等の緞帳を納入した実績(設置年、仕立て寸法、織り方の種類、デザイン原画制作者名等を明示。提案様式6)

提出する書類等 ~ については、提案者が特定されるような文字、マーク等を表示しないでください。また、デザイン原画には、画題を表示してください。

、及びを除く書類を1セットとし、10セット提出するものとします。

なお、提出したデザイン原画数が2点の場合は共通する書類も含め、それぞれ10

セット提出してください。

18 審査方法及び審査結果発表

(1) 審査書類等

審査に係る書類等については、「12 参加資格の確認(4) 提出書類」において津市に提出する会社概要書(別紙4)と「17 提案書類等の提出(4) 提出書類等」において提出する ~ の書類等を以て審査書類等とします。

なお、会社概要書(別紙4)については、会社名等が分からないよう必要な部分を津市で黒塗りした上で審査書類等として使用します。

(2) 審査方法

- ・提案者は、15分以内(提出されたデザイン原画が2点であっても同様)で説明(プレゼンテーション)を行い、説明終了後、審査委員からの質疑応答を行います。質疑応答の時間は20分程度とします。
- ・説明は、「(1) 審査書類等」に示す書類等を基に行うものとし、提出書類の内容と異なる説明や追加資料の配布は認めないものとします。
- ・会場への入室は、4名(自社社員を必ず含むこととし、説明及び質疑応答は全員での対応を可とします。)以内とします。
- ・提出されたデザイン原画等を審査基準に基づき「津市久居アルスプラザ綴帳デザイン等選考委員会」にて審査を行い、最も評価が高いデザイン原画等1点を選定(1者から2点提案された場合であっても各提案単体で評価し、最も高い評価点の提案を選定)し、その1点の提案者を契約候補者として決定します。ただし、最も評価が高い提案の点数が、予め設定した基準点を満たさない場合は、この限りではありません。なお、公平な審査を実施するため、プレゼンテーション時には、社名等を伏せるものとします。社名等の発言があった場合は、提案を無効とする場合がありますのでご注意ください。

(3) 評価項目

別紙6「津市久居アルスプラザ綴帳デザイン等コンペ評価基準」のとおりとします。

(4) 審査結果

審査結果は、審査後速やかにコンペ参加者全員へ文書にて通知しますが、選考経過は一切公表しないものとします。また、「16 デザイン原画制作の条件」の(5)に記すものを除き、提出書類は返却しません。

採用されたデザイン原画は、津市の意向により、デザイン原画提案者と協議の上、軽微な補作又は修正を求めることができるものとします。この補作等に要する経費については、提案者が負担するものとします。

(5) 契約手続き等

綴帳作製の発注は、契約候補者における技術体制、作製設備、作製工程等を確認の上、確実に業務の履行が見込めると判断された場合のみ行うものとし、当該業務

に係る見積書徴取の相手方とし選定するものとします。

ただし、その者と契約が成立しない場合は、次点者を選定することとします。

19 参考資料

- (1) 津市久居アルスプラザ平面図、立面図、舞台機構図、外観パース図、ホール内観パース図
- (2) (仮称)津市久居ホール管理運営計画
- (3) 津市市勢要覧2019

20 その他

- (1) 当該提案に際して、第三者等に利害関係が及んだ場合、あるいは及ぶ恐れがある場合の一切の責任は、提案者にあるものとします。
- (2) 当該提案に要する一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 辞退の取扱い
参加資格確認書の提出後、契約候補者が決定されるまで、いつでも参加を辞退することができるものとします。その場合は、辞退届(様式任意。辞退理由を記載)を提出することとします。
- (4) 失格事項等
下記の事項のいずれかに該当した場合は、参加資格を満たさなかったものとみなし、失格とするものとします。
ア 指定する提出方法によらず必要書類等が提出された場合
イ 指定する提出期限までに必要書類等が提出されなかった場合
ウ 提出を求める必要書類等について、記載すべき事項が記載されていない場合
エ 提出を求める必要書類等について、虚偽の内容が記載されていることが判明した場合
オ 本実施要領に定める手続き以外の方法により、選定委員会の委員等関係者に対して、直接的又は間接的に接触した場合
カ 前各号で定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があるなど、市長が失格であると認めた場合
- (5) 提出書類等
ア 提出された書類等は、当該業務の選定以外において提出者に無断で使用いたしません。
イ 提出期限後における提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めないものとします。
ウ 参加者は、業務で得られた情報については、正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならないものとします。
- (6) 著作権等
提案者(デザイン原画の作製者を含みます。)は、発注者に対して採用した企画の

成果物等に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含みます。）を譲渡するものとします。

また、提案者（デザイン原画の作製者を含みます。）は、成果物等について著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとします。

21 問い合わせ先

津市スポーツ文化振興部文化振興課

住 所 〒514-8611 津市西丸之内 23 番 1 号

電 話 059-229-3202

F A X 059-229-3344

メール 229-3250@city.tsu.lg.jp

津市久居アルスプラザ 緞帳作製仕様書

- 1 名称
津市久居アルスプラザ ときの風ホール緞帳
- 2 寸法
仕立て上がり寸法 間口 18 m × 天地 10 m
プロセニウム寸法 間口 14.544 m × 天地 8 m
- 3 数量
1 張 ウェイトパイプ (金属製) 付き
ウェイトパイプの寸法等については、次のとおりとする。
 - ・長さ 緞帳の左右から均等に 5 cm から 10 cm 出るよう、18 m 10 cm から 18 m 20 cm の範囲とする。
なお、この長さを満たすことができれば、1 本物、複数本をつなぎあわせた物いずれでも可とする。また、パイプの両端にはキャップを付けること。
 - ・太さ 織り方による適切なサイズとする。
- 4 織り方
緞れ織、フック織、機械織のいずれかによる
- 5 作製
提案された材料による他、撚糸、染色、配色等に留意して提案されたデザイン図柄を織物として効果的に表現するために適切、巧みな表現技術を加えて製織するものとする。また、織下絵の作製から最終仕上げに至る各作製段階にわたり、十分な品質管理のもとに作製する。
- 6 仕立て加工
表地・裏地を合わせ堅牢な仕立て加工を施す。上部には緞帳の重量に十分耐える懸吊用厚地綿テープを 2.5 cm 間隔に取付け、下部にウェイトパイプ挿入のための袋地を取り付ける。
- 7 重量
4 kg/m²程度 (ウェイトパイプを含み、計 770 kg 以内)
- 8 防災加工
消防法に基づく防災処理仕上げを行い、緞帳本体の表裏に消防庁検定防災ラベルを張り付け表示するとともに防災処理施工済書を提出する。

9 緞帳等落下防止対策

- (1) 緞帳落下防止用の金具等を3個以上取付ける。
- (2) ウェイトパイプに対する落下防止ロープを5か所程度取り付ける。

10 検査

契約締結後にデザイン原画及び織下絵、部分試織、基本色、糸見本等をもとに関係者と表現意向の具体的な打ち合わせを行い、確認を得た上で本製織に着手する。作製中においても発注者と綿密な連絡、打ち合わせを行い、発注者から依頼があった場合は、履行状況について説明する。製作中間時、製作完了時に検査を、吊り込み完了時に竣工検査を行う。

11 搬入・吊込

完全梱包の上、チャーター便などの安全かつ確実な方法で搬入する。搬入・吊込、調整は、津市及び舞台関係者と協議の上、令和2年3月19日までに完了すること。また、吊り込み完了時に検収を行う。

12 取付作業

搬入及び吊り込みについては、事前に津市及び舞台関係者と協議の上、作業を行う。吊り込み時は、緞帳落下防止金具を取り付けるなど安全対策を施す。

13 工程写真

作業・現場各工程及び完成後の写真(工程写真・デジタルデータ)等を撮影し、提出する。

14 保証

完成引渡し後、5年以上とする。

15 特記事項

- (1) 受注者は、関係法令等、本仕様書に定められた内容を遵守するとともに、市の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を履行するものとする。
- (2) 本業務の進め方等については、市担当者と随時協議を行うものとする。
- (3) 本業務に関する協議、打合せ等の必要経費、その他資料収集、調査に要する費用はすべて受注者の負担とする。
- (4) 緞帳製作について、企業からの寄付があれば、緞帳下部に企業名(最大10社程度。緞帳下部に5社ずつ2段表記を想定。)を入れること。

16 その他

本仕様書に定めのない事項又疑義が生じた場合に津市及び受託者が協議の上、決定する。

津市久居アルスプラザ綴帳デザイン等コンペ参加資格確認書

令和元年 月 日

(あて先) 津市長

(〒)

申請者 所在地
法人等の名称
代表者職氏名

印

令和元年5月14日付けで公告のあった津市久居アルスプラザ綴帳デザイン等コンペに参加したいので、指定の書類を添えて次のとおり当該コンペ参加資格の審査を申請します。

なお、津市久居アルスプラザ綴帳デザイン等コンペ参加資格確認書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 件 名 津市久居アルスプラザ綴帳デザイン等コンペ

2 添付書類

- (1) 宣誓書
- (2) 会社概要書
- (3) 納税証明書
- (4) 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)等
- (5) 印鑑(登録)証明書

3 その他

津市競争入札参加資格者名簿に登載されている者は、左の にレ点を入れてください。(2 添付書類 (4)~(5)の書類を省略できます。)

令和元年 月 日

津市長

所在地

商号（名称）

代表者氏名

印

宣誓書

津市久居アルスプラザ緞帳デザイン等コンペに当たり、下記のことについて事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- 2 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- 3 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

会社概要書

名称	
代表者 (職名・氏名)	
所在地	
設立年月日	
資本金	
従業員数	
経営理念・ 運営方針等	
業務内容	
特記事項	

必要に応じて枠を広げてください。

津市久居アルスプラザ綴帳デザイン等コンペに関する質問書

令和元年 月 日

【質問者】

(〒)

申請者 所在地

法人等の名称

担当者 所属・職氏名

電 話

F A X

電子メール

No.	文書名	頁	質問項目	質問内容
1				

計 問

記入欄が足りない場合は、適宜 2 枚目以降を追加し、ページ番号を付してください。

津市久居アルスプラザ緞帳デザイン等コンペ評価基準

1 デザイン等 (満点65点)

評価項目	評価基準	配点
1-1 提案の概要について	地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点をイメージできるものであるか。	10
1-2 ホールの建築内装と調和	緞帳デザインがホールの建築内装と調和するものであるか。	10
1-3 緞帳自体の印象と演目への影響	多様な実演芸術の演目に馴染んだデザインで、緞帳自体の印象が演目に影響を与えないものであるか。	10
1-4 市民の共感	市民の共感を得るものであるか。	10
1-5 表現の創意工夫	デザインコンセプト、デザイン構成、色彩計画などの表現に創意工夫があり、興味を引くものであるか。	10
1-6 緞帳の仕上がり	緞帳の仕上がりは、品質の高いものとなっているか。	15

2 本業務の実施体制 (満点10点)

評価項目	評価基準	配点
2-1 取組意欲	提案内容に事業者の取組意欲は感じられるか。	5
2-2 事業実施体制	業務の遂行に無理がなく確実に実施できる体制となっているか。	5

3 事業実施スケジュール (満点5点)

評価項目	評価基準	配点
3-1 事業実施スケジュール	事業開始当初から契約期限までの全体スケジュールが明記されているか。また、業務遂行において無理のないスケジュールとなっているか。	5

4 予算 (満点20点)

評価項目	評価基準	配点
4-1 予算	緞帳の織り方等の作製方法などを踏まえ、提案内容に示された見積額に高い優位性があるか。	15
4-2 保証期間等	保証期間及び保証期間内のサービスは評価できるものか。	5

満 点

100点

津市久居アルスプラザ綴帳デザイン等コンペ
企画提案書

令和 年 月 日

(あて先) 津市長

(〒)

申請者 所在地
法人等の名称
代表者職氏名
電 話

印

令和 年 月 日付で公告のありました「津市久居アルスプラザ綴帳デザイン等コンペ」について、公告及び実施要領等の内容を承諾の上、参加を表明し、関係書類を提出します。

デザイン原画制作意図説明書

800字程度で記入してください。

綴帳作製仕様書

提案する綴帳の仕様を記入してください。

必要に応じて枠を広げてください。

保証期間等

保証期間	
<p>保証期間内におけるサービス提供</p>	

必要に応じて枠を広げてください。

デザイン原画制作者の経歴書

デザイン原画制作者の経歴を記入してください。

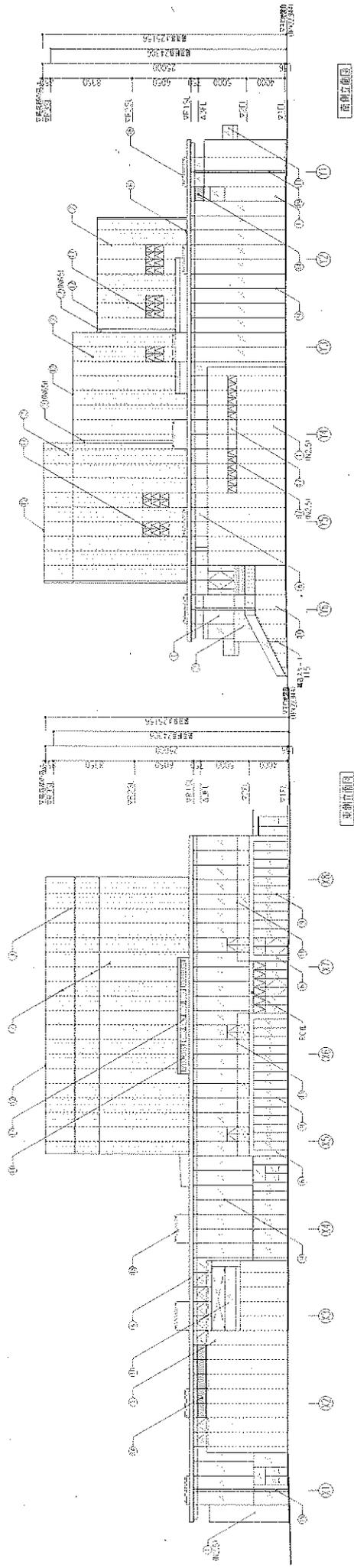
必要に応じて枠を追加してください。

緞帳作製実績書

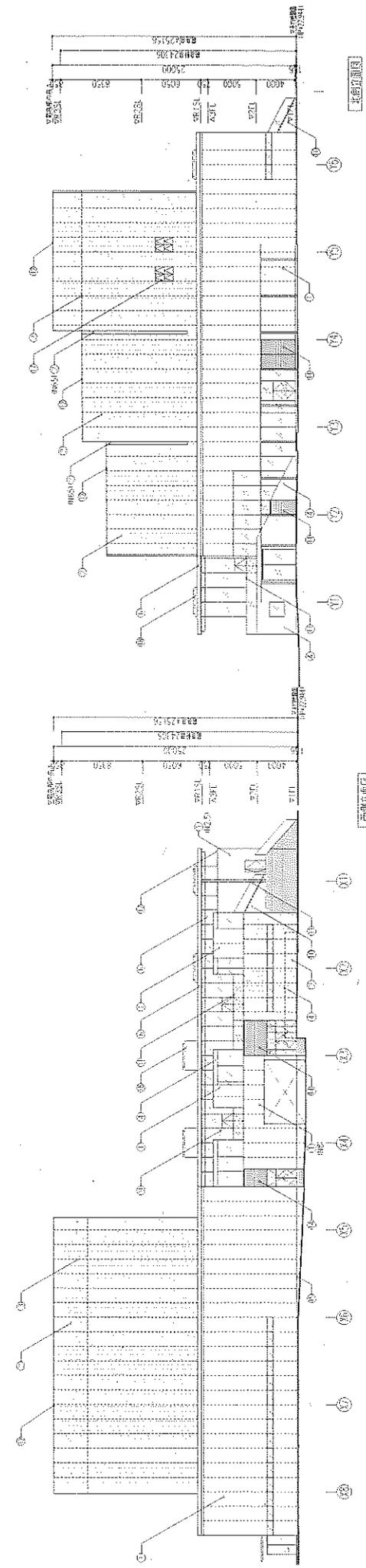
過去10年間における当該コンペに係る緞帳と同程度のものを納入した実績を新しいものから順に記入してください。

緞帳納入施設	
発注者	
納入年月日	
履行期間	
仕立て寸法	
織り方の種類	
デザイン原画 制作者名	
緞帳のデザイン	デザインの内容が分かる画像を添付してください。
特筆事項	

必要に応じて表を追加してください。



東側平面図



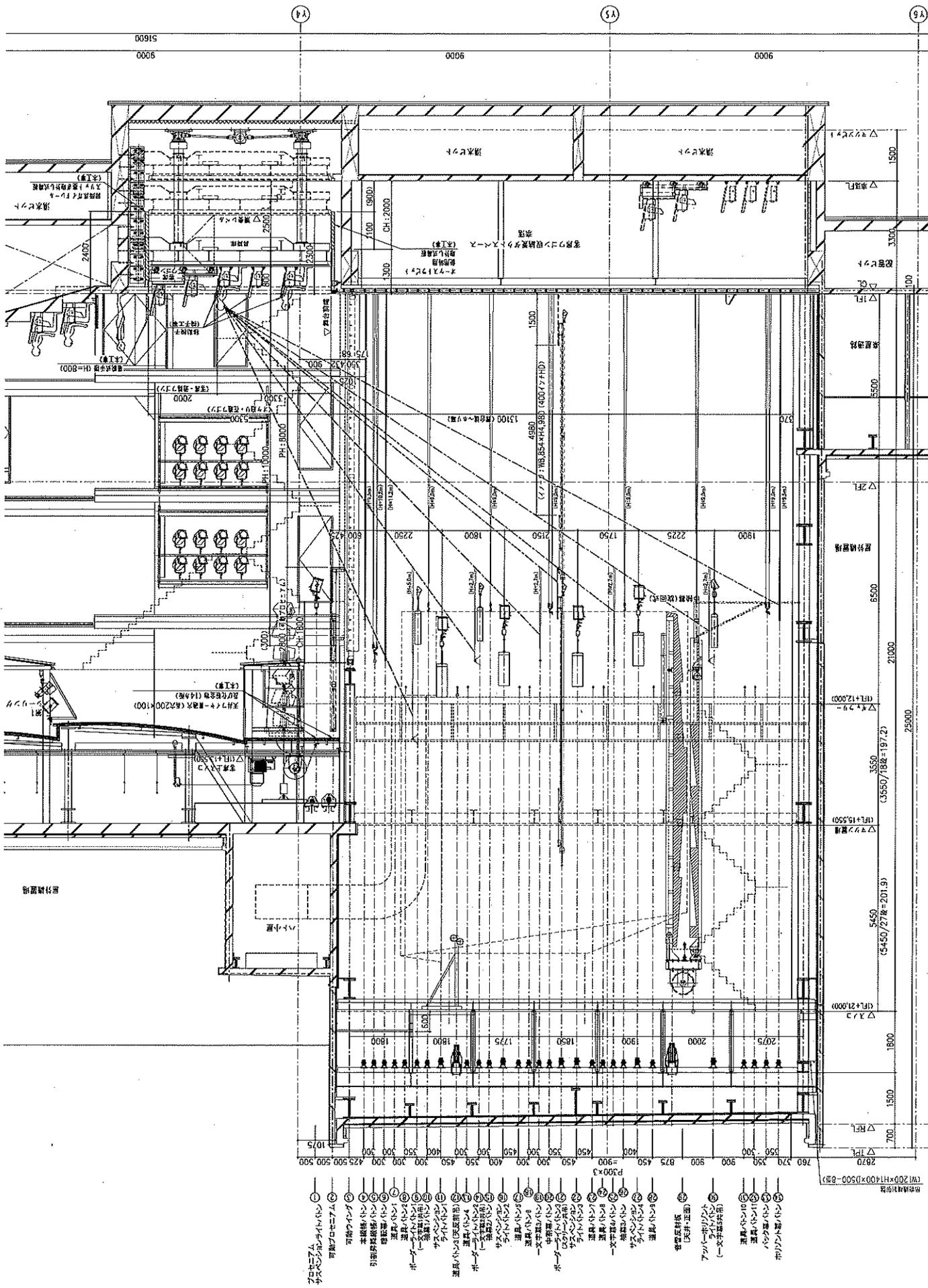
西側平面図

NO.	名称	面積 (㎡)	用途	備考
1	78-1F(1) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (CL)	
2	78-1F(2) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
3	78-1F(3) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
4	78-1F(4) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
5	78-1F(5) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
6	78-1F(6) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
7	78-1F(7) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
8	78-1F(8) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
9	78-1F(9) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
10	78-1F(10) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
11	78-1F(11) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
12	78-1F(12) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
13	78-1F(13) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
14	78-1F(14) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
15	78-1F(15) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
16	78-1F(16) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
17	78-1F(17) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
18	78-1F(18) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	
19	78-1F(19) 1150 (1000) 2F 1150 (1000) 3F 1150 (1000)		事務所 (B-FUE)	

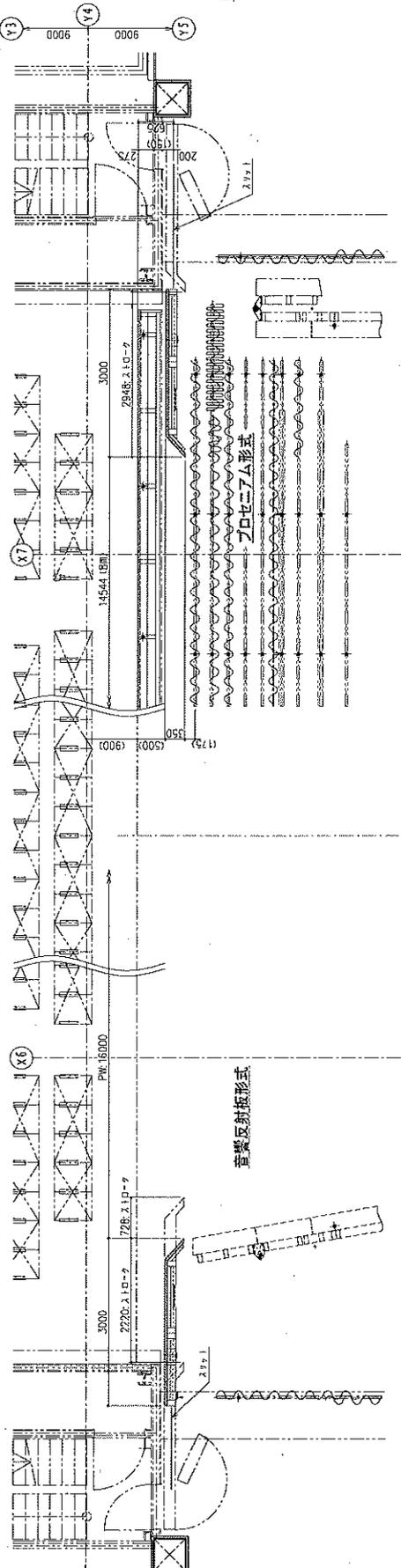
※ (1)~(19)は床高を基準とする。

久米・アポロ共同企業体

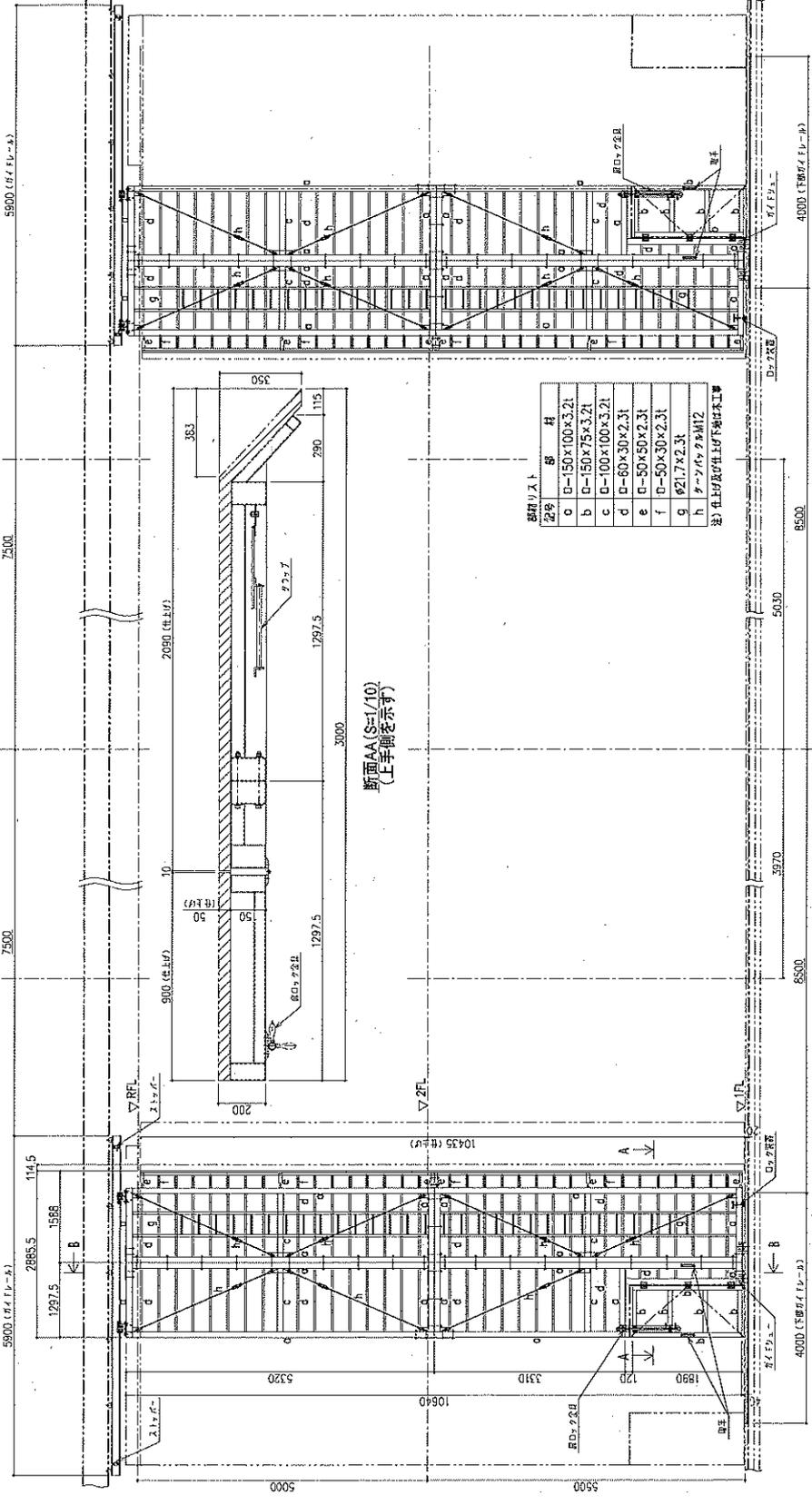
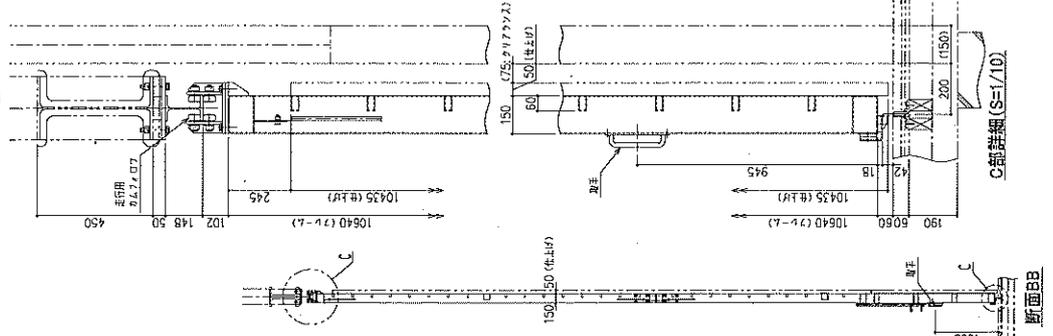
1150254
A-019



- ① フロアコート
- ② サウスエントランス
- ③ 可動プロセシアム
- ④ 可動ウェブ
- ⑤ 茶室
- ⑥ 引揚付階段
- ⑦ エレベーター
- ⑧ 正門
- ⑨ 正門ロビー
- ⑩ 受付
- ⑪ 受付ロビー
- ⑫ 受付待合
- ⑬ 受付待合
- ⑭ 受付待合
- ⑮ 受付待合
- ⑯ 受付待合
- ⑰ 受付待合
- ⑱ 受付待合
- ⑲ 受付待合
- ⑳ 受付待合
- ㉑ 受付待合
- ㉒ 受付待合
- ㉓ 受付待合
- ㉔ 受付待合
- ㉕ 受付待合
- ㉖ 受付待合
- ㉗ 受付待合
- ㉘ 受付待合
- ㉙ 受付待合
- ㉚ 受付待合
- ㉛ 受付待合
- ㉜ 受付待合
- ㉝ 受付待合
- ㉞ 受付待合
- ㉟ 受付待合
- ㊱ 受付待合
- ㊲ 受付待合
- ㊳ 受付待合
- ㊴ 受付待合
- ㊵ 受付待合
- ㊶ 受付待合
- ㊷ 受付待合
- ㊸ 受付待合
- ㊹ 受付待合
- ㊺ 受付待合
- ㊻ 受付待合
- ㊼ 受付待合
- ㊽ 受付待合
- ㊾ 受付待合
- ㊿ 受付待合



ロック装置詳細 (S=1/10)



部材リスト

部材	数量	規格
a	1	D-150 x 100 x 3.2t
b	1	D-150 x 75 x 3.2t
c	1	D-100 x 100 x 3.2t
d	1	D-60 x 30 x 2.3t
e	1	D-50 x 50 x 2.3t
f	1	D-50 x 30 x 2.3t
g	1	φ21.7 x 2.3t
h	1	クランプボルトM12

※ 仕上り及び仕上げ下地工事







(仮称) 津市久居ホール管理運営計画

平成30年7月

津市

(仮称) 津市久居ホール管理運営計画

目次

◆計画策定の趣旨	1
第1章 管理運営の方針	2
1 基本理念と基本方針	2
2 施設の概要	4
3 施設の主な機能	4
第2章 事業計画	8
1 事業分類及び実施方針	8
2 自主事業の方針	9
3 貸館事業の方針	10
4 基本方針に基づく事業展開	11
5 オープニングイヤーの事業計画	14
第3章 施設管理運営計画	15
1 利用規則の在り方	15
2 施設の管理・保守	19
3 安全管理	21
4 非常事態への危機管理	21
5 修繕	22
第4章 施設の管理運営主体	24
1 指定管理者制度の活用	24
2 指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方	24
3 指定管理者と市との関係	24
4 管理運営業務と配置職員	25
5 職員等の教育・研修	28
6 市民参加	28
第5章 広報宣伝計画	29
1 広報宣伝の目的	29
2 広報宣伝活動の方針	29
3 広報宣伝活動の展開イメージ	30
4 情報ラウンジの活用	30

第6章	収支計画	31
1	収支の方針	31
2	本施設の収支構造	31
第7章	管理運営評価	34
1	評価に当たっての基本的な考え方	34
2	評価方法	34
3	評価対象と評価項目	35
第8章	今後のスケジュール	37
第9章	将来像と目標	38

◆計画策定の趣旨

文化芸術基本法では、「文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する」とあり、平成24年に施行された劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（以下「劇場法」といいます。）では、「劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。」とされています。

また、人々の暮らしについて、物の豊かさから心の豊かさが求められ、ライフスタイルや余暇時間の過ごし方も変化する中、市民の生活意識や価値観など多様化が進んでおり、生きがいや次世代に夢と希望を与えることができる文化芸術が求められています。

津市における文化芸術活動については、各地域において様々な主体が文化芸術活動に取り組まれている一方、平成28年度に実施された第5回市政アンケート調査や（仮称）津市久居ホール整備基本計画（以下「整備基本計画」といいます。）策定に向け平成26年に久居地域住民に対して実施したアンケート結果からは、これまで文化に携わっていない方々に文化に興味を持っていただけるよう裾野を広げるなどの取り組みが必要とされています。

こうした中、久居地域の文化振興拠点としての役割を果たしてきた久居市民会館が老朽化により平成25年1月に閉館せざるを得ない状況となり、文化振興のための活動拠点の整備が求められています。

さらに、久居駅周辺地域については、古くから商店街がありにぎわいのある地域でしたが、車社会の進展など時代の流れとともに商店街も衰退してきており、新たな交流とにぎわいの創出による地域活力の向上が求められています。

このような状況を踏まえ、久居駅周辺地区の都市再生整備事業の一つとして（仮称）津市久居ホール（以下「本施設」といいます。）を劇場法に基づいて実演芸術の振興を図り、本市における独自性ある文化芸術の拠点となり、活力ある地域社会を構築するための新たな文化の交流、創造拠点施設として整備を進めることとし、（仮称）津市久居ホール管理運営計画は、その機能や役割が真に発揮されるとともに、効果的かつ効率的な管理運営が行われるために策定するものです。

第1章 管理運営の方針

1 基本理念と基本方針

平成26年4月に策定を行った整備基本計画を踏まえ、次のとおり基本理念及びテーマの基本方針を定めます。

(1) 基本理念

本施設においては、実演芸術を創造し、その作品に直接触れる機会の提供を始めとする発信を行い、それらの活動を担う人材の育成を行うことを想定しています。そして、実演芸術にとどまらずあらゆる文化芸術活動にも活動場所を提供し、それら文化芸術活動の展開を介して、各種学びや交流を促進し、地域の再生と活性化に寄与することを目指します。

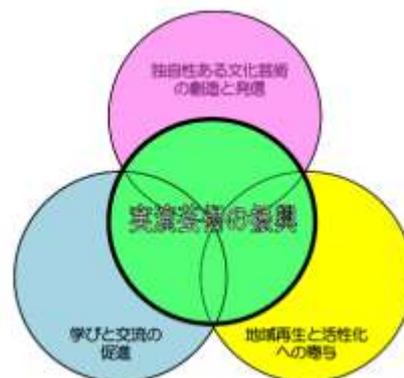
そこで、これらの目標に基づき、以下に示す施設の基本理念を掲げます。

「実演芸術を振興する」

「独自性ある文化芸術の創造と発信を行う」

「学びと交流を促進する」

「地域再生と活性化に寄与する」



(2) テーマ

これまでのホールを中心とする文化施設の多くは、その利用において、そこで文化芸術活動を行う主体を中心とする限定的なものにとどまる傾向にありました。

新しい施設には、開かれた場として地域住民を始めとする幅広い市民にとって、気軽に訪れられ、文化芸術を身近なものと感じられ、感動が得られる魅力ある施設となることが望まれます。そこで、先に掲げた基本理念に従い、以下に示す施設のテーマを設定します。

「地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点」

(3) 基本方針

本施設をそのテーマである「地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点」としていくため、劇場法に基づき「**実演芸術の振興**」を図るとともに、これ以外の基本理念に基づき次の方針を掲げ、管理運営計画に反映します。

ア 「独自性ある文化芸術の創造と発信」

(ア) 産学官民が連携して実演芸術を創造し発信します。

産学官民が連携した実演芸術の創造を行い、地域、学校、企業等へのアウトリーチ^{※1}も含めた様々な形での発信に取り組みます。

(イ) 地域の特色が出せる施設として、地域と共に文化芸術を発信します。

久居地域を中心とした施設として、これまで地域に根付いてきた歴史や伝統を生かし、地域の特色が出せるよう、地域が主役となる場所を築いて文化芸術を発信することに取り組みます。

(ウ) 本市の拠点施設として、地域において企画運営を考える機能を備えます。

市民が愛着を持てる本市の拠点施設とするため、地域ならではの発想による企画運営を考える組織づくりに取り組みます。

イ 「学びと交流の促進」

(ア) 稽古や各種活動を行うことのできる場所を提供します。

実演芸術に関わる稽古はもとより、美術作品の展示、鑑賞を始めとする学びと交流を伴う各種活動を行うことのできる場所を提供します。

(イ) 誰もが文化芸術活動に触れられる機会をつくれます。

施設に立ち寄った誰もが、気軽に文化芸術活動に触れられ、そこに学びと交流が促進される機会づくりに取り組みます。

(ウ) 幼少期から文化芸術に触れられる機会をつくれます。

次世代を担う人材の育成を図るため、幼少期から文化芸術に触れられる機会づくりに取り組みます。

¹ アーティストの学校や福祉施設などへの派遣や、施設にとらわれないミニコンサートや参加体験型事業の実施などを行う館外活動

ウ 「地域再生と活性化への寄与」

(7) 商店街の再生など商業の活性化を図ります。

久居駅周辺地区内の商店街の再生など商業の活性化を図るため、多くの市民が集まる魅力ある施設としていきます。

(1) 本市の副都市核に位置付ける久居駅周辺地域のにぎわいを創出します。

近鉄久居駅を利用した他地域との交流拠点としてのにぎわいを創出するため、施設における文化芸術活動を通じたまちづくり活動につなげます。

2 施設の概要

地名地番 津市久居東鷹跡町246番地

用途 複合施設

(ホール、展示室、行政窓口)

構造 鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造

階数 地上3階建て

最高高さ 約25m

敷地面積 約13,150㎡ うち駐車場面積約8,150㎡

建築面積 約3,700㎡

延床面積 約6,060㎡

駐車場 278台 うち思いやり駐車場6台、大型車両用2台

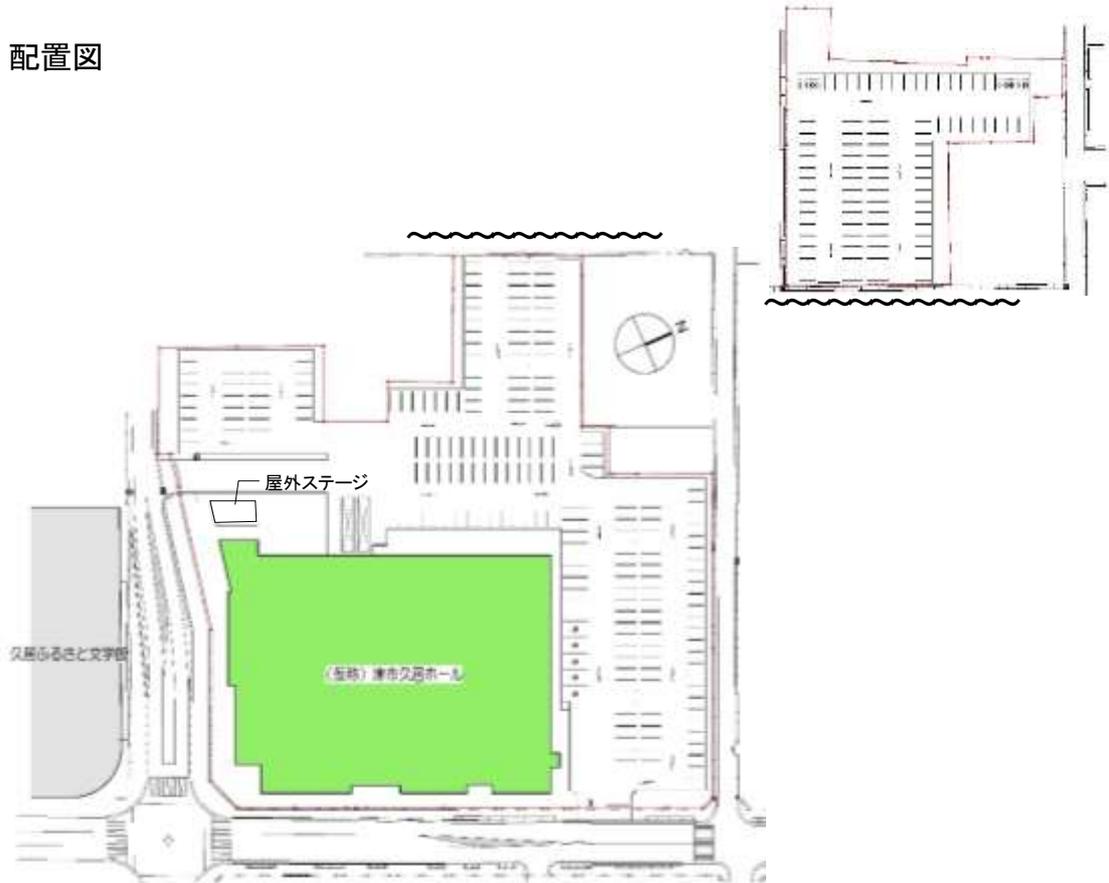
3 施設の主な機能

施設名	席数・広さ	主な用途
ホール	720席	・音楽、演劇、舞踊等の実演芸術の公演
楽屋1・2（ホール）	各14㎡	・ホールの出演者控室
楽屋3（ホール）	26㎡	
楽屋4（ホール） （2部屋に間仕切り可能）	35㎡	
主催者控室	10㎡	・ホールの主催者控室

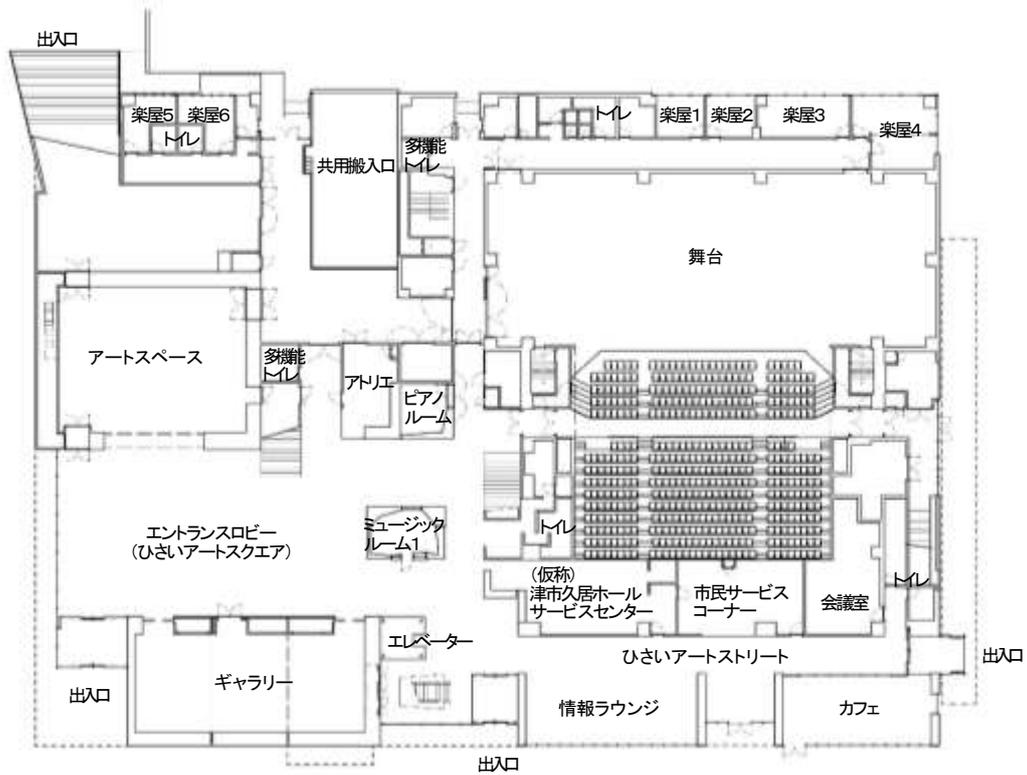
親子室	12m ²	・催し物を幼児と一緒に鑑賞できるスペース
アートスペース	245m ²	・小規模の音楽、演劇、舞踊等の公演 ・絵画、書、写真、工芸等の展示 ・集会、講演会等 ・ホールのリハーサル ・日常的な各種創造活動
楽屋5・6 (アートスペース)	各16m ²	・アートスペースの出演者控室
ギャラリー (3部屋に間仕切り可能)	198m ²	・絵画、書、写真、工芸等の展示
アトリエ	34m ²	・美術・工芸等の創作活動
ピアノルーム	18m ²	・ピアノ練習
ミュージックルーム1	24m ²	・音楽練習
ミュージックルーム2	21m ²	
バンドルーム	27m ²	・電気楽器、金管楽器など大音量の音楽練習
カルチャールーム1	61m ²	・様々な文化芸術活動 ・講座、教室、会議等
カルチャールーム2 (2部屋に間仕切り可能)	64m ²	
カルチャールーム3	26m ²	
ミーティングルーム (2部屋に間仕切り可能)	39m ²	・会議等 ・ホール楽屋としても利用可能
情報ラウンジ	82m ²	・本施設で実施した創造活動の成果・実績の蓄積、公開、発信及び他館の事業情報提供 ・地域情報の受発信
カフェ	71m ²	・開演前の待ち時間や鑑賞の際のくつろぎのスペース ・来館者のコミュニケーションスペース
(仮称)津市久居ホールサービスセンター	83m ²	・施設案内、貸館の受付等
屋外ステージ	50m ²	・音楽、舞踊、展示等
市民サービスコーナー ※	62m ²	・住民票等の各種証明書の交付、自治会に係る相談業務等

※ 総合支所のサテライト機能等を持つ市民サービスコーナーは、市において市民参加と市民サービスの向上、促進を目指し、住民票等の各種証明書の交付、自治会に係る相談業務等といった行政業務を取り扱います。

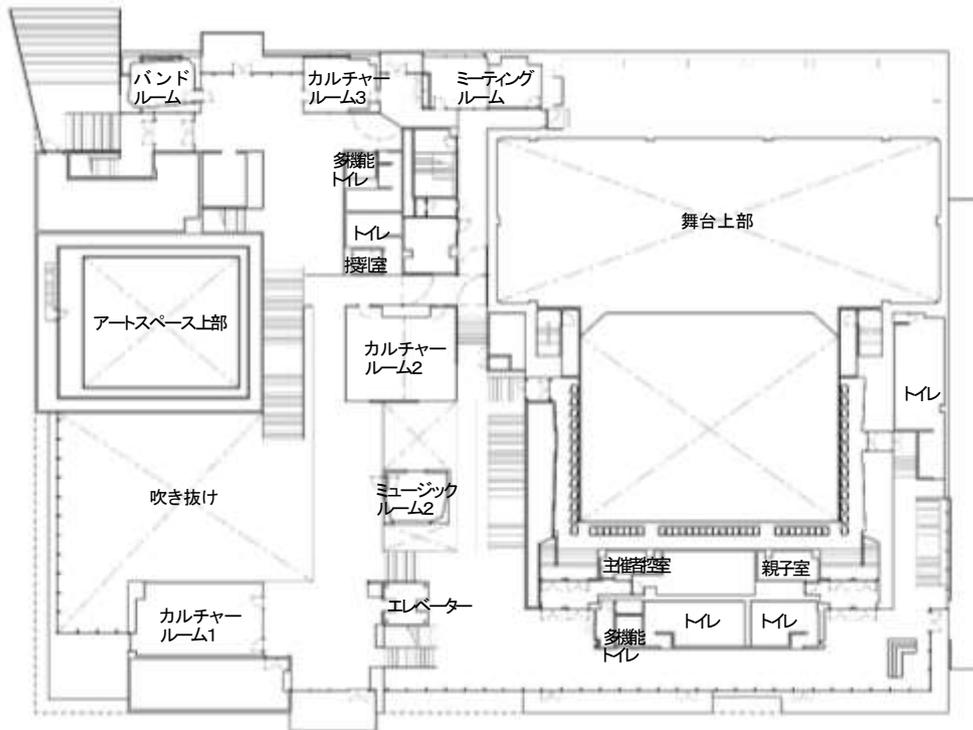
配置図



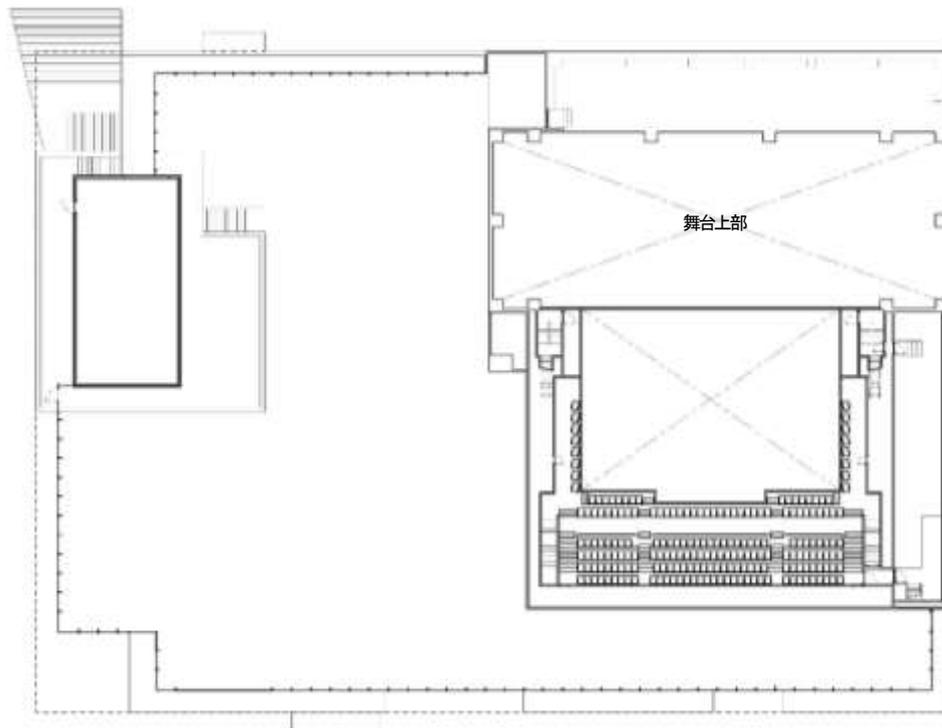
1階平面図



2階平面図



3階平面図



第2章 事業計画

基本理念及び基本方針を実現していくため、整備基本計画では次の1のとおり事業分類及び実施方針を定めています。

また、劇場法に基づき実演芸術の振興と地域社会の活性化を図るため、貸館事業主体の旧来型の管理運営ではなく、自主事業を積極的に展開していくこととし、次の2、3のとおり自主事業及び貸館事業の実施方針を定めます。

1 事業分類及び実施方針

(1) 創造事業

本市の特性を生かした独自性のある自主企画の立案により、主体的に実演芸術公演等を制作します。制作に当たっては、実演芸術団体、市内外の劇場・音楽堂等、大学等と連携することにより、質の高い作品を目指します。

(2) 鑑賞事業

多くの市民が優れた実演芸術等に触れられるよう、民間の専門家やプロモーターとの連携方法を模索し、確立して、質の高い鑑賞事業を推進します。

(3) 普及育成事業

学習と交流をコンセプトにした講座、教室、舞台ワークショップ事業などを実施し、市民への文化芸術の普及と人材育成を推進すると同時に文化芸術による地域活性化につなげます。

また、地域の小中学校などと連携し、アウトリーチ事業を実施するなど、次世代育成に取り組めます。

(4) 協働事業

久居駅周辺地区の地域再生・活性化に取り組むため、事業実施にも市民参加を取り入れ、協働により文化芸術によるまちづくりを推進します。

市民と行政、教育機関、企業等、産学官民が事業企画の連携を図り、学校や企業に蓄積された人材や技術が生かせるようにします。

(5) 国内、国際交流事業

国内外の優れた芸術や芸術家の紹介、在住の外国人との交流など、異文化との出会いを推進します。

(6) 貸館事業

各種機能空間等を貸し出し、広い分野における文化活動の創造・発表の場を提供します。

市民が文化芸術に触れ合う機会となる活動を推進し、企業や学校の文化芸術活動の発表の場としての活用など、多様な創造活動の場としての活用を促進することで、地域の交流の輪を広げ、地域活性化につなげます。

(7) 情報発信事業

市民の芸術活動の推進と施設の利活用を促進するため、独自性ある文化芸術の創造事業などの情報発信を推進します。

2 自主事業の方針

基本理念に掲げる劇場法に基づく実演芸術の振興、地域社会の活性化等や基本方針を実現していくためには、本施設における自主事業に積極的に取り組んでいくことが必要であり、事業分類及び実施方針を踏まえ、自主事業の実施方針を次のとおりとします。

(1) 文化芸術への関心を高める

多様なジャンルの公演、文化芸術の入口となるような講座等を提供し、様々な嗜好を持っていたり、普段文化芸術に触れる機会のない市民に「一度行ってみよう」と思っただけのようにします。

芸術的・学術的な公演・講座等に加え、娯楽性の高い公演や少人数向けの講座等についても、優れたアーティストや講師を招へいします。すべての事業において質の高い内容とすることで、深い感動や理解を通じて次の鑑賞・参加意欲につなげ、リピーターを増やしていきます。

(2) 未来の文化芸術を担う人・楽しむ人を育む

地域・市内の教育機関、文化団体などと連携し、アウトリーチや子ども・青少年向け事業を推進し、次世代のアーティストや文化芸術愛好者の育成につなげます。

また、舞台技術やアートマネジメント^{※2}など、次世代の実演芸術を支える人材の育成にも取り組みます。

² 直訳では「芸術運営」となり、広義には「文化芸術と社会をつなぎ、文化芸術の社会普及を図ること」、狭義には「文化芸術活動の管理・運営や文化芸術団体の組織経営、そのために必要な知識・技術、方法論」（文化審議会答申「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次）について」から）

(3) 本施設独自の文化を創り、発信する

本施設を拠点として、アーティストや市内の文化施設等と連携しながら、また、市民と交流を深めるなかで独自の作品を創造し、市外・県外へ発信します。

さらに、地域に根差した作品づくりを続け、全国から注目を集める「津市久居モデル」となり、まちの魅力づくりにも寄与することを目指します。

(4) 文化芸術による地域コミュニティの醸成・課題解決の場となる

地域住民・市民の交流、暮らしていく上での課題解決、多文化共生等の手段として、文化芸術を生かしたワークショップ^{※3}、講座等に取り組みます。

また、地域の文化芸術やまちづくり活動の拠点や情報交換などの場として、人の交流を図ったり、市民が各種活動を行うきっかけづくりを行います。

劇場法でいうところの「新しい広場」として、地域コミュニティの創造・再生、国際文化交流の円滑化を図り、誰もが暮らしやすく、多様性を受け入れるまちづくりに貢献することを目指します。

3 貸館事業の方針

市民の誰もが心地よく本施設を利用し、より良い活動を行うことで、地域文化及び地域の活性化につながることを目指し、事業分類及び実施方針を踏まえ、貸館事業の実施方針を次のとおりとします。

(1) 市民との協働事業として捉えたサービスの提供

「施設を貸し出す」という受動的な姿勢ではなく、「共に良い公演・発表を創りだす」協働事業として位置付け、ノウハウを持った職員が演出効果等についてアドバイスや提案を行い、活動の向上を一緒に考えるサービスを提供します。

それによりリピーターとなる利用者を増やし、貸館事業で繰り返し行われる活動が、自主事業とともに本施設の設置目的の実現、イメージ醸成につながるような運営を目指します。

(2) 利用者目線に立った規則づくり

受付時間、休館日、申込方法などにおいて、より多く市民から幅広い利用を得られるよう利用者目線に立った「使いやすさ」を優先したルールづくりを行います。

³ その場集った参加者が互いに刺激しあい、その相互作用の中で学んだり、創造体験すること

(3) 公平性に配慮した上での柔軟な運用

より良い公演・発表・練習等の活動が本施設で行えるよう、利用機会の公平性に配慮しながら柔軟な運用を行います。

(4) 利用促進に向けた取組の推進

「申込みを待つ」という姿勢ではなく、施設広報や営業活動に積極的に取り組むことや施設等のより有益な活用方法を提案する事業に取り組むなど常に利用者で賑わう施設として利用率向上を図り、地域のにぎわいや収入増加につなげられるようにします。

4 基本方針に基づく事業展開

基本理念に掲げる劇場法に基づく実演芸術の振興、地域社会の活性化等や基本方針を実現していくために、基本方針に基づく事業展開を次のとおりとします。

これらを通じて、「津市久居モデル」として全国から注目を集める施設を目指します。

(1) 「独自性ある文化芸術の創造と発信」

ア 産学官民が連携して実演芸術を創造し発信します。

事業分類	事業展開
創造事業	・市内で活躍する多くの実演芸術団体や大学、市内企業等と連携して、アーティスト・イン・レジデンス ^{※4} 等により本市の特性を生かした実演芸術を創造し、文化芸術で地域全体をつなげる環境づくりを推進します。
	・創造した実演芸術を津市発の作品として市外、県外に展開します。
普及育成事業	・市内の実演芸術団体の質の向上、アウトリーチのためのスキルの習得等を支援し、本施設以外の実演芸術の提供者を増やすことで、市内各地で実演芸術を楽しみ、将来的に新たな創造の担い手育成につながるようにします。

⁴ 地域に芸術家を一定期間招き、滞在期間中に創作活動を行ってもらう事業

イ 地域の特色が出せる施設として、地域と共に文化芸術を発信します。

事業分類	事業展開
創造事業 協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・久居ふるさと文学館と隣接した立地であることを生かし、相互に連携した事業を実施します。 ・市内外の文化ホール等と連携し、本市独自の創造事業の発信を行うことで交流の輪を広げ、相乗的に実演芸術の向上を図ります。 ・市民参加によるオリジナル作品を制作します。
貸館事業 協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で文化芸術活動を行っている皆さんの発表機会を創出します。
協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史、伝統や郷土芸能の継承と振興を目的とした事業を実施します。

ウ 本市の拠点施設として、地域において企画運営を考える機能を備えます。

事業分類	事業展開
協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に参画する市民の養成講座等により、市民が施設を支える仕組みを作ります。 ・地域住民が企画や運営に積極的に参加した事業を行います。

(2) 「学びと交流の促進」

ア 稽古や各種活動を行うことのできる場所を提供します。

事業分類	事業展開
貸館事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設が有する様々な施設を、利用しやすい規則、質の高い貸館サービスとともに提供します。 ・従来から久居地域で行われてきたひさい音楽祭、ひさい版仮装大笑等の地域行事が活発に行われるよう、活動の場を提供するなど、支援を行います。 ・施設、設備、備品の提供だけでなく、その有益な活用方法等の提案を行うことで、施設等のさらなる活用を促進します。 ・活動を行うために必要な情報やノウハウの提供等の適切なアドバイスや提案を積極的に行うことで、利用者の活動を促進します。 ・積極的なPRや営業活動によって施設の活用を促進することで、地域の交流や賑わいの輪を広げます。

イ 誰もが文化芸術活動に触れられる機会をつくります。

事業分類	事業展開
鑑賞事業 国内、国際交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の多様なニーズに応えるとともに、国内外の幅広いジャンルの事業を実施します。 ・質の高い実演芸術、気軽に触れられる公演や、芸術作品の鑑賞機会の提供を通じて、鑑賞人口の拡大を目指します。
鑑賞事業 普及育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ロビーコンサート、バックステージツアー等、文化芸術の入口となる機会を提供します。
普及育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に携わるきっかけづくりや人材育成のための教室やワークショップを実施します。 ・舞台技術者やアートマネージャー等、次世代のホール運営者育成に関する講座により、実演芸術を支える人材を育成します。 ・アウトリーチの実施により、本施設に足を運びづらい人々や足を運ぶきっかけのない人が芸術文化を知り、楽しめるようにします。
国内、国際交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題の解決や子ども、お年寄り、障がい者、外国人など、地域のすべての人の良好なつながりづくりに文化芸術を生かします。
情報発信事業	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化の情報をとりまとめて発信し、市内や県内の催しを把握しやすいようにします。

ウ 幼少期から文化芸術に触れられる機会をつくります。

事業分類	事業展開
鑑賞事業 普及育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・親子向け、子ども向けの鑑賞事業、普及育成事業に取り組みます。 ・学校等へのアウトリーチ等の実施により、本施設に足を運ばなくても文化芸術に気軽に触れられる環境を創出します。

(3) 「地域再生と活性化への寄与」

ア 商店街の再生など商業の活性化を図ります。

事業分類	事業展開
協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に施設が賑わうための事業を提供し、本施設を訪れた人が商店街に立ち寄る環境づくりを図ります。 ・催しに関連するイベントを商店街と連携して実施し、本施設のにぎわいを商店街にも広げていく仕組みづくりを推進します。
創造事業 協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の創造活動の発信拠点として地域の空き店舗等を活用し、にぎわいづくりに寄与します。

イ 本市の副都市核に位置付ける久居駅周辺地域のにぎわいを創出します。

事業分類	事業展開
鑑賞事業 普及育成事業	・津市の文化振興の拠点施設として市全域を対象とした鑑賞事業、普及育成事業を行い、他地域からの来訪者を増やします。
情報発信事業	・久居駅周辺地域のにぎわいづくりにつながる催しや広報宣伝等を実施します。

5 オープニングイヤーの事業計画

2020年度の開館年を「オープニングイヤー」と位置付けます。

開館を祝う記念事業に加え、今後展開する事業や、本施設の効果的な使い方を紹介する事業も実施し、より多くの方に本施設の開館を周知し、管理運営の方向性を知っていただく機会とします。

第3章 施設管理運営計画

本施設の管理運営に当たっては、市内の他のホールにおける管理運営状況や将来にわたる効率的かつ安定的な管理運営といった観点を踏まえつつ、利用者の立場に立った管理運営を行うことで、満足度及び利用率の向上を図ります。

また、公の施設として来館者の安全を確保するとともに、劇場・音楽堂等という施設特性に配慮した施設及び設備機器の管理を行い、大規模災害発生時には周辺住民等の被災者の受入れに配慮するものとします。

1 利用規則の在り方

(1) 休館日

年末年始は、12月29日から翌年1月3日までとします。

毎週の定期休館日は火曜日としますが、施設管理者との事前協議の上で必要に応じて開館できるものとし、柔軟な運用を求めることとします。

なお、保守点検等は、可能な限り各施設の空き日に行いますが、やむを得ず全館休館する必要がある場合には臨時休館日を設定します。

市民サービスコーナーについては平日を開庁日とし、本施設の定期休館日も開庁します。

(2) 利用時間

市内他施設同様に9時から22時までとします。

ただし、事前準備に前日の予約がとれない場合など、やむを得ない事情がある場合には、施設管理者との事前協議の上で対応します。

市民サービスコーナーについては8時30分から17時15分までを開庁時間とします。

(3) 施設利用受付時間

8時30分から19時までとします。

(4) 利用料金を徴収する施設

利用料金を徴収する施設は、次のとおりとします。

施設名	備考
ホール	
楽屋1～4（ホール）	
主催者控室	
アートスペース	
楽屋5・6 （アートスペース）	

ギャラリー	
ミュージックルーム1・2	
バンドルーム	
カルチャールーム1～3	
アトリエ	
ピアノルーム	
ミーティングルーム	
エントランスロビー (ひさいアートスクエア)	公平性や安全性、来館者の動線に配慮し、施設管理者との事前協議の上で利用することができます。
壁面 (ひさいアートストリート等)	
屋外ステージ	公平性や安全性、来館者の動線に配慮し、施設管理者との事前協議の上で利用することができます。

(5) 利用時間帯

ア 時間帯の区分

- (7) ホール、アートスペース、ギャラリー、エントランスロビー、楽屋1～6、主催者控室、ミーティングルーム、壁面、屋外ステージ
市内の他の文化施設同様に、次の6区分での貸出しとします。

利用区分1	利用区分2	利用区分3
9時～12時	13時～17時	18時～22時
利用区分4	利用区分5	利用区分6
9時～17時	13時～22時	9時～22時

- (4) ミュージックルーム1・2、バンドルーム、カルチャールーム1～3、アトリエ、ピアノルーム

創作活動や練習など短時間の利用にも対応できるよう、1時間単位での貸出しとします。

イ 利用時間帯以外の利用

やむを得ない理由により利用時間帯区分を超えて利用する場合は、施設管理者との協議の上で対応します。

ウ 連続利用の上限

公の施設として利用の公平性の観点から、原則、次のとおり連続利用の上限を設定するものとしますが、施設管理者との事前協議の上で延長可能とします。

施設名	期間
ホール、アートスペース	6日
ギャラリー (アートスペース・ミュージックルーム・カルチャールーム1・アトリエ・エントランスロビーはギャラリーと一体的に展示を行う場合に限り同一期間連続利用できることとします。)	20日
壁面(ひさいアートストリート等)	
上記以外のスペース	3日

(6) 施設利用の申込手続

ア 申込手続の基本的な流れのイメージ



イ 受付開始日

ホール、アートスペース、ギャラリーについては施設利用の受付開始日は利用月の12か月前の初日の開館日からとします。

それ以外の施設利用の受付開始日は利用月の6か月前の初日の開館日からとします。

また、受付開始日程の異なる施設を併用する場合には、申込開始が早い施設と同時に申し込めるものとします。

ウ 抽選会

他の団体と希望日が重複した場合は、抽選により決定します。

この場合、毎月初日の開館日に抽選会を開催し、1か月分の利用予定者を決定することとします。

エ 抽選会実施後の申込手続

抽選会が終了次第、先着順で申請を受け付けます。

インターネットによる予約にも対応するものとします。

オ 優先予約

公平性の確保、設置目的の実現及び利用特性に配慮し、次の場合は優先予約を受け取るものとしますが、同じ月の土日が優先予約で占められることのないように調整して受け付けるものとします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 市が主催又は共催して利用するとき。② 施設管理者が自主事業のために利用するとき。③ その他、施設管理者が特に必要があると認めるとき。 |
|--|

カ 使用許可申請及び施設利用料金の支払

予約が決定し次第、速やかに使用申請及び利用料金の支払を行うものとします。

使用許可は、施設利用料金の納付を受けてから行います。

キ 打合せ

利用の1か月前を目安に利用内容、使用設備器具、当日の進行や搬出入スケジュールなどの打合せを行います。

ク 利用当日

利用責任者が（仮称）津市久居ホールサービスセンターで手続をして利用を開始します。

設備器具利用料金等は、施設利用終了時に納めることを原則とします。
片付け、原状回復等を行い終了とします。

ケ 施設利用料金、設備器具利用料金及び減免の取扱い

維持管理経費、市内文化施設、類似施設の状況などを総合的に勘案し
設定します。

コ 施設利用料金の減額

市民の利便性、ホールの利用率向上のため、リハーサルや原状回復な
どのために利用する場合は、適用する施設利用料金から減額した料金を
設定します。ただし、舞台照明・舞台音響等を使用する場合は、別途利
用料金を徴収します。

2 施設の管理・保守

(1) 建築や一般設備の管理・保守

日常の設備運転においては、空調運転の温度設定や電気の ON/OFF を細
やかに行って電気使用量の低減を図るなど、省エネルギーを意識した運用
を図ります。ただし、可能な限り省エネルギーに取り組みますが、舞台の
演出効果や自由な表現、鑑賞環境を妨げないように配慮します。

点検においては、予防保全・予知保全の考え方に沿った各種点検及び職
員による日常のチェックを徹底します。それにより事前の更新・改修を行
い、運営に支障のないようにします。

【主な業務】

- ・ 特殊建築物の定期調査、報告
- ・ 建築設備の定期調査、報告
- ・ 昇降機の定期調査、報告
- ・ 電気、空調等設備の日常運転、日常点検
- ・ 電気設備保守点検
- ・ 消防用設備保守点検
- ・ 空調設備保守点検
- ・ 給排水設備保守点検
- ・ エレベーター保守点検
- ・ 自動ドア、シャッター保守点検
- ・ 電話交換機保守点検
- ・ ネットワーク保守点検
- ・ 植栽、外構設備の点検、管理

(2) 舞台設備及び備品の管理・保守

劇場・音楽堂等として、出演者や関係者、観客の安全の確保、作品の演出効果への支障が出ないよう、舞台設備・備品については特に、故障・劣化等による使用不能状態を生じさせることのない運用が求められます。

そのためには、定期点検を適切に行うことと、舞台管理担当の職員による日常点検、簡易な修繕による維持保全が大切です。設備のスペックや使用状況に合わせて安全性確保のための点検を徹底します。

【主な業務】

- ・舞台機構保守点検
- ・舞台照明保守点検
- ・舞台音響、映像保守点検
- ・舞台設備、備品等の日常点検
- ・ピアノ保守点検及び日常管理
- ・備品等保守点検

(3) 施設衛生の管理

前項の設備運転・点検等のほか、清掃管理、環境衛生管理といった施設衛生についても適切な対応が必要です。

清掃については、利用後の清掃や巡回清掃、定期清掃等により常に美観を保持していきます。

環境衛生については、建築基準法や建築基準法施行令、下水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律等の法令に従い、水質や空気環境を適切に管理します。

【主な業務】

- ・空気環境測定
- ・水質調査
- ・水槽清掃
- ・害虫駆除
- ・日常清掃
- ・定期清掃

3 安全管理

劇場・音楽堂等は、吊物やスピーカー、舞台セットなどの重量物が出演者の頭上や観客に近いところにあるなど、危険と隣り合わせになっています。出演者や関係者、観客の安全を守るためには、舞台関係者の安全管理意識の高さが大変重要となります。

また、ホールのみならず施設全体においても、危険な事象を把握し、怪我、事故などが起こらないように努めます。

(1) 安全管理、危険予知活動への取組

本施設には、出演者、観客、施設の利用者など様々な方が来館されます。安全に安心して施設を御利用いただけるよう、施設管理者は、施設全体を適切に管理するする必要があり、「これは危険では」という事象がないかを職員等から常に募り、危険予知に関する意見提起がなされた場合には方策を検討し、速やかに対策を講じるものとします。

貸館事業の場合、本施設の担当者が事前打合せにおいて、準備や撤去のスケジュール、開催時の人員体制、持込機材の安全性等において問題がないかを確認し、必要に応じて指導します。利用当日においても、準備過程を随時確認し、安全管理上の不備がないか、打合せどおり進行しているかを管理します。

自主事業の場合は、自主事業の制作担当者（共催等で自主事業担当者が主体的に関わっていない場合は、本施設に限らず制作の責任者にあたる者をいいます。）の下、舞台監督や舞台、音響、照明などの担当者と無理のない制作スケジュールや人員体制、搬入出や設営等における安全確保策などについて話し合い、共通認識を持って制作に当たります。特に危険の多い搬入、仕込み及び撤去の前に打合せを行い、関係者の顔を把握して連携を取りやすくした上で、想定される危険についての確認と注意喚起を行います。

4 非常事態への危機管理

前項に記した舞台運用上の危険と合わせて、本施設のように多くの人が集まる場所では、怪我、急病、事件、事故などの非常事態が起こりうる可能性も高まります。

また、災害時には、観客や来館者の避難誘導に加え、大規模災害の発生時においては、館外から避難する人の対応も必要となります。

こういった、本施設に係る多様な非常事態に対して、具体的な方策を検討してまとめ、時勢や市の防災計画等に応じて更新しながら、職員への周知徹底を図ります。

(1) 危機管理マニュアルの整備

怪我・急病など、日常的に発生する可能性の高い事象、暴力や爆破予告等の事件、舞台や館内外での事故、火災、地震、風水害等について、それぞれ想定されるケースごとに初期対応や連絡体制、公演等の中止と再開、大規模災害発生時の地域住民の一時避難場所の開設と運用等について、具体的な取組を定めた危機管理マニュアルを整備します。

特に、本市は南海トラフを震源とする地震で多大な影響を受ける可能性が高いことから、大きな地震や大規模災害発生時の近隣住民の受入れなどの避難対応について、市の地域防災計画と連動したマニュアルの更新を行っていきます。

また、利用者向けの「危機管理マニュアル」を取りまとめ、事前打合せ時に配布・説明して、施設の避難誘導等、多くの人員が必要となる際には主催者側にも協力を求められるようにします。

(2) 危機管理マニュアルに合わせた教育・訓練の実施

危機管理マニュアルを整備した後、マニュアルの内容に関して職員と共通理解を図るための教育を行ったり、大きな地震の際の避難誘導、事件が発生した際の対応、夜間に緊急時が発生した場合の連絡体制など、多様な事態に対する訓練を行ったりして、職員の共通理解とマニュアルの実効性を高めます。

5 修繕

安全対策の視点も含め、設備が常に良好な状況を保てるよう、日常の安全点検や計画に沿った小規模修繕など、施設や設備の長寿命化に取り組み、将来を見据えた中長期の修繕の計画を策定します。

(1) 日常の取組

日々の点検履歴、定期点検履歴や改修・更新履歴を適切に記録し、まとめて保存していくことで、点検・診断を行う際の有効な資料となり、将来的な劣化・損傷の予測の実効性を高められるようにします。

次項の中長期計画、日々の運用における予防保全や予知保全の取組と併せて、施設の長寿命化につなげられるようにします。

(2) 中長期にわたる修繕計画の立案

全国の多くの公立文化施設において、老朽化に伴うランニングコスト、修繕費の増加、安全管理の難しさが課題となっている現在、必要な経費を予測して平準化を図ること、常に安全を維持すること、長寿命化を図ること

とを目的とした中長期計画を策定します。

さらに、舞台設備を始めとする機器の革新を反映し、変わりゆく利用者のニーズに対応していくためには、現在ある設備水準の維持という意味での修繕だけでなく、機能改善、機能変更を含めた改修を行っていくことも視野に入れ、計画を策定します。

第4章 施設の管理運営主体

1 指定管理者制度の活用

指定管理者制度は、地方自治法において公の施設の管理に関し民間事業者等が有するノウハウを活用することにより市民サービスの質の向上を図っていくとともに、施設の設置目的を効果的に達成するため設けられた制度です。

本施設の管理運営に当たっては、劇場法に位置付けられた施策を着実に実施していくに当たり、民間事業者等の得意分野を生かすことによって、弾力性や柔軟性のある施設管理運営と良質なサービス提供を行うため、施設設置者である津市との適切な役割分担と連携の下、指定管理者制度の導入を行うこととします。

2 指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方

本施設の管理運営に当たっては、利用の公平性、平等性など市が設置する公の施設としての管理運営が確保されるとともに、劇場法や劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を踏まえ、この管理運営計画に基づく業務の実施に当たり、その業務の全部もしくは一部のいずれを指定管理の対象業務とするのか最適な導入形態を判断し、指定管理に係る業務の範囲とそこで求める水準を決定します。そして、その上で、公の施設としての専門的なノウハウを有し、良質なサービスの提供、市民、地域等の連携に積極的な取組を行うことができる事業者を指定管理者として選定します。

また、指定管理者制度の導入に当たっては、指定管理者に任せきりにすることなく、パートナーとして共に同じ方向を向いて管理運営を行っていくこととし、そのために必要となる市職員の能力については、アートマネジメント研修等への参加や先進的な取組を行っているホール事業の研修のほか、指定管理者が行う業務、取組、現場での対応などの密なる検分を通じて高めていきます。

3 指定管理者と市との関係

本施設の管理運営は指定管理者において実施するものとしませんが、特に本施設の管理運営の根幹に関わる自主事業の企画・実施に当たっては、市との協議を十分に行った上で実施するものとしします。

また、定期的に市と（仮称）事業推進会議を行うことにより、指定管理者の事業実施や施設の管理に対して本市の文化行政に係る理念を指定管理者に伝えることで、適切な管理運営に努めます。

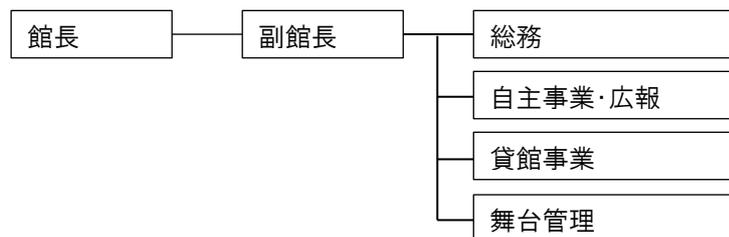
さらに、市民目線に立った施設の管理運営を行うため、以下のような方法で管理運営状況を把握していくことを検討し、市と指定管理者の円滑な連携体制を構築します。

- ・津市と指定管理者による月1回の（仮称）事業推進会議
自主事業の実施計画・報告、職員の接客対応、苦情や意見に対する対応及び改善に向けた取組、設備・機器の点検等の確認
- ・施設サービス、自主事業の実施状況等について市職員による日常的な実地調査
- ・指定管理者による日報及び月次報告書の作成及び報告
- ・利用者へのヒアリングやアンケート調査
- ・市に本施設の管理運営に係る御意見窓口を設置
- ・モニタリング結果の公表

4 管理運営業務と配置職員

本施設の管理運営は、開館時間が長く、業務内容が多岐にわたるため、一定の人数が必要となります。可能な限り少数精鋭で効率的な組織・人員体制を目指しつつ、安全管理にも十分配慮した体制が構築できるようにします。

(1) 組織体制の想定図



(2) 各部門の役割

ア 館長

実演芸術に係る知識と経験に加え、その他芸術への理解も有する市民、関係機関等との折衝能力や経営感覚に優れた施設の管理運営責任者を配置します。

【主な業務】

- ・会館に関する管理運営責任
- ・市内外その他施設との調整・連絡
- ・施設使用の許可
- ・事業実施の最終判断

イ 副館長（総務責任者と兼務を想定）

組織、施設の監督者として豊富な実務経験を有し指導力に優れた人材を配置します。

【主な業務】

- ・館長業務補佐
- ・館長不在時の館長業務代行
- ・組織、施設の監督
- ・各部門の調整
- ・総務経理業務の取りまとめ

ウ 総務

本施設の経理、事務担当者として、必要な経理実務の知識と情報処理能力を持った人材を配置します。

【主な業務】

- ・職員の労務管理
- ・経理事務（定期的な収支報告、予算・決算など）
- ・庶務事務（備品、消耗品の管理・発注など）
- ・警備、清掃等の維持管理業者との調整
- ・利用料金等の出納
- ・報告書類の作成
- ・委託契約等の管理
- ・視察対応、議会、関係所管への説明資料の作成
- ・事業評価事務

エ 自主事業・広報

文化芸術全般に幅広い知識と経験を有し、プロデュース能力を持った人材、広報宣伝や市民参加の仕組みづくりを適切かつ細やかに展開できる人材を配置します。

【主な業務】

- ・年間事業計画の作成、事業の企画制作・実施
- ・出演者の調整、契約
- ・チケットの販促、販売状況管理
- ・自主事業に係る練習等の立会い、会場確保（館外の場合）
- ・補助金、助成金の申請、調整
- ・スポンサー獲得営業
- ・公演等の広報宣伝（チラシ、ポスター、HP、SNS、テレビ、ラジオ、新聞等）
- ・情報誌等の発行、ホームページ管理
- ・市民参加の仕組み作り、運営
- ・マスコミ対応

オ 貸館事業

親切、丁寧で温かい対応ができる接客能力の高い人材、さらに、市民の創造活動に対し発展的な創造性のあるアドバイスのできる人材を配置します。

【主な業務】

- ・貸館日程管理、貸館抽選の対応
- ・見学、下見、事前打合せの対応
- ・施設利用前後の原状回復の確認、鍵の貸出管理
- ・施設利用時の管理
- ・利用者拡大のための営業
- ・来館者への施設案内、資料配布
- ・各種申請書・利用料金の受取り
- ・情報表示設備管理（部屋ごとの催し案内など）
- ・チケット販売など

カ 舞台管理

舞台は、指示命令系統が複数にわたるため、統括的に安全管理ができる舞台管理責任者を設置するとともに、自主事業公演において高度なプランニングやオペレーションが行える専門的知識を持った人材を配置します。

【主な業務】

- ・舞台全般の安全管理運営
- ・舞台、音響、照明設備の操作、メンテナンス、備品管理
- ・主催者、外部舞台業者との事前打合せ
- ・主催者、外部舞台業者への指導・安全管理
- ・舞台設備に係る保守点検立会い
- ・自主事業の公演等でのプランニング、オペレーション、舞台進行
- ・舞台全般に係る相談対応
- ・災害発生時の避難誘導

5 職員等の教育・研修

劇場法第13条には、「国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。」とあります。

指定管理者となる事業所に対し、劇場法に立脚した施設を目指す本施設として、専門的能力を持った人材を当初より配置することと併せ、その他の職員がさらにスキルを高め、拡げていくための研修・教育、また、学生や若い人材が専門的能力を有するための研鑽の場となることを求めています。

また、文化芸術基本法に基づき、年齢、障がいの有無又は経済的な状況にかかわらず等しく文化芸術の鑑賞等ができる環境を提供するため、ハードの整備だけでなく、ソフト（人的支援）で対応できるよう職員の意識啓発や接遇などの研修に取り組むとともに、誰もが利用しやすい施設となるようなサポートが行える体制を整えることを求めています。

さらに、組織の経営・管理について学ぶ機会など、実演芸術の専門的知識とは別に必要な能力を高める研修についても、実施を求めるものとします。

6 市民参加

世代や文化活動の有無にかかわらず、多様な形で市民が本施設の自主事業や運営のサポートなど、共に施設の目的を達成できる仕組みをつくり、津市の文化振興の拠点となる施設としての位置付けの確立を目指します。

また、久居駅周辺地区のにぎわいの創出に向け、地域と連携した事業を行います。

第5章 広報宣伝計画

1 広報宣伝の目的

本施設で行う広報宣伝は、次の3つを目的として行います。

- (1) 施設の存在意義や事業の周知
- (2) 本施設のイメージ形成
- (3) 市民と本施設とのつながりの促進

2 広報宣伝活動の方針

前項の目的を実現するために、次のような方針をもって広報活動に取り組みます。

(1) 顔が見える周知活動から始める

まずは地域住民・市民に確実に周知することから始めます。

事業・運営に参画・協力してくださる市民の方々を通じ、市民同士が知り合いや周辺の地域の住民を誘い込む活動を拡げる細やかな活動を展開し、認知度の向上を目指します。

(2) 事業前後の広報に力を入れる

新聞・雑誌等に向けた広報宣伝活動については、事前の記事掲載だけでなく自主事業開催後の報告記事掲載の働きかけに力を入れます。実際に開催された写真記事などを通じて、「何か面白いことをやっている」ということが伝わり、広まることを目指します。

(3) イメージを伝えるシンボルとしての広報宣伝を行う

発行物を見ると「久居ホールのもの」とすぐに伝わるように、デザインや仕様の統一性を図り、本施設のイメージを伝えるツールとして象徴的な役割を担えるようにします。

(4) 近隣ホールと連携する

市内や県内、隣接県のホールと連携し、お互いのチケット販売を請け合ったり、発行物に自主事業を相互記載するなど、予算と広報ツールを効率的に共有し合うことで対象を拡げます。

(5) 広報宣伝活動の記録・集積を事業の継続性につなげる

公演情報を広めるだけでなくチラシ、ポスター、記録写真、掲載記事などを集積・保存します。取組をきちんと形に残すことにより、市内外に本施設の取組を周知します。また、管理運営に関わる人々が参照して、継続

的な管理運営に取り組むことや、今後の事業の参考にできるような形を目指します。

(6) 業務向上のための評価を広報へつなげる

事業評価をより積極的な広報ツールとして捉え、分かりやすい年次報告を作り、公開します。市や有識者からの評価、市民・来館者・利用者へのアンケート結果、内部評価等を広く公開し、指定管理者のホール管理運営に対する考え、事業活動への尽力とその成果を広く知っていただくことで、市民や有識者からの認知・評価を高めます。

3 広報宣伝活動の展開イメージ

広報宣伝活動の展開に当たって多くの人に的確に情報を届けるために、費用対効果を十分考慮しながら、できるだけ多くの情報媒体・ツールを活用していきます。また、新たな手法についても絶えず検討を行い、情報の複合化、重層化に努めます。

【広報活動の展開（例）】

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ○WEBサイト（HP、SNS） | ○会員向けメールマガジン |
| ○施設案内パンフレット | ○新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の広告 |
| ○イベント情報誌 | ○街頭広告、交通広告 |
| ○ポスター、チラシ、DM | |

4 情報ラウンジの活用

情報ラウンジでは、文化芸術などに関する幅広い情報を収集し、市民へ提供するとともに、本施設での創造活動の成果を広く発信します。

文化芸術に関する書籍のほか、本施設及び他館の事業情報、周辺の物産・商店などの地域情報、地域で活動する文化団体等の情報など、市内全域の情報を提供します。それに加え、本施設で実施した創造活動について実績をアーカイブ^{※5}し、その内容を公開し発信します。

また、久居ふるさと文学館と連携した事業を行う際の展示スペースとしても活用します。

文化芸術活動等を行っていく際の相談ができる体制も整えます。誰もが気軽に立ち寄れるスペースとすることで、情報発信の場、交流の場、相談の場となることを目指します。

⁵ 重要記録を保存・活用し、伝達すること

第6章 収支計画

1 収支の方針

文化芸術の拠点として、継続的かつ安定的な管理運営を実現するため、収入・支出の均衡と必要な財源確保の観点から、収支に関する基本的な考え方を次のとおり定めます。

(1) 多様な収入の確保

利用料金収入、チケット収入のほか、国や公的機関による助成金、企業からの協賛金、広告料の獲得など、積極的な資金調達活動を行い、多様な収入の確保を求めるものとします。

(2) 創意工夫による経費縮減

効率的な維持管理手法の選択、ネットワークを生かした自主事業経費の効果的な圧縮など、創意工夫による経費の縮減を促します。

(3) 市民への投資としての長期的視点

収入増加、支出削減を図る一方、市民、まちの将来に必要な投資と捉えられる取組については、市としても適切に評価を行うとともに、積極的に促します。

2 本施設の収支構造

(1) 維持管理及び貸館事業の収支構造

本施設の維持管理及び貸館に係る主な支出と収入の項目は次のとおりです。

支出		収入	
項目	内容	項目	内容
人件費	職員給与など	利用料金収入	施設利用料金、設備器具利用料金
委託費	設備の点検、清掃、警備などの費用	その他収入	チケット販売受託手数料、自動販売機手数料等
光熱水費	電気、水道、ガスなどの使用料	指定管理料	
事務費	通信費、旅費交通費、消耗品費など		
修繕費	故障、老朽化などに伴う修繕・更新費		

公の施設として、市民に使いやすい料金設定を行い、多く御利用いただく施設となる必要があります。そのため、収入額は低くならざるを得ません。

なお、維持管理費は、延床面積1㎡当たり平均15,000円程度（人件費別）^{※6}とされていることから、本施設（6,060㎡）では、90,900千円となります。ただし、実際は同等の客席数や延床面積の施設でも建築・設備の在り方によって大きく異なるため、今後、細かな試算を進めていきます。

(2) 自主事業の収支構造

次に、自主事業に係る支出と収入の項目をまとめると、次のとおりとなります。

支出		収入	
項目	内容	項目	内容
出演料・委託料	出演者、講師等に支払う費用	入場料収入	入場料、参加料など
		助成金収入	国や財団等からの文化事業への助成
舞台費・文芸費	台本、演出、技術、大道具、衣裳などの費用	協賛金	企業、団体等からの協賛による収入
		広告料	プログラム、チラシなどへの広告の掲載料
広報宣伝・印刷製本費	TV・新聞等への広告費やチケット、チラシ等の作成費	指定管理料	
その他	著作権料、保険料、事務費など		

公立文化施設では、廉価で鑑賞事業を提供したり、学校等へのアウトリーチなどの普及事業を推進したりすることから、自主事業の全国平均の収支比率（支出額に対して収入額の占める割合）は約50%程度とされています。

本施設は、客席数が多くはないこと、集客数の少ない普及育成型事業であっても優れたアーティスト、講師を招く方針としていることから、収支

⁶ 出典 (財)地域創造「公共ホールの計画づくりに関する調査研究」(2000年3月)

比率はこれよりも下がることが想定されます。採算を求めると収益性の高い事業のみに偏るおそれもあるため、市民への投資として長期的視点をもった積極的な取組を市としても促します。

また、指定管理料のみに依存することなく、各種助成金や民間企業等からの寄付金・広告料等を事業活動に充てられるよう、多様な手段での積極的な収入確保を求めます。

第7章 管理運営評価

1 評価に当たっての基本的な考え方

市民、市、指定管理者の三者にとって望ましい管理運営が行われ、また、津市の文化芸術の拠点としてふさわしい管理運営が担保されるよう、評価を実施するに当たっての基本的な考え方を次のとおり定めます。

(1) 中長期的な視点に立つ

施設の稼働率や集客数など、経済性、効率性だけに着目するのではなく、施設の果たす役割などの評価項目を設定するなど、中長期的な視点に立った評価を実施します。

(2) 多角的な視点を取り入れる

評価の客観性を高めるため、市、指定管理者による評価に加え、市民、有識者、観客、施設利用者など外部の視点を取り入れた多角的な評価を実施します。

(3) 管理運営の透明性、説明責任を重視する

評価結果だけでなく、管理運営方針や達成目標も併せて広く公開するなど、管理運営の透明性ととも、市民に対する説明責任の確保を重視した評価を実施します。

2 評価方法

評価結果を管理運営の見直しに反映させるための具体的な手順を次のように設定します。

この手順は、1年間を1サイクルとして、循環させることとします。

(1) 評価内容・項目の設定

本計画の内容に基づき、達成目標及び具体的な方策を検討し、それぞれの方策に対応した評価内容と項目を設置します。評価内容と項目については、市民や有識者からなる（仮称）津市久居ホール管理運営検討会が中心となって作成します。

(2) データの収集・分析

評価項目に基づき、必要なデータの収集・分析を行います。

データの収集は、指定管理者自らが行うことを基本とし、分析結果については、市と指定管理者の双方で情報を共有することとします。

(3) 評価組織の設置と改善計画の策定

指定管理者による自己評価、市による評価をそれぞれ行った後、（仮称）津市久居ホール管理運営検討会において検証を行い、管理運営上の問題点や課題を整理した上で、改善計画の策定を行うこととします。

(4) 評価結果の公開、評価項目の決定

評価結果を市民に公開するとともに、改善計画を実行に移します。また、必要に応じて、評価項目の見直しを行い、次年度の評価に備えることとします。

3 評価対象と評価項目

評価に当たっては、施設の利用者数や事業の実施数といった定量的な観点だけでなく、劇場法や管理運営計画に示す施設としての役割が果たしているか、市民の満足度はどうかといった定性的な観点からも評価を行います。

「施設の役割」、「施設管理運営」及び「経営（マネジメント）」の3つを評価の対象の軸とし、次のような評価項目を基に評価を行う方針とします。

(1) 施設の役割に関する評価

本施設の自主事業、貸館事業の実施を通じて、文化芸術の拠点としての役割がどの程度果たされているかを評価します。中長期的な視野を持つため、定量的な評価だけでなく、定性的な評価を用いることを重視します。

【主な評価項目】

○自主事業

- ・ 自主事業の実施内容
「独自性ある文化芸術の創造と発信」の実施状況
「学びと交流の促進」の実施状況
「地域再生と活性化への寄与」の実施状況

・ 自主事業の実施成果

- 観客数、参加者数
鑑賞、参加満足度

○貸館事業

- ・ 貸館事業の実施状況
施設稼働率、利用者数
貸館満足度

(2) 施設管理運営に関する評価

関係法令の遵守、施設利用者、来場者への利便性や快適性を優先したサービス、施設の安全管理などについて、評価を行います。

【主な評価項目】

○関係法令遵守

関係法令の遵守状況

個人情報保護への対応状況

○施設利用者、来場者サービスの状況

利用者・来場者・来館者等の満足度

利用者・来場者サービス、チケット販売サービスの内容

○安全管理

安全管理への対応状況

危機管理への対応状況

(3) 経営（マネジメント）に関する評価

経営体制、経営努力などについて、評価を行います。

【主な評価項目】

○職員等の配置、教育・研修

専門性の高い人材の配置

職員等の育成状況

○経営の安定化

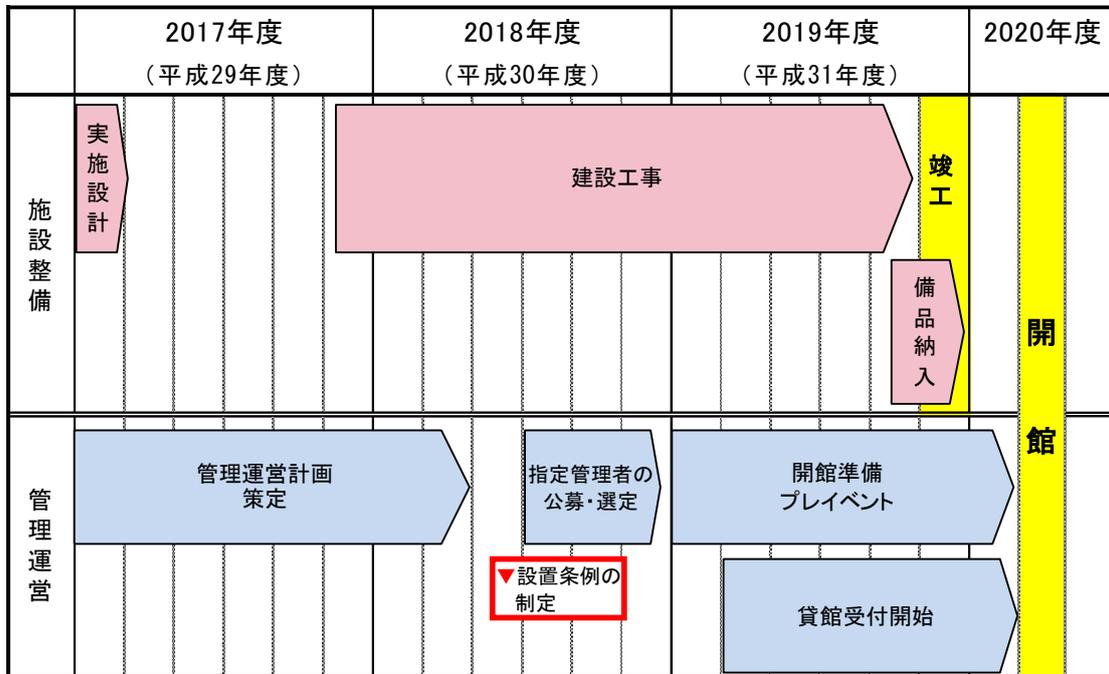
外部資金の活用状況

収支の状況

指定管理者の経営健全性

第8章 今後のスケジュール

管理運営計画策定後の開館に向けたスケジュールは次のとおり予定しています。



第9章 将来像と目標

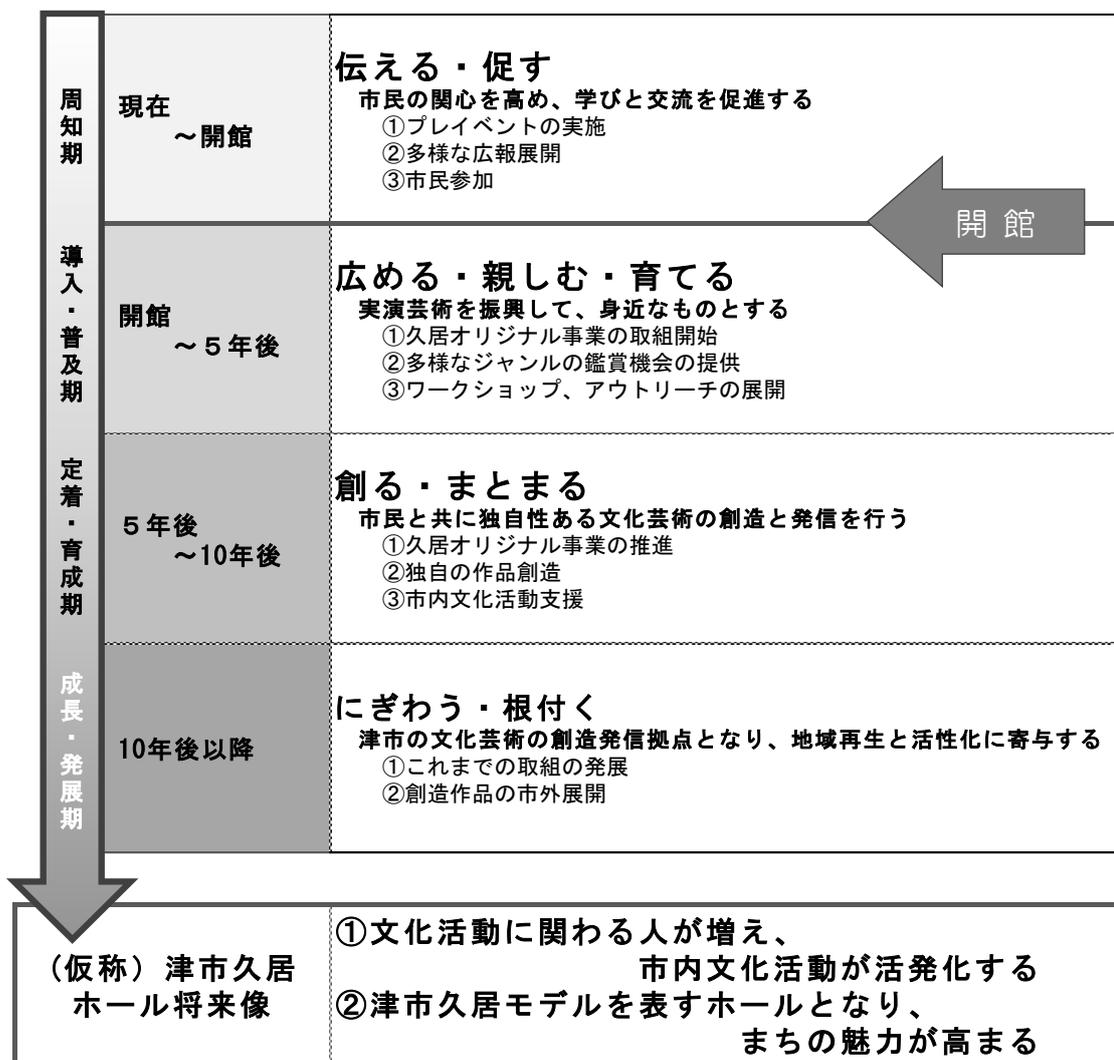
これまでに記した計画を基に、現在から開館後を4つの期間に分け、中長期にわたっての目標及び方策を策定します。

次のとおり周知期には久居地域の住民、多くの市民の本施設や文化芸術への興味・関心を高める機会を設けます。同時に、多様な媒体を通じて、広く周知を図りながら、開館後の導入・普及期につなげます。

開館後は、多様な文化芸術ジャンルの公演や体験ワークショップを始め、学校や地域へのアウトリーチを行うなど、市民にとって文化芸術が身近に感じられる機会を提供していきます。

文化芸術が身近なものとして定着し、市民自ら文化芸術に取り組む活動を支援する中で、文化芸術が市に根付くことを目指します。

文化活動に関わる人が増え、市内の文化活動を活発化させながら、独自の作品を創り出す「津市久居モデル」として、「地域をつなぐ開かれた独自性ある文化芸術の創造拠点」を将来像とします。



実施要領19参考資料(3)津市市勢要覧2019については、添付省略しています。

津市公告第9号

次のとおり津市証明書コンビニ交付サービス提供業務公募型プロポーザルを実施しますので、公告します。

令和元年5月15日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

津市証明書コンビニ交付サービス提供業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、津市証明書コンビニ交付サービス提供業務（以下「本業務」という。）における各種証明書の交付時間や交付場所の拡大により住民サービスの向上を図るため、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が提供するコンビニエンスストア等のキヨスク端末による証明書等の交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）をクラウド型で導入する能力を有する事業者の中から、本業務に対する実績、技術力等が優れた者を、プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務概要

(1) 業務範囲

本業務の業務範囲は、次の各号に掲げるとおりとし、「津市証明書コンビニ交付サービス提供業務仕様書」に定めるものとします。

- ア コンビニ交付システム構築業務
- イ コンビニ交付運用・保守業務
- ウ その他ア～イに附帯する業務

(2) 履行期間

- ア コンビニ交付システム構築業務
契約締結日から令和2年2月29日までとします。
- イ コンビニ交付運用・保守業務
令和2年3月1日（予定）から令和7年3月31日までとします。
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

(3) 本市の稼働中のシステム

- ア 住民記録・印鑑登録システム MICJET MISALIO
- イ 戸籍システム 戸籍総合システム・ブックレス
- ウ 税システム G-Partner

3 提案見積限度額

システム構築業務については 32,220,000 円（消費税及び地方消費税を含まない。）、運用・保守業務については 88,755,000 円（月額 1,455,000 円）（消費税及び地方消費税を含まない。）とします。ただし、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであり、本業務に係る提案見積書（第4号様式）を提出する際は、この提案見積限度額を超えてはならないものとします。

4 本プロポーザルの日程

本プロポーザルは、以下の日程で行います。

順番	手続き等	日程
1	実施の公告（実施要領の公表）	令和元年5月15日（水）
2	質問書の提出期限	令和元年5月22日（水） 午後4時まで
3	質問書の回答期限	令和元年5月28日（火）
4	参加申込書、宣誓書、業務担当責任者届出書等の提出期限	令和元年6月6日（木） 午後4時まで
5	提案書、提案見積書等の提出期限	令和元年6月19日（水） 午後4時まで
6	第1次審査（書面審査）	令和元年6月20日（木）～24日（月）
7	第1次審査結果通知	令和元年6月28日（金）までに
8	第2次審査（プレゼンテーション）	令和元年7月5日（金）
9	第2次審査結果通知	令和元年7月8日（月）までに
10	契約締結に向けた協議	審査結果通知後速やかに
11	見積書提出～契約締結	協議後速やかに
12	結果公表	契約締結後5日以内に

5 参加資格

- (1) 津市契約規則(平成18年津市規則第40号)第7条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない者にあつては、次に掲げる書類を提出し確認を受けていること。
 - ア 法人にあつては、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
 - イ 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書(商号登記簿謄本)
 - ウ 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
 - エ 印鑑(登録)証明書
- (2) 国税、本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (4) 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止を受けている者でないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げ

る者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- (7) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) ISO/IEC27001及びISO9001、プライバシーマークの認定を受けていること。
- (9) 地方自治体においてクラウド型のコンビニ交付システムの導入及び運用・保守業務を請け負った実績を有すること(①導入業務については過去3年間に1件以上、②運用・保守業務については継続して12カ月以上の①②両方を満たすこと)。

6 本プロポーザルに関する質問受付について

本プロポーザルに関する質問受付方法及び回答方法は次のとおりとします。

(1) 受付方法について

ア 受付期間 令和元年5月22日(水)午後4時まで

イ 質問方法 質問書(第5号様式)に質問事項を記入し、下記の電子メールアドレスに質問書データを送信してください。

なお、受信確認のため必ず電話連絡を行ってください。

○電子メールアドレス(市民課) : 229-3143@city.tsu.lg.jp

○電話番号(市民課) : 059-229-3143

(2) 回答方法について

ア 回答期限 令和元年5月28日(火)

イ 回答方法 津市ホームページ (<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>) 内、本プロポーザル記事内にて回答いたします（質問者は非公開とします。）。

ウ 注意事項 受付期間外の質問及び指定方法以外の質問については一切受け付けません。

7 本プロポーザルへの参加申込書等及び提案書の提出について

(1) 本プロポーザルへの参加希望者は、次の書類を提出してください。

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 宣誓書（第2号様式）

ウ 業務担当責任者届出書（第3号様式）

※ 契約締結に至った場合、業務担当責任者の交代については、やむを得ない場合かつ発注者の承認を得た場合を除き、原則として認めませんのでご注意ください。

エ 提案書（A4判横、簡易製本、正本1部、副本20部）

※ 提案書の表紙には、「津市証明書コンビニ交付サービス提供業務提案書」と記載するとともに、提案者名を記載し、提案者が押印してください。

ただし、提案者名の記載及び押印は正本のみとし、副本については、提案者名及び押印の他、社標など提案者が類推できる一切の表示を行わないでください。

提案者名又は提案者が類推される表示が認められた場合には失格となりますので、ご注意ください。

※ 提案書は、日本語（適さない箇所を除く）で表記し、本文の総ページ数（空白や指定様式は含まない）は30ページ以内とします。

また、提案書はA4判横書きとし、A3は2ページとカウントします。

※ 提案書については、参加申込書（第1号様式）、宣誓書（第2号様式）及び業務担当責任者届出書（第3号様式）とは別に、ステープラー等により書類が分離しないよう製本し、提案者名及び業務名を記載したまち付き封筒等に正副一式を入れて提出してください。

オ 提案見積書（第4号様式）

カ 国税に関する証明書

※ 国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

キ 都道府県税及び市町村税の完納証明書等

※ 本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の完納を証明する書類（新規に開設した場合は、法人等開設届（写し））

ク ISO/IEC 27001及びISO 9001、プライバシーマークの資格証の写し

ケ 受託実績を証する契約書等の写し又は履行実績を証明する書類

※ 地方自治体においてクラウド型のコンビニ交付システムの導入及び運用・保守業務を請

け負った実績（①導入業務については過去3年間に1件以上、②運用・保守業務については継続して12カ月以上の①②両方を満たすこと。）を証明できる書類を提出してください。

コ 参加辞退届（第6号様式）

※ 参加申込書等の提出の後、本プロポーザルへの参加を取りやめる場合に提出してください。既にご提出いただいた書類につきましては返却しません。

サ 提案書提出要件項目、及び第1次・2次審査項目・審査基準（第7号様式）

※ 第7号様式の右欄（提案書の該当ページ）に各審査事項の内容について、提案書のページを記入して提出してください。

(2) 参加申込書等の提出に関する提出期間、提出方法及び提出場所

ア 令和元年5月15日（水）から令和元年6月6日（木）午後4時00分まで

ただし、提案書、提案見積書（第4号様式）及び提案書提出要件項目、及び第1次・2次審査項目・審査基準（第7号様式）については、令和元年6月19日（水）午後4時00分まで（必着）とします。

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き一般書留郵便）によるものとします。

なお、郵送により提出する場合は、電話等により到着確認を行ってください。

ウ 提出場所 津市市民部市民課（津市本庁舎1階）

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

電話番号 059-229-3143

(3) その他の留意事項

ア 参加申込書等の提出に要する一切の費用は、全て提案者の負担とします。

イ 上記提出期間内に参加申込書等を提出しない者は本プロポーザルに参加できません。

ウ 提出された参加申込書等の差し替え、再提出は認めません。

エ 提出された参加申込書等は、一切返却しないものとします。

オ 参加申込書等の受付時において、受付する職員は、その内容物について一切の点検を行いません。各指示事項に不備がある場合には不採用となりますのでご注意ください。

カ 参加申込書等は、選定作業の過程等で複製を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

8 提案書記載項目

提案書に記載する項目は次のとおりです。これらの項目に漏れがある場合は評価に影響がありますのでご注意ください。

1	提案者について
	1-① 会社概要

	1-② 導入実績（人口規模、成果等を記載すること）
2	システム要件について
	2-① 基本要件
	2-② データセンター要件
	2-③ 他システムとの連携機能
	2-④ 運用管理システム機能
3	構築スケジュール等について
	3-① 実施計画書等
	3-② 体制
	3-③ プロジェクト管理
4	運用保守について
	4-① 体制
	4-② セキュリティ管理
	4-③ システム運用保守の内容
5	独自提案について
6	費用 ※本事業全体の見積を「提案見積書（第4号様式）」に記入すること
7	その他 ※その他、追加事項があれば提案すること

9 提案の審査方法等について

(1) 審査方法

第1次審査委員会及び第2次審査委員会において、第7号様式にある「審査事項」、「審査基準」の内容、及び価格点に基づいて審査を行います。

第1次審査委員会における審査では、要求事項への充足度評価及び価格評価を行い、第1次審査委員毎の評価において、最も多くの委員から最高評価点を得た提案者（なお、同数の場合は得た合計評価点の高い者）上位3者を第1次審査通過者として選定し、第2次審査を行います。

第2次審査委員会では、プレゼンテーション及び質疑応答による評価を行い、第2次審査委員毎の評価において最も多くの委員から最高評価点を得た提案者（なお、同数の場合は得た合計評価点の高い者）を、契約の相手方の最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選定します。

ア 第1次審査（600点満点）

① 要求事項への充足度評価（相対評価、440点満点）

要求事項への充足度を提案書により評価します。

② 価格点＝160点×（最低見積額／提出見積額）

として評価します（小数点以下は切り捨てとします）。

なお、提案見積限度額を上回る見積額を提示された場合には失格となりますのでご注意ください。

イ 第2次審査（800点満点）

① プレゼンテーション及び質疑応答を含む評価（相対評価、640点満点）

② 価格点＝160点×（最低見積額／提出見積額）

として評価します（小数点以下は切り捨てとします）。

提案書記載内容等について評価するため、プレゼンテーションを実施します。

プレゼンテーションは、各提案者につき説明30分、質疑応答15分以内とし、業務担当責任者届出書（第3号様式）に氏名を記載された者が説明するものとします。

プレゼンテーションの参加人数は3名までとします。ただし、提案書に不明点等ある場合には別途確認時間を設ける場合があります。

プレゼンテーションで使用する機器のうち、スクリーン、電源、机等については、当方で準備しますが、パソコン、プロジェクタ、ケーブル等の必要機材については、参加事業者において準備することとします。

審査対象が1者のみの場合でもプレゼンテーション及び質疑応答は実施しますが、この場合は絶対評価を行い、評価点が一定水準に達しない場合は、最優先候補者として選定しません。

プレゼンテーション及び質疑応答の際、次の行為等が確認された場合は失格とさせていただきますのでご注意ください。

- ① 書面等により提案資料を追加した場合
- ② 提案者名が特定又は推定できる内容が確認された場合
- ③ 説明員が業務担当責任者本人と認められない場合
- ④ その他、発注者の指示に対し、正当な理由なくその指示に従わない場合

(2) 選定スケジュール

ア 提出要件審査

令和元年6月20日（木）

必須条件に係る形式審査（A4判横、簡易製本、正本1部、副本20部、見積金額の上限以下、参加資格要件を満たす業務実績の記載の有無）を行います。要件を満たさない提案については今後の審査は行わず直ちに失格となります。

イ 第1次審査（書面審査）

令和元年6月20日（木）～24日（月）

評価点が高得点の者上位3者までを第1次審査通過者とします。

ウ 第1次審査結果通知

令和元年6月28日（金）までに

審査通過の可否に関わらず結果の通知を電子メールにて行います。審査通過者については、第2次審査の日時及び場所についてもあわせて通知します。

エ 第2次審査（プレゼンテーション及び質疑応答による審査）

令和元年7月5日（金）

最も多くの委員から最高評価点を得た提案者（なお、同数の場合は得た合計評価点の高い者を最優先候補者とします。）

オ 第2次審査結果通知

令和元年7月8日（月）までに

審査通過の可否に関わらず結果の通知を電子メールにて行います。

10 情報公開基準

プロポーザルの実施に当たり、下記のとおり情報公開基準を設けることとします。

当該請求は、それぞれ書面により提出することとします。

なお、下記の項目以外の事例については、別途判断します。

対 象		契約締結前	契約締結後
選定条件			○
プロポーザル方式採用理由			○
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注1）
	提案見積書	×	△（注2）
	その他提出書類	×	○（注1）
採点表（合計点）		○（注3）	○
採点表（各評価項目点）			×
委員名簿			○（注4）
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注1）企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とします。

（注2）「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいいます。

（注3）契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができます。

（注4）委員名簿は、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とします。

(留意事項)

採点表（各評価項目点）については、契約締結前であっても、候補者決定後は、提案者本人からの当該本人に係る情報の請求の場合は開示することができます。

11 契約の締結について

審査の結果、最優先候補者と選定された提案者と、提案された内容を踏まえた上で契約に関する協議を行い、協議後の仕様内容に基づいた見積を提出し、契約の締結を行います。

なお、最優先候補者との協議が整わない場合、本市は、最優先候補者に次いで最も多くの委員から最高評価点を得た提案者（なお、同数の場合は得た合計評価点の高い者）と順次契約に向けての協議を行います。

運用・保守業務の契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成18年津市条例第319号）第2条第2号に基づく長期継続契約であり、発注者は、この契約の締結の日の属する年度以降において、発注者の歳入歳出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができることとします。

12 プロポーザルの手続き等に係る事務局及び各書類提出先

(1) プロポーザルに係る事務局は、津市市民部市民課に設置する。

(2) 各書類の提出先

〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号

津市市民部市民課

電話 059-229-3143

E-Mail 229-3143@city.tsu.lg.jp

(第1号様式)

参加申込書

令和元年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名



令和元年5月15日付けで公告のありました津市証明書コンビニ交付サービス提供業務について、下記のとおり参加申込みをします。

記

- 1 業務名 津市証明書コンビニ交付サービス提供業務
- 2 添付書類
 - (1) 宣誓書 (第2号様式)
 - (2) 業務担当責任者届出書 (第3号様式)
 - (3) 国税に関する証明書
 - (4) 都道府県税及び市町村税の完納証明書等
 - (5) ISO/IEC 27001及びISO 9001、プライバシーマークの資格証の写し
 - (6) 受託実績を証明する書類
 - (7) 提案書 (A4判横、様式自由、30ページ以内)
正本1部、副本20部
 - (8) 提案見積書 (第4号様式)
※提案書及び提案見積書の提出期限は、令和元年6月19日(水)午後4時ですので、後日提出いただいても結構です。
 - (9) 提案書提出要件審査項目、及び第1次・2次審査項目・審査基準 (第7号様式)
※各項目・審査基準の該当ページを記載してください。
※提案書と一緒に提出いただいても結構です。
- 3 連絡先 所属
担当者氏名
電話
E-mail

(第2号様式)

宣 誓 書

令和元年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

印

津市証明書コンビニ交付サービス提供業務プロポーザルに参加するにあたり、下記のこと及び提出書類の内容について事実と相違ない事を誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- 2 津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)による指名停止を受けている者でないこと。
- 3 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- 4 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立て、会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条の規定による改正前の商法(明治32年法律第48号)に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、再生計画又は更生計画が認可された者を除く。
- 5 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

(第3号様式)

業務担当責任者届出書

令和元年 月 日

(あて先) 津市長

住所(所在地)

商号(名称)

代表者氏名



津市証明書コンビニ交付サービス提供業務プロポーザルに参加するにあたり、
下記の者を当該業務に係る業務担当責任者として届け出ます。

記

項目	内容
1 氏名(よみがな)	()
2 所属	
3 業務実績	
4 保有資格等	

(第4号様式)

令和元年 月 日

(あて先) 津市長

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

印

津市証明書コンビニ交付サービス提供業務提案見積書

内容	内訳	金額 (税抜・円)
①システム構築	証明発行サーバ構築費	
	他システム連携費	
	その他費用	
	構築経費合計 (A)	
②運用・保守	月 額 (B)	
	月額 (B) × 61カ月 (C)	
合計 (A) + (C)		

(第5号様式)

令和元年 月 日

質 問 書

(あて先) 津市長

「津市証明書コンビニ交付サービス提供業務」について以下のとおり質問します。

商号(名称)	
所属	
担当者名	
メールアドレス	
電話・FAX	

質問項目	質問内容

(第6号様式)

参加辞退届

「津市証明書コンビニ交付サービス提供業務」プロポーザルに、参加申込書等を提出しましたが、参加を辞退します。

令和元年 月 日

(あて先) 津市長

提案者

住所 (所在地)

商号 (名称)

代表者氏名

印

(第7号様式)

津市証明書コンビニ交付サービス提供業務プロポーザル提案書提出要件項目、及び第1次・2次審査項目・審査基準(※配点表も含む)

○提案書提出要件審査項目(形式審査)

審査項目		
必須	1	提案書はA判横で(簡易)製本されているか
必須	2	提案書の副本には提案者の名称や提案者を類推できるような表示がないか
必須	3	見積提案書の金額は、消費税及び地方消費税を含まず上限額以下であるか
必須	4	参資格要件を満たす業務実績が確認できるか
必須	5	提出部数は、正本1部、副本20部か

○第1次審査項目(書面審査)

No.	審査項目	仕様書項番	審査基準	配点	提案書の該当ページ数	
1	提案者	①会社概要		0	20	
		②導入実績		20		
2	システム要件	①基本要件	7-(1)	・証明書コンビニ交付サービスについて、本市が要求する基本要件を実現するための具体的なシステムとその機能が記載されているか	20	120
		②データセンター要件	8	・災害や停電、ハードウェア障害、セキュリティ被害を防ぐための具体的な対策とその体制が十分か ・データセンターの監視体制や設備等が十分か	20	
		③他システムとの連携機能	7-(2)	・既存システムとの連携方法及びシステム構成について具体的に記載されているか	20	
				・発行制限等、既存システムとの連携についての機能詳細が記載されているか ・既存システムとの整合性及び影響について考慮されているか	20	
		④運用管理システム機能	7-(3)	・ログや統計情報取得、発行抑止の具体的な機能が記載されているか ・発行する証明書や証明書の項目が変更及び追加された場合の対応について記載されているか	20	
3	構築スケジュール等	① 実施計画書等		・令和2年3月の稼働に向けての実施計画及びスケジュールが明確であるか、また、実施可能なものであるか	10	80
		②体制		・作業実施の体制について考慮されているか ・プロジェクトをサポートするバックアップ体制について考慮されているか ・従事予定者について業務経験を有しているか ・本市への作業支援について具体的に考えられているか	20	
				10		
		③プロジェクト管理	9-(1)	・進捗管理、品質管理、課題管理等のプロジェクト管理について具体的に考慮されているか	20	
	・本市や既存システムベンダーとの打ち合わせ計画が具体的に記載されているか		20			
4	運用保守	①体制	10-(4)	・システム障害、操作方法等についてのサポート体制について考えられているか	20	120
			10-(5)	・障害発生時の対応体制について考えられているか		
		②セキュリティ管理	8-(6)	・本市との役割分担が明確になっているか ・研修や定期報告の計画について考えられているか ・マニュアル等の整備について考えられているか	20	
				・セキュリティ事故を防ぐための具体的な対策が明確であるか ・災害、セキュリティ事故等が発生した場合の対策が明確であるか	20	
				・運用担当者へのセキュリティ研修計画について考えられているか	20	
③システム運用保守の内容	10-(1) (2) (3)	・安定的な運用について考えられているか ・システムメンテナンス等に関する計画について考えられているか ・法改正等によるシステム改修の対応(費用負担の考え方含む)が明確になっているか ・システム稼働後における保守の体制について考えられているか ・運用監視の体制について考えられているか	40			
5	独自性	独自提案		将来的なサービスに対する提案、PR方法等における独自の提案があるか	100	100
6	価格点	価格点については、以下の算出式により算出する 価格点=160点 × (最低見積額/提出見積額) ※小数点以下は切り捨てとする		160	160	
合 計				600		

○第2次審査項目(プレゼンテーション及び質疑応答による審査)

No.	審査事項	仕様書項番	審査基準	配点		提案書の該当ページ数
1	提案者	①会社概要			0	20
		②導入実績		・地方公共団体(本市と同等及び同等以上)におけるクラウド型(LGWAN-ASP)コンビニ交付システムの導入実績があるか(実績の内容・規模・件数により評価)	20	
2	システム要件	①基本要件	7-(1)	・証明書コンビニ交付サービスについて、本市が要求する基本要件を実現するための具体的なシステムとその機能が記載されているか	20	120
		②データセンター要件	8	・災害や停電、ハードウェア障害、セキュリティ被害を防ぐための具体的な対策とその体制が十分か ・データセンターの監視体制や設備等が十分か	20	
		③他システムとの連携機能	7-(2)	・既存システムとの連携方法及びシステム構成について具体的に記載されているか	20	
				・発行制限等、既存システムとの連携についての機能詳細が記載されているか ・既存システムとの整合性及び影響について考慮されているか	20	
④運用管理システム機能	7-(3)	・ログや統計情報取得、発行抑止の具体的な機能が記載されているか ・発行する証明書や証明書の項目が変更及び追加された場合の対応について記載されているか	20			
3	構築スケジュール等	① 実施計画書等		・令和2年3月の稼働に向けての実施計画及びスケジュールが明確であるか、また、実施可能なものであるか	10	80
		②体制		・作業実施の体制について考慮されているか ・プロジェクトをサポートするバックアップ体制について考慮されているか ・従事予定者について業務経験を有しているか ・本市への作業支援について具体的に考えられているか	20	
					10	
		③プロジェクト管理	9-(1)	・進捗管理、品質管理、課題管理等のプロジェクト管理について具体的に考慮されているか	20	
	・本市や既存システムベンダーとの打ち合わせ計画が具体的に記載されているか		20			
4	運用保守	①体制	10-(4) (5)	・システム障害、操作方法等についてのサポート体制について考えられているか ・障害発生時の対応体制について考えられているか	20	120
				・本市との役割分担が明確になっているか ・研修や定期報告の計画について考えられているか ・マニュアル等の整備について考えられているか	20	
		②セキュリティ管理	8-(6)	・セキュリティ事故を防ぐための具体的な対策が明確であるか ・災害、セキュリティ事故等が発生した場合の対策が明確であるか	20	
				・運用担当者へのセキュリティ研修計画について考えられているか	20	
		③システム運用保守の内容	10-(1) (2) (3)	・安定的な運用について考えられているか ・システムメンテナンス等に関する計画について考えられているか ・法改正等によるシステム改修の対応(費用負担の考え方含む)が明確になっているか ・システム稼働後における保守の体制について考えられているか ・運用監視の体制について考えられているか	40	
5	独自性	独自提案		将来的なサービスに対する提案、PR方法等における独自の提案があるか	100	100
6	プレゼンテーション	業務担当責任者(説明者)及び提案資料について		専門知識に頼らない、万人に理解できる説明となっているか	30	200
				審査員からの質問への回答が妥当であるか	30	
				当該業務の委託の受注に向けたやる気、熱意が感じられるか	30	
				他市等における実績も踏まえた具体的な説明がある等、業務を実施するにふさわしい経験があることが分かるか	40	
				提案書の中に使用されている関連資料及び図表等について分かりやすいものとなっているか	30	
				全体を通して、提案書と説明との間で齟齬がなく、分かりやすくまとまっていたか	40	
7	価格点			価格点については、以下の算出式により算出する 価格点=160点 × (最低見積額/提出見積額) ※小数点以下は切り捨てとする	160	160
合 計					800	

津市証明書コンビニ交付サービス提供業務仕様書

<目 次>

- 1 件名
- 2 導入目的
- 3 業務内容
- 4 履行期間
- 5 履行場所
- 6 基本情報
- 7 システム要件
- 8 データセンター要件
- 9 システム導入要件
- 10 運用・保守要件
- 11 納入物件
- 12 その他

1 件名

津市証明書コンビニ交付サービス提供業務

2 導入目的

地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が提供するコンビニエンスストア等（以下「コンビニ等」という。）のキヨスク端末による証明書等の交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）をクラウド型で導入することにより、各種証明書の交付時間や交付場所を拡大し、住民サービスの向上を図るものである。

3 業務内容

業務内容は、以下のとおりとする。

(1) コンビニ交付システム構築

J-LIS の仕様に準拠し、以下の機能を備えたシステムを構築する。

- ① 証明書発行サーバの機能
- ② 他システムとの連携機能
- ③ 運用管理機能

(2) コンビニ交付の運用・保守

証明書コンビニ交付システムの構築後、システムの運用・保守を行う。

4 履行期間

システム構築は、契約締結日から令和2年2月29日までとする。
コンビニ交付の開始は、令和2年3月1日予定とすること。

5 履行場所

本市が指定する場所

6 基本情報

本市の人口規模やシステム要件等を考慮し、性能、可用性、運用等に配慮すること。
特に個人情報保護に関する仕組み部分について、高い機密性、完全性を有すること。

(1) 本市の概要

人口（平成31年4月1日現在） 男：135,352人、女：143,088人、計278,440人
世帯数（平成31年4月1日現在） 125,622世帯
印鑑登録件数（平成31年4月1日現在） 184,080件
本籍数（平成31年4月1日現在） 117,227件

(2) 証明書等発行件数（平成30年度実績。無料のものは除く。）

- ① 住民票の写し 139,285件

- ② 印鑑登録証明書 84,925件
- ③ 戸籍証明書 44,364件
- ④ 戸籍の附票の写し 6,854件
- ⑤ 所得課税証明書 31,148件

(3) 本市システムの状況

- ① 住民記録・印鑑登録システムベンダー：(株)三重電子計算センター
- ② 戸籍システムベンダー：富士ゼロックスシステムサービス(株)
- ③ 税システムベンダー：(株)三重電子計算センター

7 システム要件

(1) 証明発行サーバ

① 基本要件

- ア 本市が利用する証明書発行サーバは、受注者のデータセンター等に設置すること。
- イ J-LIS の仕様に準拠し、コンビニ等のキヨスク端末からの証明書発行要求を受けて、証明書のPDF データを作成できるようにすること。
- ウ コンビニ交付の実現方法は、LGWAN-ASP 方式（J-LIS の LGWAN-ASP アプリケーション及びコンテンツサービス、ホスティングサービス、ファシリティサービスとして登録済みのもの）を採用し、国の特別交付税措置の対象であること。
- エ コンビニ交付における本人認証は、マイナンバーカードに対応すること。
- オ コンビニ交付開始後に証明書の様式変更や交付対象証明書の追加が発生した場合、J-LIS が指定するシステム確認試験で、サービスを停止する必要がないよう、サービス稼働後も常時利用できるテスト環境を構築すること。
- カ 証明書発行サーバは冗長化構成とし、ハードウェアに起因する障害が発生しても業務への影響を最小限にすること。

② 交付対象証明書

本委託の対象証明書は、以下のとおりとする。

- ・住民票の写し（最新事項のみ）
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍全部事項証明書
- ・戸籍個人事項証明書
- ・戸籍の附票の写し（全部）
- ・戸籍の附票の写し（一部）
- ・所得課税証明書（最新年度分かつ本人分のみ）

※戸籍証明書は本籍地が本市である者を対象とする（市外在住の者を含む。）。

※上記以外の証明書についても、将来追加が可能な仕組みを有すること。

(2) 他システムとの連携機能

①基本要件

- ア 既存の住民記録・印鑑登録システム、戸籍システム、税システム（以下「既存システム」という。）からのデータを証明発行サーバに連携できる仕組みを構築すること。
- イ 既存システムから、データを出力する方式については、既存システムベンダーと調整し、見積りの範囲内で対応すること。
- ウ 既存システムで発行制限されている場合（DV等）、連携してコンビニ交付についても発行制限できるようにすること。
- エ 外字については、当初複製データの作成時に文字同定を行うものとする。文字同定の方法については、受注者にて対照表を作成の上、本市が確認する。文字同定によって作成すべき文字が生じた場合は、当初複製データ作成時までには作成すること。
- オ 文字制約により、コンビニ等で証明書の発行ができないことが無いよう、窓口で発行している証明書の文字をコンビニ等で交付される証明書で再現できること。なお、外字の集約により窓口で発行している証明書と異なる文字の表現は認めない。
- カ 既存システムとの整合性を検証できること
- キ 戸籍証明書に係るデータは、証明書コンビニ交付システムにおいて複製管理せず、証明発行要求に応じて、戸籍システムで作成される証明書のPDFデータを連携する仕組みを構築すること。
- ク 本籍地での戸籍証明書の交付に係る利用者登録機能を構築すること。

②その他事項

既存システムとの連携において不具合等が発生した場合、既存システムベンダーと受注者の間で責任をもって解決を図ること。

(3) 運用管理機能

市民の問合せ対応に必要な証明書発行履歴の照会、個人別、証明書別の発行抑止など、職員の業務運用に必要な機能を構築すること。

① 基本機能要件

- ア コンビニ等での証明発行履歴について、発行日時や利用者など様々な条件で検索し、照会できること。また、発行履歴照会画面では、証明書出力条件（世帯一部等）や手数料、発行したコンビニ等の店舗が確認できること。
- イ 利用者単位、証明書単位又は一括にて発行抑止の設定、解除ができること。
- ウ 証明書に印字する首長名や公印、発行手数料、認証文の変更等について日時指定で変更予約ができること。
- エ 操作者のIDやパスワード、操作権限等が管理できること。
- オ 交付対象証明書単位の証明発行統計を画面上に表示し確認できること。また、証明書発行統計情報を加工できるファイル形式（CSV形式等）で出力ができること。なお、戸籍証明書については、住所地と本籍地が異なる利用者単位の統計情報が出力可能であること。

② 休日・時間外戸籍発行抑止について

ア 法務省の基準に準拠し、休日時間外の戸籍届出書受領に対して、該当戸籍の発行抑止処理が行えるようにすること。

イ アで抑止した情報については、対象者リストの出力ができること。

8 データセンター要件

(1) 立地

- ① 活断層上を避けるなど地震のリスクが少ない場所に建設されていること。
- ② 津波水害予想図において浸水予測がない場所に建設されていること。
- ③ データセンターの周囲半径 100m以内に消防法により、指定数以上の危険物製造設備、火薬製造設備、高圧ガス設備がないこと。
- ④ 隣接建物からの延焼防止のため十分な距離が保たれているか、建物自体に延焼防止措置が施されていること。

(2) 建物

- ① データセンターの敷地は、フェンスで囲われており、カメラ・センサー等により敷地内への不正侵入が防止されていること。また、敷地の出入口についても監視できること。
- ② データセンターについては建物全体が免震構造であること。さらに建物内の設備や機器等にも損害を与えない構造であること。
- ③ 雷対策設備として、避雷設備を有していること。
- ④ 台風等の水害に対し、対処できる構造・設備を有すること。
- ⑤ サーバ室については、不燃材が使用されていること。
- ⑥ サーバ室は、温湿度環境を維持できる天井高等を確保していること。

(3) 電源設備

- ① 法定点検や工事等の際にも電力供給を止めることなく、電力供給ができる冗長構成を有すること。
- ② 停電時に非常用発電機が起動するまでに瞬断することなくサーバ機器に十分な電力供給が可能な容量をもつ無停電電源装置が設置されていること。
- ③ 無停電電源装置には瞬電・電圧低下・突入電流・サージ等の電源トラブル対策を講じていること。
- ④ 商用電力の供給が停止した場合、証明発行サーバやその他のデータセンター設備に影響を及ぼさない状態を確保できる容量をもつ非常用発電機が設置されていること。
- ⑤ 非常用発電機は、停電の際に無停電電源装置から電源供給されている間に電源供給を開始できること。
- ⑥ 有事の際に優先的に燃料供給が受けられる契約を燃料供給会社と結んでいること。

(4) 空調設備

- ① 温度・湿度について、機器・設備等の安定稼働に影響を及ぼさないように一定の温度・湿度を保つための空調設備を有していること。
- ② 空調は24時間365日の連続運転が可能なこと。
- ③ ラック外の周囲の温度・湿度を適正に保ち、誤作動せずかつ365日を通して結露の発生しない適正温度・湿度を維持できること。
- ④ 局所的熱溜まりを発生させないこと。
- ⑤ 空調設備の集中監視が行えること。
- ⑥ 故障による代替空調が設置されており、主要な空調機器が故障した場合でも必要な冷却能力を確保できること。
- ⑦ 空調機排水回りの水漏れ検知を行うこと。

(5) 防火設備

- ① サーバ室は、設置機器・設備に影響を与えないよう、水を使用しないガス系（窒素等）の消化設備を設置していること。
- ② 延焼防止システムを有すること。
- ③ 消化設備の集中監視が可能であること。

(6) セキュリティ要件

- ① 入退者を識別・記録できるセキュリティ施設により、許可された者のみ入退室が可能なこと。さらにサーバ室への入室は、ICカードや生体認証システム等採用していること。
- ② 証明発行サーバのラックは、不正アクセスや不正操作防止のため鍵付きラックを使用していること。
- ③ サーバ室、サーバラック等の鍵を定められた場所に保管し、管理者は特定者によって実施されていること。
- ④ モニタによる監視を24時間365日実施すること。
- ⑤ カメラによる監視及びセンサーによる侵入検知が行えること。
- ⑥ カメラ及びセンサーのカバー範囲は、入り口からサーバ室内のサーバ設置場所に至るまでを網羅すること。
- ⑦ 防犯設備導入を行い、出入口等の常時監視を行っていること。
- ⑧ 情報漏えい、記録媒体の盗難防止措置が講じてあること。

9 システム導入要件

(1) 進捗管理

契約締結後速やかに、本市と証明書コンビニ交付システム導入に向けて協議又は調整を行い、導入業務にかかる実施計画書を提出すること。提出後は実施計画書に基づき本稼働までの進捗管理を行うこと。

(2) データセットアップ

- ① 証明書コンビニ交付システムの稼働に必要なデータをセットアップすること。
- ② 本システムで取り扱うデータは、日々変更（異動等）が発生しているため、サービス提供開始時点でデータの整合性がとれるようデータ連携計画を作成すること。
- ③ データセットアップの方法について、ネットワークを利用する場合は通常業務に支障が生じないように転送量や時間帯を考慮すること。
- ④ データセットアップに際して、詳細は本市及び既存システムベンダーと協議の場を設けること。

(3) 各種試験の実施及び支援

- ① J-LIS の試験実施要領に基づきシステム確認試験を実施すること。
- ② システム確認試験について、本市主体で実施するものとし、受注者は事前打ち合わせや問い合わせ対応等、支援すること。
- ③ システム確認試験の負荷テストに必要なマイナンバーカードは本市で用意する。

(4) 操作研修

- ① 構築するシステムの操作方法等について、研修を行うこと。
- ② 研修内容、期間、時間等について、本市と協議のうえ決定すること。
- ③ 研修で使用する資料は、受注者で用意すること。

10 運用・保守要件

(1) コンビニ交付サービス提供時間

コンビニ交付の提供時間及び休止日については以下のとおりとする。

- ・提供時間 6:30 から 23:00 まで
- ・休止日時 12月29日から1月3日まで（終日）

LGWAN 及び J-LIS 証明書交付センター、データセンター等の計画停止日時
証明発行サーバの日々のバッチ処理やバックアップ等の運用は、提供時間に
影響のない時間帯で実施すること。

(2) データセンター内におけるシステム運用

- ① データセンターにおける証明発行サーバ等の運用監視業務において、異常を予兆段階で早期に発見できるようにすること。
- ② 監視ソフト等によりシステムログ・CPU 使用率・メモリ使用率等のサーバやネットワーク機器の稼働状況等を監視すること。
- ③ データの保護並びにシステム障害発生時の円滑なデータ調査及び復旧のため、証明発行サーバに記録されたデータを保管すること。
- ④ 証明書等データについては、証明発行サーバ上で自治体ごとに論理的に分割されており、他自治体のデータにアクセスできないように論理的独立性を確保していること。

(3) ハードウェア及びシステム保守

①ハードウェア保守

- ・証明発行サーバ等のハードウェア保守については、24時間365日実施が可能なこと。
- ・証明発行サーバ等については、定期的に予防保守を行うこと。
- ・ハードウェアの故障に関しては、速やかに復旧作業を行うこと。

② システム保守

- ・証明発行サーバ等のシステムについて、定期的なメンテナンス（レベルアップやバグ修正等）を行うこと。
- ・証明発行サーバ等のOS等の基本ソフトのセキュリティパッチ適用を必要に応じて行うこと。
- ・本番環境とは別に検証用の証明発行サーバ等を準備し、システムメンテナンスやOS等セキュリティパッチ適用時には、事前に十分に検証環境にて検証を行った上で、本番環境に適用すること。
- ・ソフトウェアのバージョンアップ等システムを良好な状態で使用するために必要となるプログラム更新、法改正対応等による証明発行サーバ等のシステム改修が発生した場合には、利用料の範囲内で対応することを原則とする。ただし、国や県等より補助金等の財政支援がある広域的な改修の場合や大規模な法改正等にかかるシステム改修の場合は、別途協議とする。
- ・定期的なソフトウェアのメンテナンスを実施すること。
- ・作業を行った場合、必ず作業報告を行うこと。

(4) サポート及び障害対応

- ① サポート窓口を開設し、サービス提供時間帯における問い合わせ等の窓口を設置すること。
- ② システム構築業務及びサービス運用・保守業務において、障害等の不具合が発生した場合は速やかに不具合解消の対応を行うこと。
- ③ 障害発生時には、障害の原因がハードウェアやシステムかに関わらず、迅速に障害発生原因の調査・特定・対応を実施すること。
- ④ 障害対応にあたっては受注者において既存システム側の対応も含めた一体的なサポートを行うこと。
- ⑤ 障害対応作業実施にあたっては、本市の承諾を得て行うこと。

(5) 作業等の報告

定例及び臨時作業の結果、稼働状況等について、定例報告書を作成し、月1回の報告をすること。

1.1 納品成果物

下記に記載する各種資料等を成果物として納品すること。

なお、本契約により作成した成果物の著作権、著作権等についての一切の権利は本市に帰属する。作成にあたり第三者の著作権等に抵触するものについては、受注者の責任で適正に処理すること。

項番	成果物	納入形態
1	作業実施計画書	電子各1セット及び 紙ベース各2部
2	データ連携計画書	
3	要件定義書、基本設計書、運用設計書	
4	テスト計画書及び結果報告書	
5	保守体制図	
6	操作マニュアル	
7	プロジェクト管理報告書	

12 その他

- (1) 本仕様書に記載されるものは、最低限必要とされるものである。効果的な追加提案を積極的に行うこと。
- (2) 再委託は原則禁止とする。委託業務全体に大きく影響を及ぼさない補助的業務についてやむを得ず再委託が必要な場合は、再委託先事業者においても情報セキュリティ対策が十分講じられており、受託先と同等の水準であることを担保したうえで、本市の承諾を得た後に再委託を行うこと。
- (3) 本業務の履行に際して、津市個人情報保護条例、セキュリティポリシーの規定を遵守し、秘密情報、個人情報の取扱いについては厳重に行い、業務上知りえた技術情報等を第三者に開示するなど業務目的以外に使用しないこと。
- (4) 受注者は、本業務に係る個人情報を本市の許可なく複写し、又は複製してはならない。本市の許可を受けて複写したときは、本業務の終了後、本市の指示を受けた後、直ちに複写した個人情報を消去し、再生または再利用ができない状態にしなければならない。
- (5) 受注者は、本業務に関して必要に応じ助言等を行い、また助言を求められた場合には、速やかに対応すること。
- (6) 業務の適切な遂行を図るため、適宜本市と協議を行うこと。

津市上下水道事業公告第1号

津市公共下水道事業受益者負担に関する条例（平成18年津市条例第202号）第5条第1項の規定により平成31年度に負担金及び分担金を賦課しようとする区域を次のとおり定めましたので、公告します。

令和元年5月9日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

負担金及び分担金を賦課する区域

負担区名	賦課面積 (㎡)	所在	賦課面積 (㎡)
橋内東部第2処理分区第5負担区	1,990.00	末広町	1,990.00
津第2処理分区第1負担区	1,493.31	雲出本郷町	1,493.31
津第2処理分区第4負担区	19,495.23	高茶屋小森町	19,495.23
津第3-1処理分区第1負担区	1,304.25	高茶屋小森町	1,304.25
津第3-2処理分区第2負担区	965.52	高茶屋一丁目	965.52
津第3-2処理分区第3負担区	20,916.47	高茶屋小森町	20,916.47
津第3-3処理分区第1負担区	252.00	高茶屋小森町	252.00
津第4処理分区第1負担区	2,421.00	高茶屋二丁目	1,520.00
		高茶屋小森上野町	901.00
津第5処理分区第1負担区	576.78	藤方	576.78
津第5処理分区第2負担区	1,493.00	大園町	1,493.00
津第5処理分区第3負担	27,987.27	垂水	7,102.79

区		藤方	16,433.47
		柳山津興	4,451.01
津第5处理分区第4负担区	60,957.14	垂水	47,688.73
		柳山津興	11,858.41
		半田	1,410.00
津北部第2处理分区第1负担区	1,711.30	白塚町	1,711.30
津北部第3-2处理分区第1负担区	4,922.00	白塚町	4,922.00
津北部第5处理分区第1负担区	16,586.75	一身田町	16,586.75
津北部第1-3处理分区第1负担区	18,587.28	羽所町	4,524.82
		上浜町一丁目	4,182.00
		栄町三丁目	9,880.46
影重处理分区第1负担区	3,692.91	河芸町一色	3,692.91
一色第1处理分区第1负担区	9,495.44	河芸町一色	9,495.44
中別保第1处理分区第1负担区	552.70	河芸町中別保	552.70
中別保第2处理分区第1负担区	22,015.35	河芸町上野	22,015.35
上野处理分区第1负担区	27,132.29	河芸町上野	27,132.29
千里ヶ丘处理分区第1负担区	881.88	河芸町千里ヶ丘	59.93
		河芸町西千里	821.95
清水处理分区第1分担区	4,982.17	河辺町	4,982.17
新家分担区	12,677.35	新家町	12,677.35
白山第2处理分区1分担区	10,964.52	白山町川口	10,964.52
白山第5处理分区2分担区	8,937.57	白山町二本木	8,937.57
芸濃町棕本处理区	23,080.99	芸濃町棕本	23,080.99
安濃町负担区	5,575.25	安濃町曾根	5,575.25

津市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、津市波瀬財産区議会議員の任期満了による一般選挙を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

令和元年5月5日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

選挙期日 令和元年5月10日

津市選挙管理委員会告示第2号

令和元年5月10日執行の津市波瀬財産区議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

令和元年5月5日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

- 1 投票所名
津市波瀬ふれあい会館
- 2 住所
津市一志町波瀬2232番地2

津市選挙管理委員会告示第3号

令和元年5月10日執行の津市波瀬財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書きの規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月5日

津市選挙管理委員会

委員長 後藤 久

- | | | |
|---|-----------|---------|
| 1 | 投票所を開く時間 | 午前8時30分 |
| 2 | 投票所を閉じる時間 | 午後7時 |

津市選挙管理委員会告示第4号

令和元年5月10日執行の津市波瀬財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月5日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

津市選挙管理委員会告示第5号

令和元年5月10日執行の津市波瀬財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

令和元年5月5日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

1 場 所

津市波瀬出張所

2 日 時

令和元年5月10日 午後8時30分から

ただし、無投票の場合の選挙会は、令和元年5月10日午前9時より定められた場所で行う。

津市選挙管理委員会告示第6号

令和元年5月10日執行の津市波瀬財産区議会議員選挙における選挙長及び選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第81条の規定により告示する。

令和元年5月5日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

1 選挙長

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 西本 健郎

2 選挙長に事故があり、又は選挙長が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 谷 政博

津市選挙管理委員会告示第7号

令和元年5月10日執行の津市波瀬財産区議会議員選挙における投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

令和元年5月5日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

1 投票管理者

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 藤岡 修

2 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 伊藤 邦明

津市選挙管理委員会告示第8号

令和元年5月10日執行の津市波瀬財産区議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

令和元年5月5日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

期日前投票所の場所 津市波瀬出張所

津市選挙管理委員会告示第9号

令和元年5月10日執行の津市波瀬財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7において読み替えて適用する同令第25条の規定により告示する。

令和元年5月5日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

1 期日前投票管理者

職務を行うべき日	氏名	住所
令和元年5月6日	西本 健郎	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和元年5月7日	西本 健郎	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和元年5月8日	西本 健郎	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和元年5月9日	西本 健郎	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

2 期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

職務を行うべき日	氏名	住所
令和元年5月6日	谷 政博	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和元年5月7日	谷 政博	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和元年5月8日	谷 政博	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
令和元年5月9日	谷 政博	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

津市選挙管理委員会告示第10号

令和元年5月10日執行の津市波瀬財産区議会議員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号及び公職選挙法施行令（昭和25年政令89号）第127条第1項の規定により次のとおり定めたので、同法第196条の規定により告示する。

令和元年5月5日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

支出金額の制限額 1,037,000円

津市選挙管理委員会告示第11号

平成31年3月20日執行の津市榊原財産区議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、その要旨を別紙のとおり公表する。

令和元年5月9日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

別紙のとおり

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年3月20日執行 津市榊原財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,035,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	安藤 勝平	所属党派	無所属	期間 3月15日から 3月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	安藤 勝平			

取 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報告書受理年月日	平成31年3月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年3月20日執行 津市榊原財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,035,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	福岡 勝司	所属党派	無所属	期間 3月15日から 3月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	福岡 勝司			

取 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報告書受理年月日	平成31年3月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年3月20日執行 津市榊原財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,035,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	崎 和泉	所属党派	無所属	期間 3月15日から 3月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	崎 和泉			

取 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		円
		円	人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報告書受理年月日	平成31年3月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年3月20日執行 津市榊原財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,035,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	坂口 賢二	所属党派	無所属	期間 3月15日から 3月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	坂口 賢二			

取 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報告書受理年月日	平成31年3月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年3月20日執行 津市榊原財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,035,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	萩野 広和	所属党派	無所属	期間 3月15日から 3月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	萩野 広和			

取 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報告書受理年月日	平成31年3月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年3月20日執行 津市榊原財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,035,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山川 光生	所属党派	無所属	期間 3月15日から 3月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	山川 光生			

取 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)		円
		円	人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報告書受理年月日	平成31年3月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年3月20日執行 津市榊原財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,035,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松田 久美	所属党派	無所属	期間	3月15日から 3月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	松田 久美					

取 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報告書受理年月日	平成31年3月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年3月20日執行 津市榊原財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,035,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	谷川 信男	所属党派	無所属	期間	3月15日から 3月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	谷川 信男					

取 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報告書受理年月日	平成31年3月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年3月20日執行 津市榊原財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,035,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	裏川 幹雄	所属党派	無所属	期間 3月15日から 3月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	裏川 幹雄			

取 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報告書受理年月日	平成31年3月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年3月20日執行 津市榊原財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,035,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	倉田 守雄	所属党派	無所属	期間 3月15日から 3月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	倉田 守雄			

取 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報告書受理年月日	平成31年3月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年3月20日執行 津市榊原財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,035,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田中 克巳	所属党派	無所属	期間 3月15日から 3月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	田中 克巳			

取 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報告書受理年月日	平成31年3月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成31年3月20日執行 津市榊原財産区議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

1,035,400円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大野 講一	所属党派	無所属	期間 3月15日から 3月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	大野 講一			

取 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄附額)	円	
			人件費	
			家屋費	
			選挙事務所費	
			集合会場費	
			通信費	
			交通費	
			印刷費	
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
			休泊費	
			雑 費	
その他の寄附	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	0
前 回 計			前 回 計	
総 計		0	総 計	0

報告書受理年月日	平成31年3月29日	第1回報告分
----------	------------	--------

津市選挙管理委員会告示第12号

令和元年5月10日執行の津市波瀬財産区議会議員選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

令和元年5月10日

津市選挙管理委員会
委員長 後藤 久

別紙のとおり

住所	氏名
三重県津市一志町波瀬 1 7 8 1 番地 1	北辻 和博
三重県津市一志町波瀬 2 4 6 6 番地	北出 太
三重県津市一志町波瀬 2 0 5 1 番地 1	中川 正
三重県津市一志町波瀬 2 4 0 1 番地	豊田 隆雄
三重県津市一志町波瀬 4 0 8 4 番地	西口 一美
三重県津市一志町波瀬 4 2 8 8 番地	小畑 克廣
三重県津市一志町波瀬 4 5 6 5 番地	山岡 正弥
三重県津市一志町波瀬 5 0 0 6 番地	松室 晃
三重県津市一志町波瀬 5 3 3 7 番地	奥田 徹
三重県津市一志町波瀬 5 5 9 4 番地	吉村 精二
三重県津市一志町波瀬 7 1 0 9 番地	齋藤 宗和